

新しい家庭像への試論

永池 榮吉¹⁾

Toward a New Model for the Family

はじめに

私は家庭教育・生涯学習の啓発（社会教育団体の運営）に取り組むかたわら、この15年あまり、日本文明に始まり、宇宙へ、生命へ、自然へ、新しい家庭像を求めて問いかけてきた。本稿では、このふたつの営みで得られた知見を生かして、改めて新しい家庭像を考えてみたい。

新しい家庭像は、その構築がわが国で渴望されて久しい。前に立ちふさがる問題群のうち主要なものを以下列挙する。

第1に、父親、母親の役割の問題。第2に、人間的価値に関する問題。第3に、親子の絆を巡る問題。第4に、開かれた意識、つまり共感力をもった家庭づくりの問題。第5に、家庭における活力再生機能回復の問題など。

自然には偉大な叡智が内在しており、生き物の育児スタイルは、そうした自然の叡智に導かれて作り上げられたものであること。育児の本質にあるのは、文化的行為というより生物的行为であること。家庭は自然と社会の接点に位置する人間の巣であること。生き物としての親子関係の深化とその中での人間的価値の伝授こそが、子供の教育の本質に存在すべきものであること。生き物としての基本に沿った育児と、尊厳なる人格を形成するための教育が共存すること。これらを理解し実践できてはじめて、上記問題群はすべてクリアされる。

紙幅の都合で上記問題群のうち、第1章で、父親、母親の役割の明確化の問題を、第2章で、人間的価値に関する問題を中心に据えて考察する。

第1章 父親、母親の役割とは何か

ある時代まで、男たちが語り合っていた言葉に、「家に帰って女房、子供の顔を見れば疲れが取れる」というのがあった。外で疲れ傷ついた人間が、癒されて活力を回復する、活力再生の場が本来の家庭機能の一つである。これは、人類史における家庭の成り立ちを見ると、よく理解できる。無償の与え合いや安らいだ眠りは、心身を癒す。共同生活による意識の一体化は、そこで暮らす者に安らぎを与え、安らぎは癒しを生むことになる。

そうした安らぎと癒しは、他の人間関係にはない家族的な連帯によってしか得られない。家族的な連帯とは、子供を介してできた、単なる男と女の間を超えた結びつきである。小さくはあっても、一つの共同体を担う、互いの役割意識を基礎にして出来上がっていく。一組のパートナーが持つ、この役割意識がきちんと噛み合うことで、家庭という堅固な共同体が作られ、安息の場としての家庭の機能が遺憾なく発揮されるわけである。

しかし、後述する日本型個人主義は、これらの生物機能としての親の役割を全く無視し、人間をすべて外界との関係を絶った「個人」と規定づけてしまっている（キリスト教における神と個の関係とは対照的）。それによって、動物から人間になる過程で会得され、遺伝的、伝承的に継がれてきた一切の経験情報が、世代を経るごとに断ち切られることとなった。

1) 教育学博士
社団法人スコレ家庭教育振興協会会長

そこでは、男女は平等であり、その結果、親子も平等という認識が生まれた。さらに、家族の共同生活をしていくための手引きを何ら持たず、かつて各々の地域に伝承されてきた生活の知恵も与えられない、「個族」どうしの共同生活が、日々様々なトラブルを惹き起こしている。かつて生得的に継がれてきた父母の役割は、男女の平等意識の前に消滅し、家庭での安らぎと癒しを生む機能は極度に低下している。親子、夫婦間の忌むべき殺傷事件さえ起きることとなった。

男女の平等と父母の役割の問題を、男女差別の次元で論じるのは誤りだ、と断じたい。本章第2節で見極めるが、人類の誕生と父性の登場、及び家族の出現は、ひと続きの進化的所産である。これらを200～300年の歴史しか持たない近代イデオロギーの視点で論じるのは、人類史及び生命史に対する冒涇に他ならない。

第1節 父親、母親の役割の放棄

——小社会なのに家庭は無政府状態

「家庭はもともと小さな社会である」といわれる。その家庭が日本の実情では、いわば、無政府社会、無政府国家の観を呈している。私が折に触れ見聞きしたその事例の幾つかを以下に挙げてみよう。

①リーダーシップ欠如の父親

私が地方都市でサウナへ行ったおりのこと。着替えの側で男が電話している。それとなく聞かえてくるのは、家族みんなでどこかへ出かけるという案に対して、子供は友だちと別行動したいという話のようだ。母親は「絶対だめだ」というが、父親は「確にお母さんはそう言っていて、そのとおりのかもしれんけど・・・」と、腰砕けだ。しっかりした母親に、だらしない父親。父性・母性が逆になっている。

②しつけの放棄

「先生、勉強のほうは私が責任持ちますから、しつけのほうをひとつよろしくお願いします」。もう随分前、30年ほど前のことになるが、ある学

校の先生から聞いた話である。ひとりの小学生が入学してきたとき、その子の父親が担任のところへ来て挨拶したその言葉だという。30年前すでにこのような親が存在していたのである。家庭と学校の役割を取り違えている。

③友だち夫婦

いま日本の家庭では、昔風の封建的な縦の関係はほとんど壊れ、夫婦が若ければいやおうなく友だち夫婦となってしまっている。このような夫婦では、何か問題が起きたときに、どちらが責任を持って問題処理にあたるか、ふつつ決められない。さらに、子供ともまた友だち親子になる。子供は親を見て、上下関係はこの世の中に存在しないということをインプットされるから、敬語を使えない。学校の先生に対するマナーがなっていない。クラブ活動においても、先輩との関わり方に深刻な不都合が生じる。年上の友だちとの遊び方知らない。

第2節 「家族」「父性」とは、そもそも何か

——人類進化論・霊長学に学ぶ

「家族」や「父性」は、人類とともに古く、相携えて誕生したという。

以下、山極寿一（人類学、霊長学者）は、そのことに関し、こう述べている。

現代では、むしろ家族はさまざまな形態をもつ、可塑性に富んだ文化の装置と考えられている。ただ、見過ごしてはならないことは、どの人類学者も母と父と子の関係の社会的認知がすべての社会に認められているとしている点である。子どもと生物学的きずなをもたない男が、これほど確固とした地位を与えられている社会は、人類以外の霊長類には見られない。人類の文化は父親という社会的存在を創造することによって、家族というたくましい社会単位をつくり上げたのである¹⁾。

「人類の社会ははじめから、特定の男女による

配偶関係の独占傾向を特性としてもっていた」²⁾。真猿類にはペア型と群れ型が知られるが、人類はペア型の出自である。ペア型は、一対の雌雄、つまり一組のパートナーから成る。

やがて「より多くの同性・異性と交渉をもとうとする変化によって構造的な危機を迎えたために、社会学的父性を登場させ、インセストと外婚を一致させて多様な集団を創造する過程で必然的に家族が生まれたのである」³⁾。

初期人類の女は「子育てという権利を手放さずに、男に父性を与えて特定の子どもを保護し養育する義務を付与した」³⁾。

父親は「離乳期にある子どもを母親の影響から引き離し、ほかの子どもたちと対等なつきあいをさせて社会化する」³⁾「子どもたちの保護者、監督者としての役割」³⁾を受け持ち「子どもたちに長期的な影響を与えるように仕組まれてきた」³⁾。他の霊長類「タマリンやマーモセットのような母親の負担を減らす積極的な世話とは別の形である」³⁾。

しかしこの父性は脆弱なところがある。母子は生物学的なつながりがはっきりしていて強いが、父子はそれが不鮮明で弱い。母から認められ、さらに養育を通して子供からも認められて初めてこの母子の父親と周りから認められるのであった。相互の信頼に基づく約束、これが父性の始まりである。社会学的父性と言われる所以である。

インセスト⁴⁾とは近親相姦のことである。初期人類はインセストを禁じた。乱交する群れの中にあってこの者とあの者は性交渉を禁じるとする構造が新しくできあがった。これが家族である。「家族の中で性行為が許されるのは夫婦のみで、親子、兄弟姉妹、さらには祖父や祖母と孫、伯(叔)父や伯(叔)母と甥、姪との間には禁止される。禁止される異性間には非性的な親しさが、同性間には性的な競合に陥らない親しさが保証される。これが家族の原型である」⁵⁾。

「家族は一つの独立した集団単位ではなく、インセストの禁止を介して他の家族と密接につな

がっている」⁵⁾。もともと初期人類は、霊長類時代から、思春期以後娘が母親のもとを離れる傾向を受け継いでいた。そこで家族はインセストをまぬがれた娘を外へ、他の家族へ、他の集団へ、外婚を通じて互いに出すことができた。

父親は、いつも同居、近接できるとは限らなかった。初期人類の活動は活発になりだしていた。男は外に出ることが多くなる。誰が父にあたるか、ややもするとおぼろげになる。ことさらに権限を父親に与えたのは、この父性を強化するためであった。

父親の家族と息子の家族とがつながり、これらはまた他の家族とつながって大きなコミュニティとなる。それらの間で協同し分業し、人類はたくましく進化していった。

ゴリラとヒトやチンパンジー・ボノボが分かれたのが、900～700万年前、さらにヒトとチンパンジー・ボノボが分かれたのが700～500万年前とされるので、家族と父性はとてつもない古い起源を持っている⁶⁾。

第3節 「母性」とは何か ——胎児と一体化

母親と胎児とが一体化していることは周知の通りである。私たちの体が地球の自転に伴い、24時間周期のリズムをもって動いているのに対して、妊婦は違くと提唱し、その様子を母乳育児支援研究所顧問・橋本武夫医師はこう語る⁷⁾。

ところが妊婦さんが産み月に入ると、このリズムに変化が現れはじめます。夜に長時間の熟睡ができなくなり、数時間単位の短時間睡眠型に変わっていきます。これは産後の授乳に備えて自然に細切れ睡眠のトレーニングを始めているためと考えられています。

赤ちゃんも胎児の時期から既に母親の睡眠リズムと同調を始めており、母親が眠ると胎児も眠り、母親が夢を見れば胎児も夢見るという現象が起こっています。妊婦さんに妊娠後期は規則正しい生活が求められるのは、こういう理由

からでもあるのです。

なぜ3、4時間単位で訪れる赤ちゃんの睡眠や食欲リズムに産後のお母さんがそれほど苦労や努力をしないで合わせていけるのかも、これらの事実から良く分かります。

この妊娠中から始まる母と子の絆づくりの原点ともいえる生物時計の同調は、出産後の母子同室によってさらに確立され、スムーズな母子の共生を成功させるきっかけともなっていくのです。

この母性と先の父性を合わせて考えてみれば、哺乳動物としての胎生と哺乳行為によって、母子の深い絆が作られ（育児の本質にあるのは文化的行為というより生物的行为である）、男性がその母子をサポートする形で共同生活を営むようになったということがいえる。最初は、母親と子供の関係、母親が子供を産んで、いわゆる母子の関係からスタートする。しかし、外敵から身を守り、食べ物を得てくる生活の中で、いつの間にか男の人が居ついて、ある一定の役割を担うようになる。つまり、母親を守り、子供を守るなかで、父親はその家庭の一つの支柱、精神的あるいは物質的な支柱となった。こうして家庭と父親、母親と子供という、現在に通じるスタイルができた、と私も考えている。

父親は母親に取って代わることができないし、逆も真なりで、母親も父親に取って代わることはできない。家庭は自然と社会の接点に位置する人間の巣である。母性も父性も、人類が霊長類からヒトになる過程で構造化されたことを考えるなら、その重要性を認識すべきであろう。

第4節 父親の役割・母親の役割

— どのように実践するか

子供と母親とは一体化している。母親即自分、自分即母親という関係にある。したがって母親が幸せに満ち、かつ愛情深く子供を育てた場合には、その子は、深く己を信じ、己を肯定する。また自

分は愛されているという思いが、体の中深く入っていき、強いエネルギーを持った子に育つ。

父親というのは子供からすると、世の中で最初に出会う他人（？）である。だから父親との関係が、スムーズにいくかどうか、子供の持つ社会性、環境への適応に深く関与してくる。子供がルールを身につけていくには、父親との関係が良好に推移する必要がある。

ルールというのは実際には厳しいものだ。やってはいけない、どんな事情があってもいけない、ルールはそのような求め方もする。ルールのその辛さを包み込むのが愛情である。まずは母親の共感が必要であるが、共感だけでは甘ったれた子に育ってしまう。社会生活では、ルール、批判、あるいは正義というようなものが求められる。父親が権威というものを持っている、威厳がある、ある種の侵しがたい雰囲気を持った父親である場合には、子供もその父親をみならってそれを自分の中に取りこもうとする。だから権威を持った父親のもとで育つ子は、正義感が強い。道徳的な基になる心を己の中に育むことができる。

「夫婦は平等だ」といわれており、人権上はそれとおりに。しかし夫婦を親と捉えた場合には、人類誕生の原点に戻って見たように、そこには否定すべくもなく父親と母親の役割に違いがある。

家庭における実質的な権力は母親が持つ。父親は権威の部分を担当するようにする。母親の権力を父親の権威が保証し、父親の権威を母親の権力が保証する。そうして父親が家庭の最高責任を負う。この場合、権威とは威張ることでない。他から一目置かれる何かを持つことだ。

父親母親がそれぞれの役割を受け持ち、リーダーシップを発揮することによって、家庭は無政府状態から抜け出して、良好な家庭を営むことができる。

第2章 人間的価値に関する問題

私には家庭像の「原風景」と称すべきものがあ

る。家庭教育の実践に携わってから50年近く、社会教育団体を始めてからも30年経った。その間数多くの家庭の姿に接してきたわけだが、次第にある家庭像が我が心に沈潜してきている。それは貧しい時代、そして日本の家族が粘土のように強固であった時代の家庭の姿である。

第1節 聖なるもの、愛なるもの、美なるものの伝承 — 貧しい時代の日本の家庭

日本は、昭和30年代以降、工業国家そして高度工業国家へと変身するまでは、農業国家であった。生産性は低く社会は貧しかった。

人々は朝から晩まで働きづめの日々を過ごしていた。家庭の主婦は朝一番に起き、火を熾（おこ）してご飯を炊き、掃除洗濯すべてを手仕事でやらねばならなかった。男も、当時は大半がお百姓さんであった。日の出前から田畑に出て、草むしりや田圃（たんぼ）の水遣りなど、日が落ちるまで真っ黒になって働くのが普通であった。そうして黙々と働くこのような親の姿を目にしながら子供たちは育った。子供たちは、貧しさの中で懸命に生きる親の姿を通して、人間の生き方を理屈抜きに学ぶことができた。

現在、地球人口の80％は貧しく、中でも人間としての限界の暮らしにあえぐ人は全体の35％に達するという。かつての日本人たちも大半がそうであった。

貧しいということは、今夜の食事が用意されていないことであろう。衣食住が確保されていない状況のもと、親は子供を育てねばならなかった。このため母親は、自らの食を削って夫や子供の世話をするのが日常の生活スタイルと化した。父親もまた、仕事のために命を削るような日々を送らざるをえなかった。しかし、こうした自己犠牲の姿は、無言のうちに子供たちへ大きな感動と教訓をもたらしした。かつての日本人の道徳的骨格は、このようにして親への感動体験をエネルギー源としてつくられていた。

人間の最も崇高な姿は、自ら進んで行う自己犠

牲の実践にほかならない。日本の貧しかった時代は、その親の行為が鮮烈な感動を子供たちに与えていた。そのような親の姿の中に子供は“人間美の極致”、あるいはこの世の“神聖なもの”を見、それらを包含してやまない自分への“至高の愛”を感じたのである。人間としての厳かな愛に触れて成長した子供たちは、親の心を自らの行動の基準において人生を生きるのが常であった。

私は「原風景」と述べた。日本文明へも家庭像のことを問うていると冒頭に述べたが、この原風景は、日本の基層生活文化に、自然—神—人間の三層構造として連綿と受け継がれてきたものであることを確認している。

第2節 伝承の断絶、何が「日本型個人主義」か

日本の家庭は、親子の絆が強く、粘土のように強固だったが、豊かになっていく時代の流れにあい、もろくなってしまった。だが、家庭変容の要因は他にもある。それを私は「日本型個人主義」としてまとめている。

第二次世界大戦後、アメリカ進駐軍によって「アメリカン・デモクラシー」がわが国にもたらされた。それが日本の風土にあって、亜流の個人主義となった。これが、私のいう「日本型個人主義」である。

個人主義は本来、国家主義（たいじ）に対峙する概念である。敗戦後、日本は国家の尊厳と利益のために国民の人権が犯されてきた過去の歴史と決別し、人間の尊厳性遵守を正義の基本概念とする国家に生まれ変わった。しかし、国民自らが闘い取った人権思想ではなく、さらにアメリカの国家戦略によって企図された民主化であったため、戦後の個人主義は多分に異形なものとならざるをえなかった。「日本型個人主義」の数ある特質の中から本稿のテーマに沿って幾つか挙げてみよう。

一つめは、欧米の個人主義が一神教のGod（神）を持っているのに対し、「日本型個人主義」は何ら神を持たない。欧米の個人主義は神との契約関

係にある個人が市民社会を形成しているが、日本における個人主義は、人間としての尊厳性を根源的に支える何ものも持っていない。いわば、虚無主義である。

二つめ。「日本型個人主義」は、家庭・家族の連帯を育むシステムを持たない。日本では敗戦後まもなくして「教育勅語」が廃止された。しかし、これに代わる何らの道徳的指針も定められなかった。欧米の一神教の倫理観に代わるものが、東アジアにおける伝統的な家族道徳であったが、過去の歴史的経緯と国内のイデオロギーの対立から、この問題の決着が先送りされてきた。家族の絆を育てる教育よりも、個人の自由や権利を強調する教育が主流となってしまう、世代を重ねるごとに、「個族」への悲惨な道を歩むことになった。

三つめ。「日本型個人主義」には、歴史観がないということも訴えたい。わが国の教育システムは、久しく唯物史観の影響下にあり、魂の欠落した道徳教育があるのみだった。一般に、郷土の偉人や土着の文化と結びついた教育が存在していないのだ。

四つめ。最後に挙げることになったが、「日本型個人主義」では生きることが軽い。日本型個人主義は、経済的豊かさに伴う個人生活の肥大化が推し進めた一面を持っている。それゆえ、エゴイスティックになりやすく、道徳観不在になりやすい。欧米のような、人間が神の子として位置づけられるのとは異なり、わが国では人命の重さが強調されることはあっても、それが道徳意識を育てる土壌にはなっていない。神の愛に代わる親の愛、つまり子供を生み育てる親の愛の重み、苦労の重み（恩の観念）こそ、人命の重みにつながっていくと思われるが、これに触れることはなぜかタブーとされてきた。戦後、自己の生を敬虔に意識するなんらの教育も存在せず、知能偏重の教育を主流としてきたのはいうまでもないが、それに加え、恵まれた環境で軽く生きていける日本では、生きることの重みが子供へ体験的に教えられることがなかった。

第3節 人間的価値観を育む家庭にするために — 豊かな時代の家庭像

ここで、第1章で考察した「父性」「母性」について要約すると、

- ①哺乳動物としての胎生と哺乳行為によって、母子の深い絆が作られた。
- ②男性がその母子をサポートする形で共同生活を営むようになった。つまり、父親の誕生であり、家族の誕生でもある。

では共同生活は、このヒト科動物に何をもたらしたのか。

初期人類は、「①食物をその場で食わずに持ち帰る、②集めた食物を取り決めに従って分配」⁸⁾した。この食事が「③会交渉としての機能をもっていた」⁹⁾。これは人間以外の霊長類にはないヒト科動物独特の行動パターンだ。想像されることは、初期人類が、無償で与え、無償的に与え合うことによって、家族的情感が深まり、深まるうちに現在の人間性が育まれたということである。与え・与え合うには「快」の感情が伴う。これは「自己」と「他者」を同一化する働きがあった。この「快」の感情はまた、より広い人間的交流の世界に向かわせたものでもあったろう⁶⁾。共同体の成員としての絆は深まり、家族の結束を固める心理的基盤がここにできた。さらに、こうした共同体意識の形成は、人間を他の動物と大きく分ける、以下に述べる画期的な行動パターンを生み出した。

野生動物の世界においては、子供は成長すると親元を去る。しかし人間の子供は、自分が家庭をもった後も親の家族と往来し、年老いた親の面倒を見る。ヒト科動物はこの文化を獲得した。哺乳動物としての胎生と哺乳が育んだ母性の上に、それをサポートする男性の出現によって父性が形成され、共同生活が成立することで生まれた心理的分配構造が、人間性の核となるものを作り上げた。

故に日本の家庭における人間的価値観の創造は、貧しい時代の犠牲的な行為に代わる、進取的、主体的、自覚的な実践によって可能なものではあるま

いか。日本の親は自らの家庭において、“聖なるもの”“美なるもの”“愛なるもの”を演出するシステムを構築することによって、豊かな社会における家庭像再生の道を歩みだすことができる。

(1) 人間的価値その1 — 共感の愛と生きる美学
貧しい時代には、上に述べきったことから想像できるように、親は子供に愛情を示すのに、お正月とかに、なけなしの金をはたいて、おもちゃなどを買い与えたものだ。子供はその与えられた物の中に親の愛を感じた。そのような感性があった。だが日本が豊かになるにつれ、周りには物が溢れ、子供たちは物をもらっても、それを親の愛情として受け止めることができなくなった。一方、親のほうは昔のまま、愛情のつもりであれをあげこれをあげということを繰り返している。

到来しているこの豊かな時代にはそれに相応しい価値観が求められる。「共感の愛」。これを検討してみよう。

共感というのは、端的に言えば、「辛い」と子供が言った時に、「辛かろう」と応える。「嬉しい」と言えば「よかったね」と応じることである。共感の愛とは、子供のあるがまを認めることである。

子供は、自分は親から愛されていると知ること、体の中にエネルギーが沸き上がってくる。ところが、子供がそれを求めて話しかけてくるのに、たとえば「あとでね」と、親は応じて子供をしらせさせてしまう。忙しいからといえばそれまでだが、忙しいなら忙しいなりに、親のほうは言葉のかけ方があろうと思われる。

私が共感という言葉を使い出したのは、あるカウンセリングからであった。子供が問題を起こしたと面接に来れば、私は「お母さん、それはあなたの愛情不足です」と答えていたものだが、たいてい「いや、私は一生懸命愛してきました」と反発をくろう。親の愛はある。それが子供に伝わらないのはなぜか。 — 「愛情」というより「共感」が不足していたのではないか。これが考えた

末に私のたどりついた結論だった。以来私は、「愛情不足です」の代わりに、「お母さん、共感が足りていません。共感がないのです」と言うようになった。

子供のあるがまを受け入れ、その短所をなじるのではなく、その長所を誉めてやり、子供が「辛い」と言えば「辛かろう」、「嬉しい」と言えば「よかったね」と応じるこの共感の愛が、物を与える代わりに、親の愛を伝えることができる新しい人間的価値であると私は思う。

新約聖書に次の有名な言葉⁹⁾がある。これらは、愛は共感であり、共感が愛であることを語った言葉である。共感の愛が醸し出す美しい人間行為が語られている。

愛は寛容にして慈悲あり。愛は妬まず、愛は誇らず、驕らず、非禮を行はず、己の利を求めず、憤ほらず、人の悪を念はず、不義を喜ばずして、真理の喜ぶところを喜び、凡そ事忍び、おほよそ事信じ、おほよそ事望み、おほよそ事耐ふるなり。愛は長久までも絶ゆることなし。

味気ない口語訳ではなく、あえて文語訳を用いた。これを文字通り実践することは容易なことではない。しかし、キリスト教徒ならずとも豊かな共感力を持つことで、子育てに限らず、人は広やかな愛を持って生きることが可能であろう。

(2) 人間的価値その2 — 敬う心

この世の中には、われわれが頭を下げ、手を合わせて「有り難う」というべき存在が数多くある。その存在のお陰で、私たち一人ひとりの暮らしが成り立っている。だから、大人は、子供たちに敬いの感情を育てる務めがあるのではないかと私は思う。「敬う心」は、家庭で育むべき人間的価値の一つである。

人間はなぜ尊いか。それは愛を与えられて育ったからである。自分の中には自分の父母の命が流れており、またその父母にもそれぞれ父母がいた。

自分と同じように一生苦労して生きた、その命の重みが受け継がれている。その父母にもまたその父母にも父母がいた。私は祖先から連綿と続く「生命史の継承者」である。だから自分は独りではない。自分の中にたくさんの命が流れて息づいている。今の自分は、父母を通じてはるか祖先に通じる命の豊かな営みの一端としてここにある。

このようなことを子供にどうやって伝えていくか。それには自分が自分の親を、生きていようが亡くなっていようが親を尊び、亡くなっているならその親に手を合わせるという生活習慣を持つことが重要な手段の一つだと私には思われる。

私の父は、家のことは何もしなかったが、神棚と仏壇の水は毎朝自分で取り替え、手を合わせる人だった。その姿を私は小さい時から目にしていた。かつての日本の家庭では、よく見かけるありふれた情景のひとつだ。

また、敬う心を持つことには別の功德がある。相手の良さ、美しさ、自分が学ばなければならない点が見えてくるのである。敬う心がないと学べない。学ぶという謙虚な生き方を子供ができるようになるには、自分が生きていることそのものに対しての敬いの心を持つ他に、母と父が互いに尊び敬い合う姿を目にすることも大事だと思われる。

以上、その対象が一般であろうと、どの神様であろうと、仏様であろうと、親であろうと敬する心が必要なのではないか。この間の消息を称して、私は「家の中に聖なる空間を持ちなさい」といっている。

第4節 親子の絆とは — 2つの視点から

親子の絆の問題を考える場合、視点が2つある。一つは親の視点、親のあり方であり、他の一つは、子供の視点、子供のあり方である。

親の視点で捉える子供の存在は、単に自分の分身というだけではない。わが子であるとともに、社会の子である。わが子であるということは、祖先以来の命の継承に連なる存在だということだ。つまり、子供は、前節で言及したように、祖先以

来の連綿たる「生命史の継承者」であるとともに、社会の未来を担う一員としての諸権利を持つ「社会的存在」でもあるということだ。

このように考えるなら、子供の中に「祖先」と「社会」を意識する視点が生まれ、わが子を「私物化」してはいけない、という育児の基本が作られる。子供の私物化とは、親が自分の野心や欲望、見栄の担い手として子供を扱うことだ。わが子のあるがままに共感し、その内に存在する可能性の芽を育てる。それが人間的な価値観を生み出す土壌としての親子関係に他ならない。親は子供を通じて祖先との縦の関係、社会との横の関係を認識することができ、さらにわが子への共感の心を育てることにより、家族愛を育むことができるのである。なぜなら、共感とは愛であり、共感の伴わない愛は、愛とはいえないからである。

もう一つ、子供の視点、子供のあり方について考察を試みたい。子供にとっての親とは、いうなれば「造物主」の代行者の位置にある。それゆえ、親は生まれ出た生命を育てるため、自らの犠牲を厭わない性向をもっている。通常、子供は親を通じてこの世の神聖にして厳かな愛に触れつつ育てられる。こうして育てられた子供の、親に対するあるべき姿勢として、かつてわが国では「孝」が説かれた。この「孝」は、孔子によって説かれ北東アジアにまで及ぶ道徳律となってきた徳目である。

「孝」は、私の見るところ、祖先、自然、神に連なる「愛」と「敬」の凝縮された心的世界である。子供は孝、親との関わりを通じて、この世の神聖なもの、美しいまでの無心の愛に触れることができる。そうした、親との触れ合いを通じて得られた基本感情こそが、その人の人間性を形成することになる。こうして孝は、その社会の教育の土台を担うまでの働きをし、洋の東西を問わず、「孝」が重要な徳目として説かれたのは当然であろう。ちなみに『論語』には、「孝弟なるものは其れ仁の本たるか」¹⁰⁾とあり、聖書では「神は『あなたの父と母を敬え』といい、また『父や母をの

のしる者は、死刑に処せられる』といわれたのです」¹¹⁾とある。

「孝」という道徳律の再生は、人間としての深い愛を育む意義を持つとともに、親の死後にその霊を祀るという、わが国古来の習俗に連なる祖先供養の世界をも家庭に演出する意義を持つ。つまり、家庭において端的に「聖なる空間」が作られることになるのである。

むすび

新しい家庭像を求めて、父親、母親の役割の明確化の問題、および人間的価値に関する問題を、考察の中心に載せ、派生的に親子の絆の問題にも触れることができた。

父親の役割・母親の役割双方を兼ね備えた家庭、リーダーシップのある家庭、共感の愛で結ばれた親子、祖先と命のつながりを感じる家庭、互いに敬い合う父母、自分が生きているそのことに敬いの心を持つ子供、ついには、聖なるもの、愛なるもの、美なるものが演出される親子の絆の強い家庭を、新しい家庭像として提案した。

今回は、家庭における活力再生機能の回復の問題は、マイナーにまわり、開かれた意識つまり共感力をもった家庭づくりの問題を俎上に載せることはできなかった。また、尊厳なる人格を形成するための教育についても触れることができなかった。これらを考察して他面からも新しい家庭像に迫ることは、また別の機会、別の稿に譲ることとしたい。

■註（参考文献）

- 1) 山極寿一『父という余分なもののサルに探る 文明の起源』新書館 1997年、10頁
山極寿一（やまぎわじゅいち、1952年－）は、人類学、霊長類学者、京都大学理学研究科教授。
- 2) 山極寿一『家族の起源－父性の登場』東京大学出版会 1994年、176頁
- 3) 山極寿一『家族の起源－父性の登場』東京大

学出版会 1994年、148頁

- 4) インセスト、インセスト・タブーは、霊長類学・人類学用語。日本における霊長類学の草分け・今西錦司は、1961年に「人間家族の起源」を発表して、家族が成立するための4条件として、インセスト・タブー、外婚制、コミュニティ、分業を挙げている。
- 5) 山極寿一『暴力はどこからきたか』日本放送出版協会 2007年、207頁
- 6) ここに描かれる初期人類の様子は山極寿一氏の所論に拠るところが大きい。
- 7) 「おっばい先生の育児アドバイス－母と子の絆の原点」 BONYU.COM、2011.7.25閲覧
- 8) 山極寿一『家族の起源－父性の登場』東京大学出版会 1994年、38頁
- 9) 「コリント人への前の書第13章」『我らの主なる救主キリストの新約聖書改訂』日本聖書協会 1954年
- 10) 孔子『論語』金谷治訳注 岩波文庫 1984年、学而第一
- 11) 『新約聖書』（新改訳）マタイの福音書 第15章4節

日本の保育と家庭についての現状報告

奥 明 子¹⁾

The Actual Circumstances on Childcare and Home Education in Japan

はじめに

子どもの保育と家庭を考える時、保育は、幼稚園・保育所・施設で行うもの、そして家庭は子どもをしつけるところ、と別に考えられがちですが、保育と家庭は密接に関係しており切り離せないものであります。その保育と家庭を考える時、先ず、日本の近代から現代までの家族形態の変化と歴史を挙げなければなりません。戦前までの家族形態が戦後民主主義の導入により変化して核家族になり、その結果として、現代の家族には、これまでとは異なる多くの危機的状況が表出しています。そのため核家族での子育てが子どもに与える影響、そして幼稚園・保育所・施設、地域社会が子育てにどのように機能しているのか現状を的確に把握し、保育現場と家庭が連携しながら、子どもが健やかに育つために、必要とされる方策を考えることが求められています。子どもの育ちに関して、現在広範に錯綜している問題を多方面から分析・検討し、幼稚園・保育所・施設、そして国や地方自治体が協力して子育て支援策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

児童憲章にもあるように、すべての子どもに平等に与えられ守られなければならない権利を、家庭をはじめとする地域社会がよく考え、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、協力していかなければなりません。この「日本の保育と家庭についての現状報告」は、家庭教育の重要性を基

盤として、日本の近代から現代までの家族形態の変化とその長所・短所、現代の家族が抱える危機的状況、核家族が子どもに与える影響、地域社会が子育てにどのように機能しているのか文部科学省・厚生労働省、そして地方自治体の子育て支援対策や、また保育所での保護者に対する子育て支援等に視点をあて、現状を報告させていただきます。

1. 日本の近代から現代までの家族形態の変化

日本の社会は、戦後の高度経済成長のもと、急速に都市化が進み、それに伴って家族（家庭）生活は大きく変化してきました。いわゆる封建的で家父長的な旧民法の「家」から、戦後、近代的で民主的な新民法の「家族」へと移り変わってきたのです。制度的には、第二次世界大戦後に、それまでの家父長的支配の家族から、個人の合意のもとに創られる家族に変化してきたといえます。その最も顕著な変化が、家族規模と家族構成に見られます。家族の平均人数が、戦後、特に1960年以降急速に減少し、家族構成員が夫婦と子どものみとなり、その割合が増えてきたのです。これと比例して子どもの数も減少し、家族の一般的な形態が、小規模な核家族になってきました。それとともに家族関係も変化し、「個人」に対して「家」が優先された“家制度”から、民主的な内容の民法が導入され、“家族”ではなく、“家からの解放”がなされたのです。これが、民主的で夫婦も親子も対等な、個人を尊重する戦後の民主主義が目指した「近代家族」といわれるものです¹⁾。

1) 貞静学園短期大学

しかし、個人の意志が尊重されるようにみえた近代家族も、現在、多くの問題が表面化しています。子育てに関して述べるならば、夫婦と子どもだけの核家族が増えることで、祖父母が同居していた拡大家族世帯から離れ、出産しても近隣に相談する人もなく孤立する状況の中で、母親が育児ノイローゼになり、幼児虐待や幼児殺しという極端なケースまで発生しています。他方、年々子どもの数が減少し、親が子どもにより多く気を配れるようになってから、それまで日本の子ども達が罹患していたおなかをこわすとか、呼吸器の病気、伝染病といったものが、小児ぜんそくや、食欲不振、登校拒否などの心身の疾患や骨折など、精神的な問題が絡んだ病気を発病させる要因も生まれています²⁾。

次第に家族の構成員の結びつきが弱くなり、家族が夫婦や親子関係といった家族としての集団ではなく、個人と個人の組み合わせによりつくられたものとなり、個々人がそれぞれ違った価値観を持ち、個人主義の発達により多様な行動を取るようになっていきます。

さらに、戦後、女性の高学歴化により、就業できる職種が拡大しただけでなく、出産時期の制御と産む子ども数の制限も要因となり、家庭外で働く既婚女性の数が大幅に増加しました。女性の就業率の増加は、男性と同等に働くことを可能にしたばかりでなく、職種の自主選択も可能となり、自分の意志で人生を選ぶ能力と選択の幅を拡大し、女性の自己実現、さらに自立を求めることも可能にしたのです。

このことも、女性自身が結婚の是否を問うようになり、未婚女性の増加に大きな影響を及ぼし、現代における少子化、未婚化、晩婚化につながる要因の一つとなっています。また、家庭での親の子どもへの関わり方が、子どもの多様な価値観の違いを生み出し、個人主義的傾向が増大し、子どもの自室への引きこもり、家庭内暴力、親子のコミュニケーション不足からくる親の子どもへの虐待の多発等、憂慮すべき社会状況となっています。

子どもが、社会や友人との関わり方がわからず、種々の問題を引き起こし、ひいてはいじめや殺人にまで発展するという負の現象が増えています。

長期間にわたり、「家族」は、人間社会において最も基本的な単位であるとされ、生活の主体、すなわち「生活体」であるといわれてきました³⁾。

しかし、女性の高学歴化、就業率の増加が生き方の選択を可能にしたことは、従来の男性は社会構造と結びつき働く、女性は男性の役割のスムーズな遂行を支援するという役割分担を変化させています。生活の基本である「家族」が、必ずしも第一義的と考えられなくなり、「家族」の存在そのものが問われる時代になっています。

2. 危機を抱える現代の核家族での子育てが子どもにも与える影響

現代は、戦後の高度経済成長に伴って産業構造が変化し、都市化の加速も加わり、合理化、管理化が進むとともに、社会が複雑化して人間性が疎外される傾向も増加し、個々人のストレスが蓄積される一方となっています。そうした状況の中で、人々が人間らしさを取り戻し、精神的・情緒的な安息を見いだすところが「家族」であるといわれています。

社会生活の中で生じた悩み、苦しみ、不安等で傷ついた心を癒し、生きる意欲や喜びを取り戻すために、家族のコミュニケーションは重要なものとなっています。家族生活を送っていく過程において、実に様々な出来事が発生しますが、家族生活とは、そうした一つひとつの出来事に適切に対応し、それらを処理して家族の皆が仲良く暮らしていく営みに他なりません。もし、対応を誤り処理することができなくなると、家族生活を維持するのが困難になる危機を招くことにもなりかねません。現代の家族に、離婚・家出・蒸発・自殺・非行・家庭内暴力など、家族病理といわれている現象が多発しているのは、現代家族の危機対応能力が低下したからだといわれています⁴⁾。

この原因の一つに、家族生活を維持するための

家族コミュニケーションが薄れてきたことが挙げられます。これは、家族という集団の持つ「共同性」が失われ、家族の中で発生した様々な問題に各々が協力して対応できなくなり、それが家族の崩壊・解体につながってゆきかねない状況にあることを意味しています。

このように、時代の変遷とともに、女性の社会進出が一般的になり、仕事と子育ての両立のための支援が進み、女性が、子育ての他にも、仕事やその他の活動を通じて自己実現の道を選択できるようになってきたことは、当然のことといえます。IT社会、グローバル社会といわれる現在、多くの課題を抱えてはいますが、女性が、男女の格差なく、自分の能力を生かした職業に就き、社会で活躍できる時代になっています。

しかし、長引く不況による経済状況の悪化や、企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、労働時間の増加や過重な労働などの問題が生じており、親が子どもと一緒に食事を取るなどの子どもと過ごす時間が少なくなっているのも現実です。このことも親の子育て環境に影響を与えている要因の一つといえます。

現代のような核家族に移行する前の、親と同居した直系家族制度の時代には、祖父母、親族、そして近隣関係の中で育児がなされてきました。それが、核家族化により、家族の周囲にあった近隣などの地縁関係や、親族などの血縁関係が変化し、既成の関係が相対的に弱まってきたといわれています。親子3世代、少なくとも1960年代頃までの家族が広げていたネットワークの特徴は、親族・近隣のネットワークが強く、親族・近隣を中心としない地域社会や公共的施設の援助を求めなくても子育てができたし、老人の介護もできました⁵⁾。兄弟姉妹が多く、親族や近隣とのコミュニケーションが構築されていた頃の日本の家族は、その弱点とされてきた孤立性や脆弱性からある程度守られてきたのですが、そのコミュニケーションが失われた時、様々な問題が表面化しています。

子育てとは、子どもの成長とともに親も親とし

て成長していくという、親にとっても大きな喜びや生きがいをもたらす営みであります。このような子育ての喜びや生きがいは、家庭や近隣・地域社会の人々との交流があつてこそ実感できるものといえます。核家族化や地域における地縁的なつながりの希薄化等により、子どもとの関わり方がわからず、情緒が不安定になる親も増え、子育て放棄につながってゆくケースも増加しています。

また、女性の社会進出が一般的になり、仕事と子育ての両立のための支援も進んでいます。しかし子育ての一番大切な時期の子どもにとっては、親と接する時間を多く取り、親とのコミュニケーションを構築していくことが何より大切なことであります。親と接する時間の減少、親とのコミュニケーション不足が、家庭の教育力の低下の一因ともなっていると思います⁶⁾。

このような家庭の教育力の低下が指摘される中で、社会全体で家庭教育支援の必要性が急速に高まって来ています。文部科学省は2008年度に1,485百万円の予算を計上して、『地域における家庭教育支援基盤形成事業～すべての親へのきめ細やかな家庭教育支援手法の開発～』に取り組み始めました。これは、子育てサポーター、民生委員、保健師、臨床心理士等で構成される「家庭教育支援チーム」を創設し、小学校、PTA、教育委員会、保健・福祉部局、児童相談所、子育て支援団体、企業等と連携・協力し、子育て中の親に“子育て・親育ち講座”を実施したり、“子育てサポーター”を育成する等の事業です。また、「家庭教育支援チーム」は、親が参加する機会を活用した家庭教育に関する学習の機会を提供し、就学前検診や入学説明会等、多くの親が参加する機会を活用して、家庭教育や子育てに関する情報提供及び相談対応をしています。この事業は、「家庭教育支援チーム」を通して、家庭教育や子育てに無関心、孤立している子育て中の親への支援もしています。さらに指導者養成標準カリキュラム開発や、「家庭教育手帳」を作成し、地方公共団体へ提供、子どもの生活リズム向上プロジェクトも実施する

等、地域において行われている家庭教育支援事業を一層充実するための施策も実施しています。

では、地域社会が子育てにどのように機能しているのか、また、保育所を中心とした地域子育て支援方法を挙げてみます。

3. 地域社会が子育てにどのように機能しているかー親のライフスタイルの変化への対応の仕方ー

近年の幼児期の育ちについて、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者との関わりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している等、多くの課題が指摘されています⁷⁾。

核家族化や都市化・情報化の進展により、子どもの生活空間の中に、自然や広場などといった遊び場が少なくなる一方で、テレビゲームやインターネット等の室内の遊び場が増えるなど、偏った体験を余儀なくされていることも原因の一つになっています。さらに人間関係の希薄化により、地域社会の大人が子どもに関心を払わず、積極的に関わろうとしない、または関わりたくても関わり方を知らないという傾向も見られます⁸⁾。

都市化や核家族化等により分散された子育て資源を活用していくため、幼稚園や保育所が地域社会との双方向のネットワークを形成することが必要になっています。具体的には、地域の実情に応じて、児童館・公民館等の施設、地域のボランティア団体及び民生・児童委員などの地域社会の教育力を積極的に活用することが考えられます⁹⁾。

また、幼児教育・保育の充実をはかる上で、育児休業制度など雇用施策等の活用も重要となっています。その際、企業においては、次世代育成支援の視点に加え、「親と子が共に育つ」視点に立ち、より一層子育て家庭に対する理解を深め働き方の見直しを進めることが望まれています。仕事と生活の調和を図ることが求められている現在、幼児教育・保育の充実という観点からも、仕事と家庭生活の両立を図るための取り組みが必要となっています。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課では、2006年5月に「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」を開き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする働き方の見直しをしました。背景には、①女性の就業継続や再就職が困難な状況、②雇用形態・就業形態別の労働時間や賃金収入における格差があること、③子育て世代・未婚者・中高年層が生活時間を必要とする様々な理由を持っていることが挙げられます。＜施策の方向性＞としては、◇生活の質を高める働き方の実現、◇ライフステージに即して働き方を選択できる環境の実現、◇正規社員の働き方の柔軟性確保と非正規社員の処遇の改善、◇個人・組織双方にメリットのある取り組み、◇国民の認識の改革が挙げられています。それに対する具体的方策として、個人の意識啓発・能力開発、組織の雇用環境整備、関連する法・制度の整備等の施策が取られています。現在子育て世代の両立支援を契機として、すべての人を対象にした仕事と生活の調和（ワークライフバランス）施策が少しずつ推進されています。

4. 保育所での子育て支援の現状と課題

保育所保育指針にもあるように、地域における保育所の子育て支援には、大きく2つの機能があります。先ず第1は、地域の子育ての拠点としての機能であり、これには、1) 子育て家庭への保育所機能の解放（施設及び設備の開放、体験保育等）、2) 子育て等に関する相談や援助の実施、3) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、4) 地域の子育て支援に関する情報の提供があります。第2には、一時保育の機能があります¹⁰⁾。

保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり、その専門性を生かして子育て支援をするという、特に重要な役割を担っています。保育所には、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について職員間の連携を図りながら、積極的に取り組むことが求められています¹¹⁾。

児童福祉法第48条の3に、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に関しての情報提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と定められています。

保育所における保護者支援には、大きく2つあります。1つは、入所している子どもの保護者に対する支援で、もう1つは、保育所を利用していない子育て家庭も含めた地域における子育て支援です。地域子育て支援活動の中で、日々子どもを保育し、子どもや保育に関する知識、技術、経験を豊かに持っている保育所が、保護者や子どもとの交流、保護者同士の交流、地域の様々な人々との交流を通じて、その特性をいかした活動を進めています¹²⁾。

具体的に保育所の子育て支援の方法は、次のようなものがあります¹³⁾。①日々、子どもが通い、継続的に子どもの発達援助を行うことができること、②送迎時を中心として、日々保護者と接触があること、③保育所保育の専門職である保育士をはじめとして各種専門職が配置されていること、④災害時なども含め、子どもの生命・生活を守り、保護者の就労と自己実現を支える社会的使命を有していること、⑤公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能であること、の5点が挙げられています。

男女共同参画社会の進展や家庭の養育力の低下などの状況を踏まえ、こうした保育所の特性や保育環境を生かして子育て支援を進めていくことも重要になっています。また、保護者への支援を適切に行うために、保育所の役割や専門性を十分に活かすとともに、保育所や保育士自身が、その役割や専門性の範囲を熟知していることが求められます。このため、関係機関の役割や機能をよく理解し、それらとの連携や協力を常に考慮して支援を行う必要があります。特に児童相談所、福祉事務所、市町村相談窓口、市町村保育担当部局、市

町村保健センター、教育委員会等との連携を欠かすことはできません。地域における保育に関する情報を常に把握し、必要な情報を保護者に適切に提供することが大切です。

すなわち、保育所で、具体的に連絡ノート、送迎時の対話、園内の掲示などで、保育の内容や子どもの様子を知らせることも、保護者への支援と深くつながっています。一人ひとりの子どもの発達を見守る専門職の視点から、子どもの気持ちや行動の理解の仕方、心身の成長の姿などを知らせることが、保護者を励まし子どもへの理解を助ける意味で、重要な支援となっています。子どもの生活は、家庭から保育所へ、保育所から家庭へと連続しており、家庭と保育所との相互理解は、子どもの安定的な保育に欠かせないものといえます。保育所は、家庭との連携を基本にしていることを常に明瞭にし、入所時にもそのことを保護者に伝えておく必要があります¹⁴⁾。

このように、保育所における保育内容の全体像について、保護者に知らせることは、保護者が子育ての参考にし、また、就学までの子どもの発達の見通しを持つためにも、有効なことであります。

学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所には、その目的や機能において違いがありますが、両施設とも、小学校就学前の幼児を対象に教育・保育を行う施設であり、少子化の進行、共働き世帯の一般化などに伴う保育ニーズの多様化を背景として、文部科学省と厚生労働省では、両施設の連携を進めています¹⁵⁾。

今後の幼児教育の在り方として、幼稚園や保育所が家庭や地域社会と連携して総合的に幼児教育・保育を推進するために、また、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るために、小学校前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所で区別することなく保障していく必要があります。そのため、2003年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「近年の社会構造・就業構造の著しい変化を踏まえ、地域において児童を総合的

に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする」から、2006年10月より認定子ども園（総合施設）が開設されました。そして2015年をめどに、幼保一体化をめざした新型施設「総合子ども園」を本格的に実施する予定となっています。これにより、喫緊の課題である待機児童の解消を図り、市町村には保育サービスと保育の需要量把握と計画策定が義務づけられるとのことです。

このような状況の中で、幼稚園や保育所の教員（保育士）には、子どもの育ちを巡る環境や親の子育て環境などの変化に対応する力、具体的には、幼児の家庭や地域社会における生活の連続性及び発達や学びの連続性を保ちつつ教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校等との連携を推進する力等、総合的な力量が必要とされています。さらに、子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができる力等、深い専門性も求められています¹⁶⁾。

しかし、近年は、幅広い生活体験や自然体験を十分に積むことなく教員になっている場合も多く見られます。幼児教育・保育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにする等、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。幼稚園や保育所における教育・保育は、家庭や地域社会における教育力が十分にあることを前提にして、はじめてその効果が発揮されるものとして構築されます。従って、この家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の教育・保育がそろってはじめて幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保できるとともに、そこでの教育・保育の成果を小学校以降の学習や生活にも繋げることが可能になってきます¹⁷⁾。

5. 家庭教育の重要性の再確認

2007年1月、教育再生会議第一次報告で「社会総がかりで」子どもの教育にあたることが打ち出されました。

なかでも、家庭は教育の原点であり、保護者が率先して、子どもをしっかりしつける場であり、基本的な生活習慣や感性などの基礎は家庭で培われるものであると述べられています。家庭の教育力は、子どもに対する愛情の上に、保護者がその責任を自覚するところから始まります。保護者は教育を幼稚園・保育所等の施設や学校任せにせず、厳しさと愛情を持って子どもと向き合わなければなりません。

また、社会総がかりで子どもの教育にあたるために、地域社会の対応として、学校を開放し、地域全体で子どもを育てる目的で、「放課後子どもプラン」が実施されています。他方、企業の対応として「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」を実現し、教育に参画することも述べられています。そして、社会全体の対応として、有害情報から子どもを守るために、家庭自身がチェック、フィルタリングの活用、企業等の自主規制の一層の強化の必要性が強調されています。

近年、子どもの規範意識が低下し、国際的に見ても、我が国の子どもは自尊心が乏しいといわれています。子どもが自分の命を尊ぶとともに、他人の命を尊び、自分の存在価値を理解し、豊かな人間性を培い、他人に共感できる心や、人間関係を築く力を養っていける環境づくりが重要となっています。

子ども達にきまりを守ることの意義や大切さを指導することは、本来、家庭や地域社会で取り組まなければならないことです。家庭の役割、いわゆる家庭の教育力が低下している現在、国を挙げて“子どもの健やかな育ち”を目指し、施策を講じていかなければなりません。

2006年10月、約60年ぶりに「教育基本法」が改正されました。その中に、1947年に制定された

当時の教育基本法には考えられなかった、むしろ当たり前のことと考えられていた（家庭教育）が第10条に、そして（幼児期の教育）が第11条に織り込まれました。これは、先述したように、①戦後、家庭の様相の変化、親子3世代から、核家族になり、また、家庭内でもそれぞれ個室にこもり、親子団らんの時間が少なくなり個人主義が発達してきたこと、②産業構造の変化・都市化とともに人々の生活様式も変わり、さらには情報化・国際化に伴って、人々の価値観も多様化していく中で、一番の基本となる「家庭」について各々がじっくり真正面から見つめ考えることが少なくなってきたこと、③この世に誕生してから、社会で生きていくために子どもに何を教えるか、じっくり考えて子どもと接することが少なくなってきたこと等が、多分に影響してのことと考えられます。

家庭の様相の変化、女性の社会進出により、女性の人生観も随分変わってきました。また、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化も深刻な状況になっています。その影響は、親が親としての意識・認識がはっきりしないまま、子どもを生み、子どもの命の大切さよりも、自分の気持ちを優先に考え、気に入らないという理由だけで暴力をふるったりする親の子どもへの虐待や、親と向き合うことをせずに育った子どもが引きこもりになったりと、様々な問題へと広がっています。人がこの世に生まれて人として社会で生きていくために（家庭教育）と（幼児教育）がどれほど重要か、という観点からも教育基本法に織り込まれたことは明白であると考えます。

「幼児期の教育・保育」とは、幼稚園や保育所、地域社会での子育て支援も勿論含まれますが、学齢前までに、例えば早寝早起きの習慣を身につけること、片付けが自分でできること、ご飯は残さず全部食べること等の基本を、家庭でしっかりと教えてあげることも含まれます。また、善悪良否の判断を教えてあげ、きちんとした生活習慣を身につけさせるとともに、子どもとしっかり向き合い、子どもが何を考えているか、子どもの気持ち

を把握することも親の大切な役割の1つであります。特に3歳までのしつけはその子どもの一生を左右するほど重要といわれていますが、子どもの成長を喜ぶとともに、親が親としての自覚・認識を持ち、親も子どもと一緒に成長していくという姿勢が重要であることはいうまでもありません。

家庭は、子どもにとって、全人格を教育する場ですが、子どもが心身の疲れを癒すことができる場でもなければなりません。現代社会は、親の生活スタイルが変わり共働きの家庭が増え、親自身が家庭で過ごす時間が少なくなってきました。親が、ほんのわずかな時間でも、子どもの話に耳を傾け、子どもと話すことで、どれだけ子どもの心や日々の生活が安定するか親自身が気づかなければなりません。親子のコミュニケーションの積み重ねが、子どもが社会に適応でき、社会人として生きていける力を身につけることにつながっていくのではないのでしょうか。

家庭の教育力とは、子どもに、豊かな心、善悪良否を判断する力、人間的な適応力を身につけさせる力です。親の家庭教育力が、子どもの人格形成、学力の増進等に多分に影響を及ぼし、社会で生きていく上での格差を作っていくのではないかと思います。親が親としての認識、親の役割を学んでいく姿勢が、家庭教育力を増進させることになり、ひいては子どもが社会に出てから伸びていける力につながっていくと考えます。

おわりに

「日本の保育と家庭についての現状報告」を述べるにあたり、先ず封建的・家父長的な明治時代・戦前の家族から、新民法での現代に至るまでの家族形態の変化、現代の家族が抱える危機的状況、核家族が子どもに与える影響、保育所や幼稚園、そして地域社会、また幼小連携が必要とされる現状を挙げさせていただきました。幼児教育・初等教育の重要性が盛んにいわれていますが、一番の基本である家庭で、親が親としての意識・認識を持ち、子どもに豊かな心、善悪良否の判断力、

人間的な適応力を身につけてあげなければならぬことは明白であります。その上で、幼稚園・保育所、地域社会、そして学校が子育て支援をし、社会で必要とされる子どもを育てていかなければならないことはいうまでもありません。そのために、現在、国や地方自治体、そして幼稚園・保育所、学校が、また、地域社会全体で様々な子育て支援対策が立てられ実施されています。国民全体が、一人ひとりの子どもに目を向けて、子どもの成長を支援できる社会を作っていくのが私達の役目と考えます。

このテーマを、もう少し発展的に述べていく必要がありましたが、今回は、現状報告になりました。広範な角度から、また深く掘り下げ論じなければならないテーマが、現状報告に終わってしまい、誠に残念ですが、いつかまた機会がありましたら、もう少し自分なりの考えを打ち出していきたくて考えております。文部科学省の子育て支援策、中央教育審議会答申、教育再生会議、厚生労働省の保育所保育指針等の内容から今回のテーマを述べるだけに終わりましたが、適切な対応をするためには、先ず確かな現状認識が必要であることはいうまでもありません。その点で、少しでも皆様の参考にさせていただけることを祈っております。

引用・参考文献

- 1) 奥明子著『都市化と家庭の変容』(日本家庭教育学会編、家庭教育シリーズ28「日本における家庭の過去と現在」、1995、P. 1～P. 2)
- 2) 前掲書、P. 2～P. 3
- 3) 前掲書、P. 3
- 4) 前掲書、P. 8
- 5) 前掲書、P. 4
- 6) 中央教育審議会答申(2005、文部科学省：子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について、＜親の子育て環境の変化＞)

- 7) 前出、＜子どもの育ちの現状＞
- 8) 前出、＜地域社会の教育力の低下＞
- 9) 前出、＜子育て支援の在り方＞
- 10) 保育所保育指針 第6章 3. 地域における子育て支援、(1) 地域における子育て支援内容、(2) 地域子育て支援の2つの機能
- 11) 前出、第6章 保護者に対する支援
- 12) 前出、第6章 保護者に対する支援＜保育所における2つの保護者支援＞
- 13) 前出、第6章 保護者に対する支援＜子育て支援の機能と特性＞
- 14) 前出、第6章 保護者に対する支援＜子どもの保育と密接に関連した保護者支援＞
- 15) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方＞
- 16) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼稚園等施設の教員の今日的課題＞
- 17) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼児教育の構成＞

※落合恵美子著『21世紀家族へ』(有斐閣)

※森岡清美・望月嵩共著『新しい家族社会学』(培風館)

※目黒依子著『個人化する家族』(勁草書房)

育児日誌に見る母親役割

栗山直子¹⁾

A Study on a Mother's Role as seen through a Child-care Diary

This thesis aims to classify a mother's child-raising and role-taking processes. The child-raising and role-taking processes were classified into 7 categories based on the child-care diary(0-3 years of age).

The following results were obtained:1)the child goes through a self-defining process,2)the child goes through major stages of development,3)the child's environment changes,4)the mother's role-taking process develops. The results demonstrate that the mother's role-taking process develops as the child grows.

1. 育児日誌に見る家庭教育における母親役割

本論文の目的は育児における母親役割を日常の育児記録の中から分析していくことにある。近年、早期教育の名の下に育児に関する情報が氾濫している。その一方で、児童虐待など痛ましい事件が連日報道されている。

近代化以降、性別役割分業が進み、公的世界と私的世界の分離がなされてきた。家庭はプライベートな空間として公的世界から隔離され、そのなかで行われる育児についても主に母親が担ってきた。都市化とともに郊外に住むサラリーマン家庭が増え、親世帯と離れてすむ家庭が多くなった。また母親には一人っ子の母親もあり、幼少時より子どもと接する機会をあまり持たなかった母親が突然子育てに直面するケースも多い。そのなかで育児における母親役割はどんなものを具体的に聞き取る機会は減少し、育児に悩む母親が増えている。行政の子育て相談室には連日数多くの育児不安をもつ母親が相談にきている。家庭という閉鎖的な環境の中で、育児は大変困難になっている。育児は困難の原因には、①母親が子どもの要

求がわからない、②母親が育児についてのわからないことが多い、③育児を相談したり、協力する人がいる環境にいないこと、などがある。

本論文は筆者の育児記録をもとに記述している。実生活に即した記録である育児日誌を取り上げ、分析することで、母親は子どもの要求をどのように知るのか、その母親役割は子どもとともにどのように育っていくのかを明らかにしたい。

家庭の中で母親はどのように母親役割を果たしていくのだろうか。そして子どもの年齢が長じるにつれて育児の内容はどのように推移していくのだろうか。先行研究には育児日記をエピソードごとに分析をしている研究(友定・入江・橋爪・榎田、1996；入江、1994)がある。この研究はとくに子どもが家庭において育っていく姿を記録分析している。

本稿は子どもの育つ姿はもとより子どもの育ちを通じて母親がどのように母親役割を習得していくかに焦点を当てて分析を行う。

2. 記録分析の期間とその方法

0歳から3歳までの4年間にわたって子どもの育児日誌をつけてきた育児日誌の記録を0歳1か月、0歳4か月、0歳7か月、0歳11か月、1歳

1) 追手門学院大学社会学部准教授

人間的な適応力を身につけてあげなければならないことは明白であります。その上で、幼稚園・保育所、地域社会、そして学校が子育て支援をし、社会で必要とされる子どもを育てていかなければならないことはいまでもありません。そのために、現在、国や地方自治体、そして幼稚園・保育所、学校が、また、地域社会全体で様々な子育て支援対策が立てられ実施されています。国民全体が、一人ひとりの子どもに目を向けて、子どもの成長を支援できる社会を作っていくのが私達の役目と考えます。

このテーマを、もう少し発展的に述べていく必要がありましたが、今回は、現状報告になりました。広範な角度から、また深く掘り下げ論じなければならないテーマが、現状報告に終わってしまい、誠に残念ですが、いつかまた機会がありましたら、もう少し自分なりの考えを打ち出していきたいと考えております。文部科学省の子育て支援策、中央教育審議会答申、教育再生会議、厚生労働省の保育所保育指針等の内容から今回のテーマを述べるだけに終わりましたが、適切な対応をするためには、先ず確かな現状認識が必要であることはいまでもありません。その点で、少しでも皆様の参考にさせていただけることを祈っております。

引用・参考文献

- 1) 奥明子著『都市化と家庭の変容』(日本家庭教育学会編、家庭教育シリーズ28「日本における家庭の過去と現在」、1995、P. 1～P. 2
- 2) 前掲書、P. 2～P. 3
- 3) 前掲書、P. 3
- 4) 前掲書、P. 8
- 5) 前掲書、P. 4
- 6) 中央教育審議会答申(2005、文部科学省：子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について、＜親の子育て環境の変化＞)

- 7) 前出、＜子どもの育ちの現状＞
- 8) 前出、＜地域社会の教育力の低下＞
- 9) 前出、＜子育て支援の在り方＞
- 10) 保育所保育指針 第6章 3.地域における子育て支援、(1) 地域における子育て支援内容、(2) 地域子育て支援の2つの機能
- 11) 前出、第6章 保護者に対する支援
- 12) 前出、第6章 保護者に対する支援＜保育所における2つの保護者支援＞
- 13) 前出、第6章 保護者に対する支援＜子育て支援の機能と特性＞
- 14) 前出、第6章 保護者に対する支援＜子どもの保育と密接に関連した保護者支援＞
- 15) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方＞
- 16) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼稚園等施設の教員の今日的課題＞
- 17) 前出、第6章 保護者に対する支援＜幼児教育の構成＞

※落合恵美子著『21世紀家族へ』(有斐閣)

※森岡清美・望月嵩共著『新しい家族社会学』(培風館)

※目黒依子著『個人化する家族』(勁草書房)

育児日誌に見る母親役割

栗山直子¹⁾

A Study on a Mother's Role as seen through a Child-care Diary

This thesis aims to classify a mother's child-raising and role-taking processes. The child-raising and role-taking processes were classified into 7 categories based on the child-care diary(0-3 years of age).

The following results were obtained:1)the child goes through a self-defining process,2)the child goes through major stages of development,3)the child's environment changes,4)the mother's role-taking process develops. The results demonstrate that the mother's role-taking process develops as the child grows.

1. 育児日誌に見る家庭教育における母親役割

本論文の目的は育児における母親役割を日常の育児記録の中から分析していくことにある。近年、早期教育の名の下に育児に関する情報が氾濫している。その一方で、児童虐待など痛ましい事件が連日報道されている。

近代化以降、性別役割分業が進み、公的世界と私的世界の分離がなされてきた。家庭はプライベートな空間として公的世界から隔離され、そのなかで行われる育児についても主に母親が担ってきた。都市化とともに郊外に住むサラリーマン家庭が増え、親世帯と離れてすむ家庭が多くなった。また母親には一人っ子の母親もあり、幼少時より子どもと接する機会をあまり持たなかった母親が突然子育てに直面するケースも多い。そのなかで育児における母親役割はどんなものかを具体的に見聞する機会は減少し、育児に悩む母親が増えている。行政の子育て相談室には連日数多くの育児不安をもつ母親が相談にきている。家庭という閉鎖的な環境の中で、育児は大変困難になっている。育児は困難の原因には、①母親が子どもの要

求がわからない、②母親が育児についてのわからないことが多い、③育児を相談したり、協力する人がいる環境にいないこと、などがある。

本論文は筆者の育児記録をもとに記述している。実生活に即した記録である育児日誌を取り上げ、分析することで、母親は子どもの要求をどのように知るのか、その母親役割は子どもとともにどのように育っていくのかを明らかにしたい。

家庭の中で母親はどのように母親役割を果たしていくのだろうか。そして子どもの年齢が長じるにつれて育児の内容はどのように推移していくのだろうか。先行研究には育児日記をエピソードごとに分析をしている研究(友定・入江・橋爪・榎田、1996;入江、1994)がある。この研究はとくに子どもが家庭において育っていく姿を記録分析している。

本稿は子どもの育つ姿はもとより子どもの育ちを通じて母親がどのように母親役割を習得していくかに焦点を当てて分析を行う。

2. 記録分析の期間とその方法

0歳から3歳までの4年間にわたって子どもの育児日誌をつけてきた育児日誌の記録を0歳1か月、0歳4か月、0歳7か月、0歳11か月、1歳

1) 追手門学院大学社会学部准教授

1か月、1歳4か月、1歳7か月、1歳11か月、2歳1か月、2歳4か月、2歳7か月、2歳11か月、3歳1か月、3歳4か月、3歳7か月の15クールごとに、育児日誌を7項目に分け、カテゴリーごとに当てはまる記述を集計し、子どもの発達に伴う母親役割の変化を分析する。育児日誌の記録期間は2008年2月から2011年8月までの3年半である。

本稿では家庭保育における母親役割を母親本人の育児記録をもとに実態把握を行うものである。小川による育児日誌のタイプ分類によると、育児日誌にはA感動型（子どもの行動はあまり記録されておらず、「子どもの成長が感じられてうれしい」など、主として母親がどのように感じたのかを記述したもの）、B生活記録型（特に子どもの行動の記録に注目したものではなく、また事例に対して特に母親の感想や考察を加えたものではないが、「つまづいて、ばたんと転んだ」など事実即して感情を交えずに記録したもの）、C課題意識型（子どもが実際に行動した事例の記録が中心で、その事例に母親として考察したことを加えたもの）があげられている（小川、1989）。

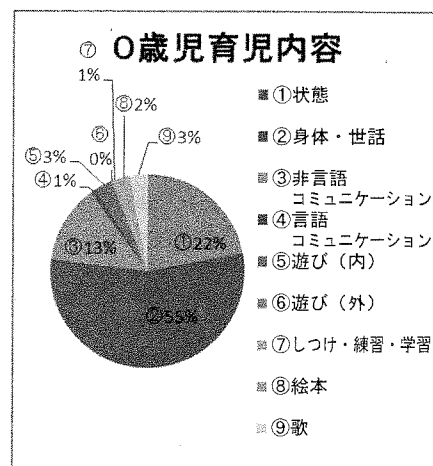
なかでもC課題記録型は、子どもの行動が淡々と記録され、子どもを中心に記録をとっているものである。母親が自分の子どもを対象として記録をとり、考察を加えることは、母親役割意識が高まっている場合、と分析している（小川、1989）。本育児記録は、できるかぎり子どもを対象化してみようとする課題意識を明確に持った記録であり、C課題意識型にあたる。

3. 育児日誌の分析

本調査は2008年1月生まれの子ども0歳児（2008年）から3歳児までの4年間にわたる自身の育児日誌を2月、5月、8月、11月それぞれ1週間分ずつ合計15クール分を集計した。以下、7項目のカテゴリー（前述）ごとに記す。

1) 年齢ごとの育児内容

①0歳児育児内容総括表
（上記の数字は0歳児4クール分の回数の総計）



ア. 身体・世話

0歳児育児内容では「身体・世話」の項目が580回と多い。0歳1か月では「身体・世話」の内容は多い順におむつ交換、ミルク飲み、抱っこ、尿・便チェック、背中さすり（ミルクのみの後ゲップをさせる）、検温、着替え、爪切り、お腹マッサージ、頭・顔・おしりふき、沐浴となっている。4か月では足マッサージが加わっている。7か月になると、赤ちゃん体操、離乳食、ジュース、乾布摩擦、耳掃除、汗拭き、のびのび体操が加わっている。10か月になると、離乳食や飲み物に種類が多くなり始め、ほうじ茶などが加わっている。

イ. 状態

1か月、4か月は眠りを表す言葉（スヤスヤ、グッスリ）、起床（お目目ぱっちり、ウーンと伸び）、泣く、ミルクをもどす、ごそごそ動く、欠伸をする、不快な表情を浮かべるなどである。7か月になると、ターン、ハイハイ、咳、鼻水（風邪の症状）、高ばい、歯をぐきぐきいわせる、歩行器に乗る、が加わる。10か月になると、つかまり立ち、つたい歩き、たっち、正座、寝返りをしている。

ウ. 「非言語コミュニケーション」では、1か月、4か月では、グズグズ、ニッコリ、キョロキョロ、笑う、お目目ぱっちり、お顔左右に振る、お口パクパク、スヤスヤ、バタバタ、の順である。7か月になると、ゴロゴロ喉を鳴らす、が加わっている。10か月には、手をにぎにぎ、手をバタバタ、手をパチパチ、手をピクピクなど同じ手の動きでも種類が豊富になり、笑顔の状態の記録が多くなっていく。

エ. 言語コミュニケーション

1か月では「キュンキュン」「クーン」「クー」などの意味の伴わない発語があった。4か月、7か月で「キャッキャ」「喃語」がではじめている。

オ. 歌・絵本

0歳児1か月の「歌」は主にCDを聞く、母親が歌うものである。「絵本」についても母親による読み聞かせである。7か月になると歌に合わせて拍子をとったり、動きがでてくる。

カ. 遊び

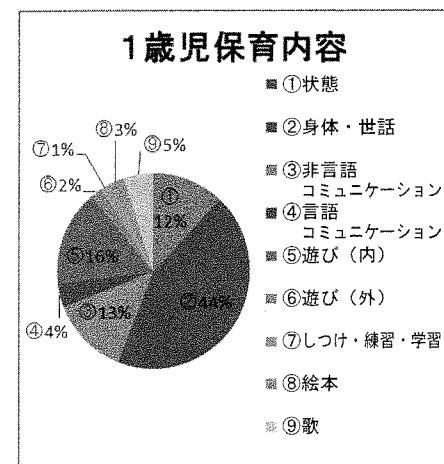
0歳児1か月は冬のため内遊び、外遊びともに遊びに関する記述はない。4か月になると、内遊びは絵本、木琴、ガラガラなど道具を使った遊び、お歌、など遊びの内容が充実してくる。7か月で積木、レゴ、手遊び、歩行器でウロウロ、ビニール袋をカシャカシャ鳴らす、が加わっている。外遊びも7か月になると家の周りの散歩にでかけるようになっていく。10か月になると、ブロック、積木、顔に手をあてていないいないばあ、カスタネット、ハンカチとり、ボールを投げる、本読みにうなずく、鈴をならすようになってきている。10か月は冬のため外遊びの記録はない。

キ. しつけ・練習・学習

7か月から「練習・学習」についての記述が目立つようになっていく。例えば、ハイハイの練習、リトミック、たっちの練習、つかまり立ち、お座り、である。10か月では食事の

時に手を合わせる、おじぎをするが加わっている。

②1歳児育児内容総括表



ア. 身体・世話

1歳児1か月になると記述の多い順に、離乳食、ミルク、オムツ交換、尿・便チェック、離乳食作り、ミルク瓶洗浄、着替え、顔・体拭き、爪切り、手を引いてあんよ歩き、お菓子、お茶の順になっている。1歳4か月では、手洗い、うがいの記述が加わっている。1歳7か月では、「トイレでおしっこ」をするようになっていくがおむつ交換の記述の数字に変化はない。1歳10か月では、ミルク、顔拭き、オムツ、食事、入浴、トイレ、着替えである。

イ. 状態

1歳児1か月では、眠り、起床、歩き、欠伸、鼻づまり、ハイハイ、泣くの順になっている。1歳4か月では、眠り、起床、泣くなど状態に関する記述が減っている。1歳7か月では、眠り、起床、泣く、に加え、「自分で水を飲む」が加わっている。1歳10か月では眠り、起床以外の記述はない。

ウ. 非言語コミュニケーション

1歳1か月では、ニコニコ、モグモグ、パクパク、グズグズ、スヤスヤ、お手をぱちぱちの記述がある。1歳4か月では、非言語コ

コミュニケーションの記述はない。1歳7か月では、「音楽に合わせて体をユラユラ」というものを除いては記述はなくなっている。1歳10か月では「チュッチュ」「ニコッ」の記述がある。

エ. 言語コミュニケーション

1歳1か月では、「いないいないばあ」「うー」「うーん」「ふーん」など喃語を発している。1歳4か月では、「きゃー」「プープー」である。1歳7か月では、「キャッキャ」「バイバイ」である。1歳10か月では、「おいしい」「おさかな」「すごいすごい」「てんとうむしさんはダメ」「どうじょー」「ねばねばー」「のりまきたまごのおべんとう」「ふね」「ボール」「ママー」「みつけましたー」「もういいかい」「やめなさい」「わたしの」などの言葉を話すようになってきている。

オ. 遊び

1歳1か月では歌を歌う、おもちゃ、ぬいぐるみ、ブロック、ボール、レゴ、手遊び、手押し車、動物絵カード、お絵かきボード、絵本、リズム遊び、などである。2月は冬のため外遊びの記述はない。1歳4か月では、内遊びとして絵本、追いかけてこ、型入れ（幼児用パズル）、さかなつり、ぞうさんの乗り物でユラユラ、積木、ボール投げである。外遊びでは家の周りを散歩している。1歳7か月では、ジム、滑り台、ブランコ、マットなどの遊具、おままごと遊び、おえかき、折り紙、言葉カード、ひも通し、など新しい遊びが始まっている。外遊びでは、お散歩に加え、公園で滑り台、砂場遊びが始まっている。1歳10か月の内遊びは遊具、おもちゃ、ボール、シャボン玉、ブロック、パズル、お絵かき、DVDである。冬のため外遊びの記述はない。

カ. しつけ・練習・学習

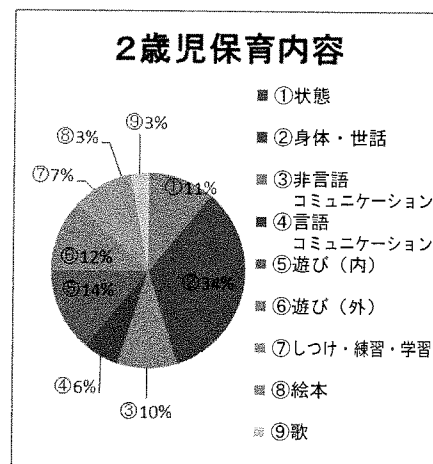
1歳1か月では、お片付け、歩きの稽古が主な練習である。1歳4か月では、遊んだおもちゃのお片付け、コップで水を飲む練習をし

ている。1歳10か月では、リトミックなどの身体能力向上の練習をしている。

キ. 歌・絵本

1歳1か月では、歌の絵本、英語の歌など歌と絵本が一緒になった教材を使用するようになってきている。りんごの絵をみてむしやむしや、キャベツの絵をみてパリパリ、電車はがたんごとん、雨はざーざー、など動作やものの絵と対応した音を聞き分けられるようになってきている。歌は「じゃんけんぽんの歌」「むすんでひらいて」など動作を伴った音楽を聴くようになってきている。1歳4か月では、引き続き歌の絵本、『おいしい音なあに?』などの食べ物と食べる時の音を認識する絵本や乗り物の絵本である。1歳7か月では、『おいしいな』『だーれだだだ』『プレゼントはなあに』『いないいないばあ』などの動く絵本、しかけ絵本が主である。1歳10か月では、「アンパンマン」などキャラクターの絵本を好むようになり、絵本に好みが始めている。歌についても手遊びを自分で覚えて行うなど積極性がはじめている。

③ 2歳児育児内容総括表



ア. 身体・世話

2歳1か月、4か月では、食事、トイレ、手洗い、うがい、おやつ、オムツ交換、ミルク、

着替えの順に多い記述となっている。7か月からは記述にパンツトレーニング、歯磨きが加わっている。10か月では、自分でうがい、自分で顔を拭く、歯磨きするようになり、身体・世話の比率は減じ始めた。

イ. 状態

2歳1か月の記録では、起床、眠り、4か月では起床、眠り、小児科に連れて行く、以外に記述はない。2歳7か月では起床、眠りのみの記述である。2歳10か月になると風邪をひいたり、怪我をしたときの記述のみになってきている。

ウ. 非言語コミュニケーション

2歳1か月では「こちょこちょ」「ごろごろ」である。4か月以降は非言語コミュニケーションはあまりみられず、主に言語を用いて話すようになってきている。

エ. 言語コミュニケーション

記録にある言語は「ありませーん」「上に行こうか」「いち、にい、さん」「うんちでた」「おはよう」「おべんきょうだいすき」「きゃー」「こんにちは」「つぎはなに?」「できたよ」「はい」「もういいよ」「もう行こうよ」である。4か月では、「これなに?」「なんで?」「つぎはなににする?」「どこへいく?」など質問語が目立つようになってきている。7か月から「いこうよ!」「いやっ」「まって」「もう寝ますから。おふとんは?」など自分のペースに母親を合わせようとする言葉が多くなった。「うんちでた」と自分でトイレに行くようになった。「おかわり」「ごちそうさま」「ご飯食べる」「自分で飲む」「自分で食べる」「もっと食べたい」など自我が強くなってきている。2歳10か月は「自分でする」という言葉が多い一方で、「抱っこして」とスキンシップを以前より要求するようになった。またこのころから気に入らないことがあると道などで動かなくなる、呼んでも返事をしなくなるなど反抗期に入った。

オ. 遊び

2歳1か月では、内遊びとしてはままごと、テレビ鑑賞、お絵かき、カスタネット、さかなつり、かるた、木琴、ブロックに加え、図形に興味が始まり、カタミノ、カプラ、マグネット板、図形遊び、知育玩具で遊ぶようになってきている。粘土など創作的な遊びも始めている。また「アンパンマン」に加え、「きかんしゃトーマス」にも興味を持ち始めている。4か月になると外遊びが増え始め、梅の実をひろう、砂場でソフトクリームをつくる、だんごむしを集める、葉っぱやどんぐりを集めるなど記述がある。7か月では水絵、粘土、おりがみなど創作的遊びがさらに増えはじめ、ごっこ遊びやおままごとが主な遊びとなっている。外遊びではお散歩、砂場遊び以外にも外部に関心を持つようになり、公園で同い年の子どもに近づく行動をするようになった。10か月からシルバニアファミリーという人形遊びが主な内遊びとなった。シルバニアファミリーのうさぎ一家やりす一家、ねずみ一家など一家を収集する癖がでてきた。家に同い年の友人を呼ぶようになったが、空間は同じくしても一緒に遊ぶことはなく、別々の遊びをしている。外遊びとしては花に関心を示すようになり花や玉ねぎを植えるなど（母親とは異なる）独自の趣味を持つようになった。

カ. しつけ・練習・学習

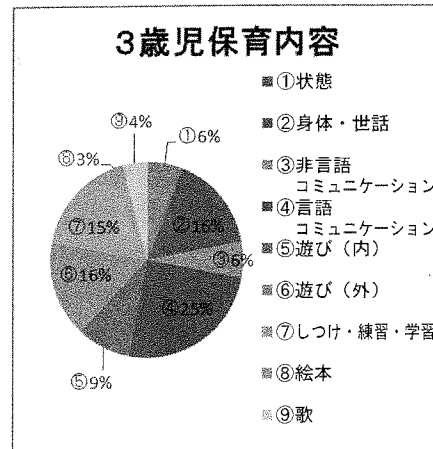
2歳1か月では、公文式のプリント学習、あいさつの練習、洗濯物をたたむ、4か月から靴をそろえる、など行っている。7か月、10か月も片付け、靴をそろえる、食事の前にテーブルを拭くなど自分の役割を自覚するようになった。

キ. 歌・絵本

1か月は『あいうえおの本』『ぞうさんのあめふりさんぽ』、4か月から『ぐりとぐら』『トーマスのサウンド絵本』『はらぺこあおむ

し』『てぶくろ』『ミッキーのABC』など学習系や複文を用いた文章の絵本を読むようになっている。

④ 3歳児育児内容総括表



ア. 身体・世話

3歳1か月では、おやつを冷蔵庫から出す、トイレに付き添う、夜中のおむつ交換程度になった。

イ. 状態

3歳1か月のときインフルエンザに罹ったので嘔吐、下痢、医者に行く、食欲なしなどの病に関する記述がある。

ウ. 非言語コミュニケーション

3歳以降、非言語コミュニケーションに関する記述はない。

エ. 言語コミュニケーション

3歳1か月以降、「今日は寒いから散歩は行かないって(ママが)いうの。」「今日は私はいい子にしてたからこんどおもちゃ屋さんに連れて行ってね」など複文の会話調の言葉が多くなっている。3歳4か月、7か月では幼稚園の集団生活に慣れ始め、「おさきにどうぞ」「かして」「いいよ」など順番を譲る言葉が多くなった。3歳7か月頃から幼児教室で知り合った友人宅に行き来するなど子どもの付き合いが増え始めた。子どもは自分の友人の母親と(母親が)仲良くなってほしいと発

言するようになった。

オ. 遊び

3歳1か月ではシルバニアファミリー、テレビ鑑賞、絵本を自分でめくるようになった。3歳4か月からしとりや「ふとんがふつとんだ」「家がイエーイ」などだじゃれを言うなど言葉遊びが多くなる。3歳7か月から工作やプラモデル制作、はさみを使った切り絵などを遊びに変化がみられるようになった。外遊びは子どもの友人宅へ遊びに行くようになった。

カ. しつけ・練習・学習

3歳1か月から公文のかきとり練習や音読などの学習を時間を決めて行っている。このころから自分から机に向かうようになっている。3歳7か月から料理に興味を持つようになり、泡立てたり、ピーラーを用いて人参の皮をむくなど母親と一緒に料理するようになった。しつけに関しては2歳までは母親の行動を見て模倣させることが多かったが、3歳からはしだいに言葉で言い聞かせるようになった。3歳4か月では幼稚園に行き始めたことから外出の機会が増えたこともあり、交通安全や横断歩道の渡り方、電車の中では騒がない、知らない人にはついていけない、母親の傍を勝手に離れないなど安全や公共のマナーに関して訓練するようになった。

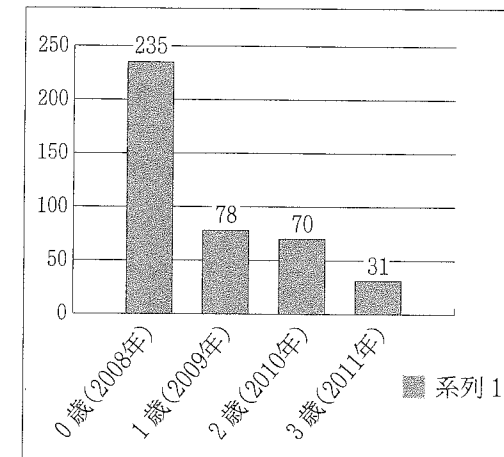
キ. 歌・絵本

3歳1か月では、動物の登場する絵本を好むようになった。その一方で、三匹のやぎが山に行く途中の橋の下に恐ろしい Troll がいて、小さなやぎ、中くらいのやぎが一匹ずつ橋を通り、最後に大きなやぎが Troll を倒す『三匹やぎのがらがらどん』、深夜になっても寝ない子にはおばけがやってきておばけの姿に変えておばけの世界へ連れて行くという『寝ない子だれだ』という絵本を怖がるようになった。おばけや怖い動物などがでてくる内容の絵本を嫌がるようになった。3歳4か月

から幼稚園に行きだしたので『わたし、ようちえんにいくの』や『がまんのケーキ』『どうぞのいす』など他人に対する思いやりや道徳を教える内容の絵本が多くなった。また料理をしはじめてから『ぼくんのミックスジュース』『ぼくんちカレーライス』『たんころりん』『とまとさん』『地獄のラーメン屋』『はらぺここのさま』など食べ物を題材とした絵本が多くなった。このころから絵本は母親が選ぶよりも一緒に本屋に行って自分で選ぶことが多くなった。

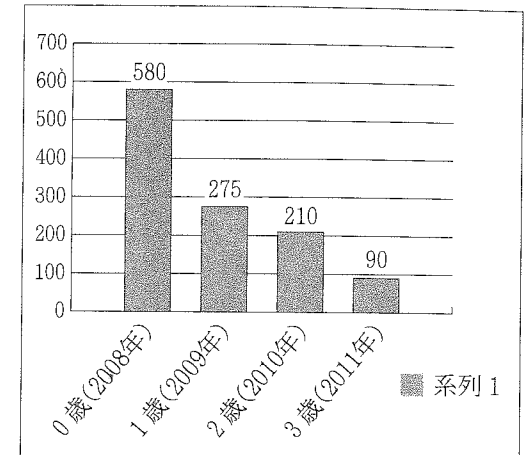
2) 0-3歳児までのカテゴリーごとの推移

《状態》



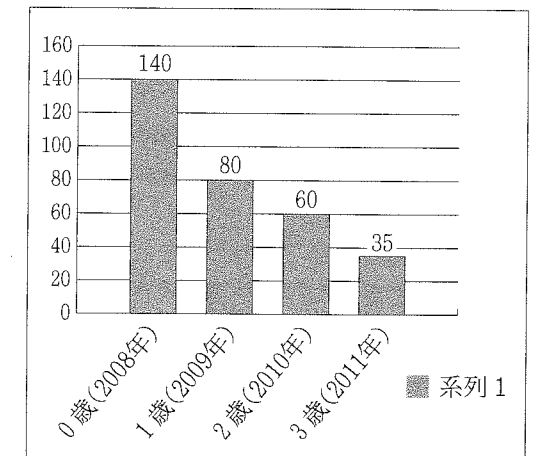
睡眠、起床など状態に関する記述は年齢が上がるに従って減少していることがわかる。0歳児には母親は子どもの状況を見ることに集中している。子どもの成長発達につれて、子どもを観察の対象として状態を注視する一方的なかかわりから、子どもの行動や発話に対し、反応を返すより相互作用的な関係へと移行していつていることがわかる。

《身体・世話》



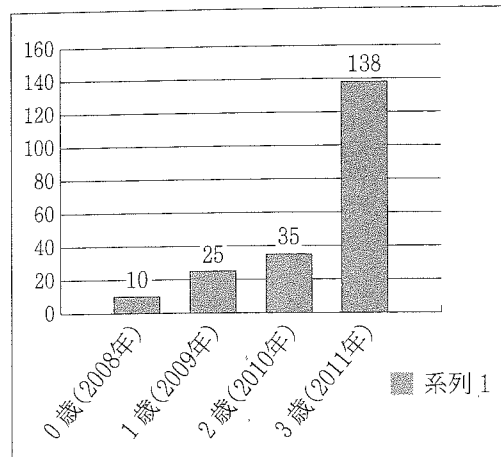
0・1歳児は母親は身体世話をを行う割合が格段に多いが、2歳児からは徐々に減少し始め、3歳児になるとほとんど身の回りのことは子どもが自分で行い、母親は手伝う程度になった。

《非言語コミュニケーション》



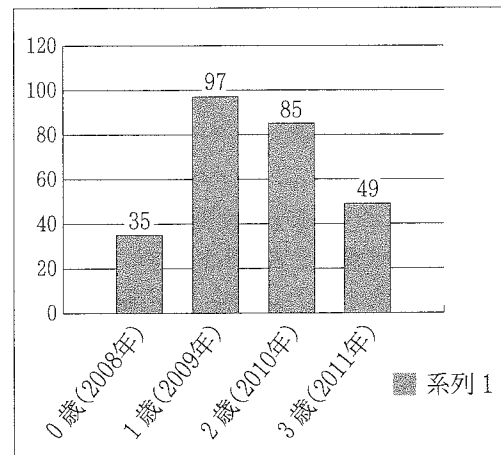
非言語コミュニケーションについての記録は2歳児以降は0歳児のときの半分以上に減少している。

《言語コミュニケーション》



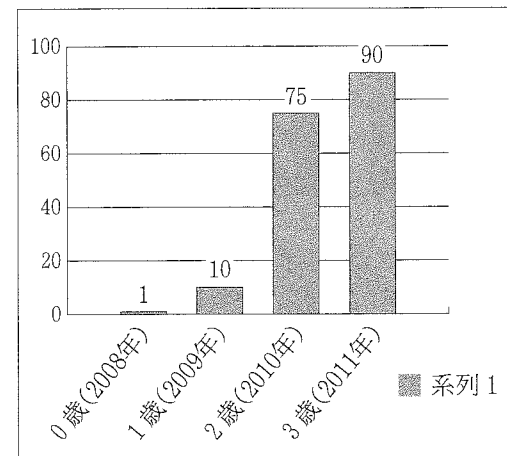
非言語コミュニケーションと反比例して言語コミュニケーションが上昇していることがわかる。言語能力の発達に伴い、子どもは言葉で自分の意思を伝えるようになっていく。1歳児には喃語が多いが、2歳児から3歳児になるにつれて言語コミュニケーションが多くなってきている。2歳4か月から子どもの質問が多くなり、2歳7か月には「いやいや」「あとで！」などの母親の指示に対する子どもの拒否する言葉が多くなってきている。子どもの質問や反抗期を通して母子関係の相互作用が明確になり始めていることがわかる。

《遊び(内)》



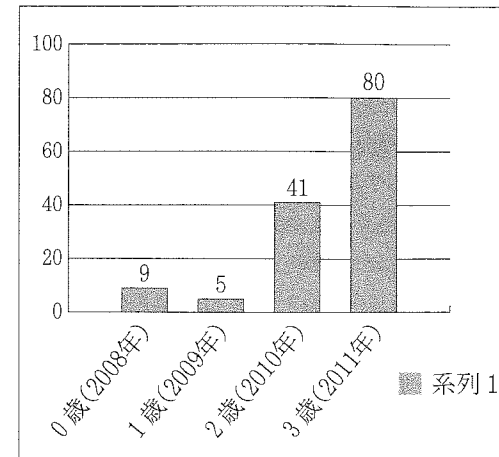
遊び(内)に関して、子どもは2歳1か月から「アンパンマン」や「きかんしゃトーマス」などキャラクターものに関心を持ち始めている。2歳7か月には、粘土や工作など創作的な遊びに移行している。2歳10か月では遊びや好き嫌いにも好みができるようになっており、お気に入りのおもちゃ(シルバニアファミリー)が現れはじめていく。このころから苦手な遊びも出てきており、塗り絵など丹念に塗りつぶす作業を苦手として、途中で放棄することも多くあったが、幼稚園入試の行動観察に「塗り絵」が出題されることがあるため、2歳7か月ごろから塗り絵を多く行うようにしたところ、3歳4か月では枠をはみ出しても白いところがなくなるまで塗りつぶすことができるようになった。

《遊び(外)》



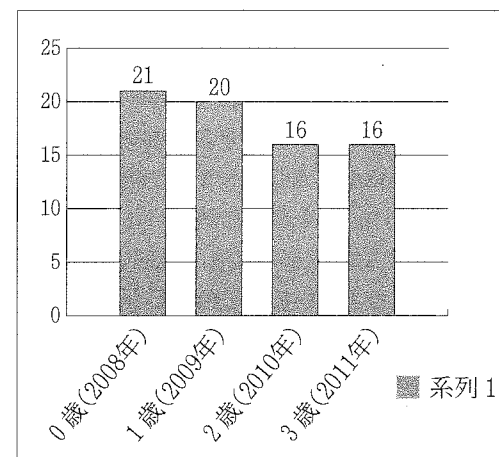
遊び(外)に関しては、年齢に従って増加している。本記録は2月、4月、7月、11月の3か月ごとの記録であることから半分は冬季であったため、外出の記録が0、1歳児では極端に少ない結果となっている。2歳7か月ごろから子どもの友人宅に遊びに行くなど外部との交流が多くなってきている。

《しつけ・練習・学習》



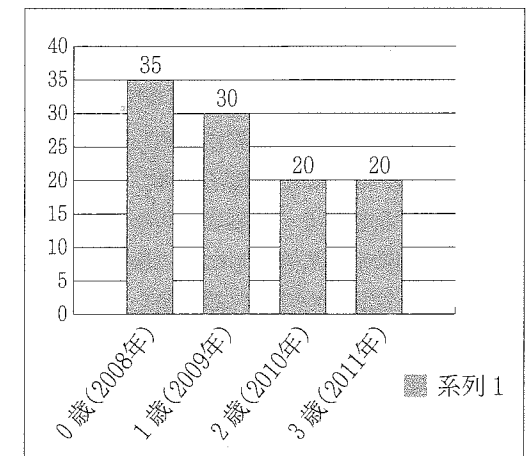
1歳では歩く練習、リトミックなど身体的訓練が中心であり、2歳になると挨拶など社会性を身につけることが中心となってくる。3歳では学習や料理など学習意欲が表れ始める。また行動範囲が格段に増えたことから外出時の交通安全の指導が主な内容になってくる。2歳以降は、「○○しなさい」という一方通行な言い方に陥らないように意識した。この意味において「○○しなさい」という一方的な子どもへの押し付けでは子どもの納得・理解の余地を残さず、母親による一方通行の指示だしになってしまうおそれがある。なるべく子どもとの相互作用を心がける工夫をした。

《絵本》



絵本読みについては、母親が毎晩就寝前に絵本読みを習慣として行っていたため、数量に目立った増減はない。3歳4か月になると、子どもはひらがなが読めるようになり、読み聞かせて暗記している絵本や、文字の大きな赤ちゃん絵本は自分で読むことができるようになっていく。

《歌》



歌について、0歳児にはCDで歌や童謡を聞かせるのみであるが母親が主に歌っている、もしくはCDの歌を聴く時間の記録が多いため、割合は多くなっている。1歳児後半になると「かえるの歌」「おもちゃのちゃちゃちゃ」を部分的に歌うようになる。2歳になると「いとまきまき」などの手遊び歌が多くなりリズムに合わせて体を動かすようになる。3歳になると「ぞうさん」「チューリップ」「ぶんぶんぶん」「はと」「お馬」「どんぐりころころ」「とんぼのめがね」「おつかいありさん」「だるまさん」「おおきなたいこ」「さっちゃん」「ちょうちょ」「お花が笑った」「あひるの行列」「かえるのうた」「かたつむり」「しゃぼんだま」「大きな栗の木の下で」「数字の歌」「げんこつ山のたぬきさん」「時計の歌」「おすもうくまちゃん」「おもちゃのちゃちゃちゃ」「おもちゃのマーチ」「小鳥の歌」「あかいとり」「きらきら星」「雪」「お正月」「ABCの歌」「かたたたき」「手をたたきましょう」などレパートリーが増えている。

4. 考察

以上、育児日記の記録の分析をもとに0歳から3歳までの3年半の母親役割の内容とその比重の推移について分析してきた。

冒頭で、育児不安をもたらす要因として次の3つを挙げた。①母親が子どもの要求がわからない、②母親の育児についてのわからないことが多い、③育児を相談したり、協力する人がいる環境にいないこと、である。本記録を見ても、とくに0歳、1歳のときの母子関係は濃密であり、「母親からみた子ども」という狭い世界に集約しがちであることがわかる。このことは母子密着、閉鎖的というネガティブな言葉でくくられがちなことであるが、乳幼児期の子どもの育ちには、母子関係という極めて狭い世界の中での生活体験を共有する必要性を否定することはできない。0歳児には一方的な身体の世話に終始していた母親役割が1歳児、2歳児と年齢を経るにつれて子どもとより多くの相互作用をするようになっていく。子どもとの相互作用を通じて実質的な母親役割を習得していく。

本記録分析結果を踏まえて(1)子どもの自己の定義づけ、(2)段階的な子どもの成長、(3)環境の変化、(4)母親役割の変化の4点について考察する。

(1) 子どもの自己の定義づけ

家庭教育において子どもはその最初に出会う定住家族、とりわけ母親との関係の中で「自己」の定義づけをしていく。この自己の定義は難しく、「自分を自分でとらえることである。(中略)ひとつは「主体としての自己」(自己意識)ひとつは「対象としての自己」(自己概念)である。幼児期にはこの二つの自己が出現してくることは確かである。」と友定が記述しているように(友定・入江・橋爪・榎田,1996, p224)、「主体としての自己」は自分のやりたいことがはっきりしてきて、それを周囲にも表現していこうとすることである。本記録でも子どもが2歳7か月から「もういこう

よ!」「いやっ」「まって」「もう寝ますから。おふとんは?」など自分のペースに母親を合わせようとする言葉、「自分で飲む」「自分で食べる」「もっと食べたい」など「自分で」という言葉に「主体としての自己」(自己意識)の強まりを見る。2歳10か月は「自分でする」という言葉が多い一方で、「抱っこして」とスキンシップを以前より要求するようになったことに「対象としての自己」が見える。「対象としての自己」は自分の名前や年齢、周囲との関係を含めて自分の属性や内容がわかっていくことであり、自己概念の形成のことである。この記録の子どもは母親には「抱っこして」といったり、気に入らないことがあると道などで動かなくなる行動をとる。これは母親を自分のもっとも身近な存在であり、自分が甘えてもいい存在だという認識を子どものほうが持っていることとして見ることができる。

(2) 段階的な子どもの成長

育児日記を読み返し分析してきたところ、子どもの成長は段階的に伸びているように考えられる。それまでできなかったパズルや数かたち合わせが、ある日突然できるようになったりした。1歳のとき、言語コミュニケーションにおいて、1歳7ヶ月では喃語を話していたが1歳10か月では「おいしい」「おさかな」「てんとうむしさんはダメ」「どうじょー」「ねばねばー」「のりまきたまごのおべんとう」「ふね」「ボール」「ママー」「みつめましたー」「もういっかい」「やめなさい」「わたしの」といった対象とその意味を理解して発語をしている。また1歳1か月では歩きの稽古をしていたが、1歳10か月ではリトミック体操をしているなど身体能力面にも急激な発達が見られる。1歳10か月では「アンパンマン」などキャラクターを好むようになっていく。この子どもの場合は1歳10か月が大きな発達の時期であったことがわかる。3歳1ヶ月で「今日は寒いから散歩に行かないって(ママが)いうの。」など複文の会話をするようになっている。また絵本は『三匹やぎのが

らがらどん』『寝ない子だれだ』を怖がるようになった。この絵本は1歳児より読んで聞かせていた絵本であるが、1歳の時は話を理解していなかったため怖がることはなかった。しかし3歳1か月になって話の筋を理解するようになり、怖いと思うようになったと考えることができる。絵本の選定についても3歳4か月から好みが出始め、母親のお仕着せではなく、自分で本屋に行って選りたがるようになった。

(3) 子どもの環境の変化

子どもの環境が大きく変化した時期は、3歳児4月からの幼稚園入学である。この時期から、平日の日中は母親から離れて、幼稚園という集団での生活を学んでいった。子どもは集団生活の中で子ども同士の人間関係に適應するのに、精神的・身体的にも負担がかかったようで、突然熱をだしたこともあった。また、おもちゃを一人占めすることは当たり前という感覚がある一人っ子の子どもにとって、おもちゃを他の子どもに譲ったり、順番を待つなどの幼稚園でのマナーを身につけることは急務であるとともに、母子ともにプレッシャーに感じることであった。幼稚園入学を境に子どもの交友関係が広がり、子どもを介して他の子どもの母親とも接触する機会が増えた。私が他の母親とあまり話をしないのを見て、子どもが心配をしたり、「もっと○○ちゃん(子どもの親しい友人の名前)のお母さんと話をしなさいよ!」と指示を出すようになった。

(4) 母親役割の変化

0歳児育児内容では「身体・世話」の項目が580回と多い。1歳1ヶ月のときも変化はなく、離乳食、ミルク、オムツ交換、尿・便チェック、離乳食作り、ミルク瓶洗浄、着替え、顔・体拭き、爪切り、手を引いてあんよ歩き、お菓子、お茶の順に多くなっている。2歳1か月、4か月では、食事、トイレ、手洗い、うがい、おやつ、オムツ交換、ミルク、着替えの順に多い記述となってい

る。7か月からは記述にパンツトレーニング、歯磨きが加わっている。10か月では、自分でうがい、自分で顔を拭く、歯磨きするようになり、身体・世話の比率は減じ始め、3歳1か月では、おやつを冷蔵庫から出す、トイレに付き添う、夜中のおむつ交換程度になった。0歳児のときに比べ年齢があがるにつれて、母親の「身体・世話」の項目は減少していく。それに反比例して項目が増えていくのが「言語コミュニケーション」「練習・学習」である。かわり自体も、子どもを観察の対象として注視する一方的なかかわりではなく、子どもの行動に対して反応する相互作用的な関わりへと移行していくことがわかる。2歳10ヶ月になると、うがいや顔ふき、歯磨きを自分でできるようになった。それと同時にこの時期には自分でできることを母親にしてもらいたがる、「抱っこして」「おんぶ」を要求したり、気に入らないことがあると動かなくなったり、呼んでも返事をしなくなるなど反抗期であった。この時期に、子どもの興味の対象が広がり、花や植物を植えるガーデニングの趣味を持つようになった。ガーデニングは母親にはなかった趣味であるので、子どもが母親とは別の人格を持った存在であることを実感するきっかけとなった。幼稚園に入学した3歳児4月以降は、集団生活の中で適應するために「お先にどうぞ」「かして」「いいよ」といったおもちゃや遊具の順番を守る言動を習慣づけるなど幼稚園での決まり事を覚えていくことや、子どもの行動範囲が広がるに伴い、交通ルール、電車の中では静かになどの社会での決まり事についての家庭教育が多くなった。

5. おわりに

本論文では、一人の子どもの0歳1か月から3歳7か月までの3年半の育児日記を7項目ごとにエクセルを用いて集計し、内容の分析をおこなった。育児日記を取り上げることで、子どもの日常生活の中から子どもの成長とそれに伴う母親役割の変化・成長のプロセスを明らかにした。子ども

はまず最初の他者としての母親との関係の中で自己を形作っていく。その後、周囲へと人間関係の範囲を広げながら、「自分」を形成していく。

イギリスの精神分析学者J. ボウルビイは乳児が母親という特定の対象に対して特別の愛情をもったところの結びつきを形成することをアタッチメント行動と名づけ、乳児期に母親へのアタッチメント（愛着）を形成することは、その後の社会への適応にとって基本的なことであると論じた。

アタッチメント形成にあたっては、「相互作用の量と質」は重要である。母親役割においても子どもとの「相互作用の量と質」は重要な課題である。母親役割は固定的な役割にとどまるものではなく、その子どもの発達とともに相互作用しあいながら変容していくものであると考える。

謝辞

この論文作成にあたり、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 伊藤篤先生には懇切なるご指導をいただきました。ここに心より深く御礼を申し上げます。

引用・参考文献

1. 友定・入江・橋爪・榎田『育児日記からの子ども学』勁草書房、1996.
2. 原田正文『子育て相談とNPO』朱鷺書房、2002.
3. 入江礼子「家庭での子育て考」『日本保育学会大会研究論文集』1994.
4. 小川清美「母親の育児意識の構造—母親の育児記録の分析を通して」『日本保育学会大会研究論文集42』1989.
5. 栗山直子・畠中宗一「母親役割のライフスタイル化に関する一考察」『現代の社会病理』日本社会病理学会第15号、2000.
6. 栗山直子「母子関係（第10章）」『自立と甘えの社会学』世界思想社、2002. pp209-230.

ケアの倫理の照射するもの —他者の成長と自己実現としてのケア—

二 川 早 苗¹⁾

Ethics of Care —Care for Helping Others Grow and Self-actualization—

In this study, I searched for a clue about thinking of modern child care by quoting, as a definition of care, the doctrine: "To care for another person, in the most significant sense, is to help him grow and actualize himself" advocated by Milton Mayeroff and clarifying the conception inherent in care. Care is provided not only in the parent-child relationships but also for anything other than humans, such as artists' care for their works. However, now that humans provide care, there is a limit. Care that exceeds the limit becomes a mere façade and generalized and is no different from doing nothing after all. In order for care to help a person grow and continue to be individual, it is absolutely necessary to "devote" to and "trust" in, as well as be "honest" with and "humble" to others, and care will thereby assume an intrinsic character. Helping others grow through such dealings with others makes him grow. Thus, it may be said that what Mayeroff means by care is the work for the purpose of finding a meaning in life as a human.

はじめに

今日ほどケアという言葉があちこちで使われたことはかつてなかったのではなかろうか。それほど頻繁に耳にする言葉であるにもかかわらず、意味が漠然としている。非常に深刻な事象に使われることもあれば、日常のお手入れといった意味に用いられることもある。「配慮」と訳されることも多い言葉であるが、本稿では、メイヤロフの「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」¹⁾という概念に依拠しながら、ケアの倫理について考察する。メイヤロフは、親と子ども、教師と学生、作家と作品、精神療法家と患者、夫と妻を横軸に、それらに共通のパターンとしてのケアの概念を縦軸にして、「成長」と

「自己実現」としてのケアについて論じている。それぞれの事象における相違点よりも、これらから導き出される共通点から、ケアの倫理を読みとっているのである。その共通点が、他者の成長をたすけることであり、それによって、自分自身に変容していくというものである。本稿では、メイヤロフの見出したケアの共通項を概念分析したうえで、現代の子育てについて考える一つの糸口としたい。

1. ケアの定義

まず、はじめにケアの倫理とは何かについて、定義しておきたい。メイヤロフは前述のように、ケアについて「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけることである」という。本稿では、この概念を定義として援用したい。

メイヤロフはこれを、父親の子どもに対するケ

1) 筑波大学大学院哲学・思想専攻一貫制博士課程

アとして説明している。親は、子どもを「その子自身が本来持っている権利において存在するもの」として認め、「成長しようと努力している存在」として尊重するという。この「本来持っている権利」とは、侵すことのできない絶対的な権利である。人間は生まれたとき、他者に依存しなければ生きていけない。このような生のもつ脆弱性において、ケアされる存在としての権利をもつといえよう。その本来的な生の弱さゆえに、親はその子が自分を必要としていて感じ、その子の「成長したい」という要求にこたえるために、ケアするのである。

では、子どもの成長を祈ることや幸福を祈ることがケアなのだろうか。メイヤロフはケアとは、そのような感情と切り離されたものでもなければ、一時的な関係でもなく、単にその子をケアしたいという事実でもないという。ケアは、一つの成長の過程であり、その過程のうちにおいて、その人の全人格的な統一に関与するあり方なのである。例えば友情が、相互に信頼するようになり、次第に関係が深まりその質が変化し、時間をかけて成熟していくのと同じように、ケアも変化し成長していくものなのである。その例として、メイヤロフは次のような関係をあげている。両親が子どもを、教師が学生を、精神療法家がクライアントを、夫が妻をケアすることである。これらの関係には、「その人が成長するのを援助する」という、共通のパターンがあるという。またケアは、人に対してだけでなく、ものや事柄についても、同様にケアすることがある。例えば、哲学的な概念や芸術上の新しい構想、あるいは、ある理想やある社会をケアすることもある。このような観念をケアすることについても、「その相手が成長するのを援助する」という意味においては、一人の人格をケアすることと共通であるとする。本稿では、人間だけではなく、概念やものに対しても共通性をもつというこのケアの定義に着目し考察する。

次項では、ケアの語源を探りながら、人間とケアが統一的なものであることに注目する。

2. ケアの神話

本稿では、ケアのもつ意味をメイヤロフに依拠して考察することとしたが、昨今のような「ケア」という言葉の氾濫は、ケアの不足を意味しているといえる。「スキンケア」「心のケア」「ヘルスケア」「ターミナルケア」「ケアマネージャー」これらは日常生活、医療、福祉、介護といったさまざまな分野で用いられているが、どれも他者への援助や他者への配慮を内包している。社会がケアで満たされていれば、ケアが日常化し、その存在にすら気づかなくなるであろう。ケアの言葉の氾濫は、我々の社会が安全から遠いことを意味するのである。配慮の行き届いた社会であれば、人々は安心して安全に暮らせるはずだ。不安に覆われた社会だからこそ、配慮が求められるのである。なるほど今の社会をみれば、不安だらけといえなくもない。原発の安全神話ばかり、それによる政治への不信感ばかり、老後の不安ばかりである。世界に目を転じてみても食糧危機、人口問題、エネルギー問題に加え、内と外の経済危機ときりが無い。このような不安定な社会だからこそ、ケアが求められているといえる。

では、ケアのもともとの意味はどのようなものだったのだろうか。ここで「ケア」の語源について探してみたい。

ケア (care) は、本来ラテン語の「cura」に由来するとされ、2つの意味で使われていた。一つは「ある人が心配事に苦しめられる (burden with cares)」といった場合の「心配 (worries)」、 「不安 (anxieties)」を意味し、もう一つは「他者の幸せを準備する (providing for welfare of another)」といった場合の「気遣いの良心 (solicitude)」、 「献身 (devotion)」といった積極的な意味が含まれている。つまり、ケアは、もともと「重荷」としてのケアと、「気遣い」としてのケアといった二つの意味を含んでいたのである²。

さらに、古代ギリシャ・ローマ時代においては、

『クーラ (ケア) の神話』として語られていた³。この神話は、ハイデガーが『存在と時間』の中でも取り上げている⁴。要約すると次のようになる。「昔クーラ (Cura) が川をわたって行ったとき、白い粘土をみて、それを手にとり人の形をつくった。クーラはちょうどそこにやってきたユピテル (Jupiter) に、粘土の像に精神を与えてくれるように頼んだところ、ユピテルは願いを叶えてくれた。クーラはそれに自分自身の名前を与えようとしたところ、ユピテルも自分の名前を与えたいといった。すると今度は大地テルス (Tellus) が身をおこして、体を与えたのは私だからそのものには私の名前こそふさわしいといった。三者はサトゥルヌス (Saturnus) にこの争いの決着を求めた。そこでサトゥルヌスは次のような裁定を下した。このものが死ぬときにはユピテルはこのものから精神を受け取り、テルスは身体を受け取るがよい。しかしクーラがこのものを最初につくったのだから、このものが生きている間はクーラのものとするがよい。ただし名前については土 (humus) からつくられているがゆえに、ホモ (homo=人間) と呼ばれるがよい。」⁵

この神話の意味するところは、三つある。一つは人間を作り出したのはクーラすなわちケアであることから、ケアによって人間になるということ。二つめに人間は生きている限りケアに掌握されているということ。三つめに人間は魂を与えられる以前から、すなわち誕生前から誕生後もそして死後も、常に誰かに気遣われる存在であるということである。

この神話では、ユピテルが人間の精神「魂」をケアすることになるが、古代ギリシャの哲学者ソクラテスは自分自身を「魂の医者であると同時に魂を癒す人」⁶、つまり魂をケアする人と見做していた。

このように、古くはギリシャ・ローマ時代から、人間は、ケアなくして存在できないと考えられていたのである。

3. ケアと信頼

『クーラ (ケア) の神話』でみてきたように、古くからケアは、人間の存在に、欠くことのできないものであったといえる。では、ケアは、どのような概念を含むものなのだろうか。メイヤロフは、その概念として、三つあげている。「信頼」「正直」「謙遜」である。ここで、三つの概念について、一つずつみていきたい。

(1) 信頼 (Trust)

メイヤロフは、なぜケアの概念に信頼を含めるのだろうか。それは、他者の独立性の尊重と、適切なケアをするためであるという。「信頼は、ケアする相手の存在の独立性を、他者は他者なのであるとして、尊重する」⁷メイヤロフは信頼について、このように述べる。ここで、「他者」を「他者」として尊重するとは、ケアされる人をそのまま受け止めることである。「ケアされる人」は、援助される立場として、弱者になりやすく、このため依存したり、支配されたり、取り込まれたりしやすい。そうするとケアは押し付けとなり、「ケアされる人」は呑み込まれてしまうことになる。その暴力性を防ぐために、「他者」を「他者」として尊重することを、強調しているのである。

さらに、信頼は相手の成長を信頼することを含む。仮に、その人が過ちを犯したとしても、その人自身が、過ちから学ぶことができると、信じることであるという。一方、ケアされる側は信頼されることによって、自分自身の成長を確信でき、「より大きな力」を発揮することができるのである。

またメイヤロフは、信頼をまかせることだともいう。「他者を信頼することは、まかせることである。つまりそれは、危険な要素をはらんでいるが、未知への跳躍なのである。いずれも勇気のあることである」⁸という。ここで、メイヤロフは「信頼」を「まかせる」とパラレルに置くことで、私的領域から公的領域への「第二の誕生」⁹となることを暗示している。しかし、それは同時に「あ

る危険」も内包する。それでも公的領域に出ていくことができるのは、「あの人は私を信頼している」という認識を「ケアされる人」がもてるかどうかにかかっていると彼は述べている。この信頼が確信に変わるとき、「わたし」は、公的領域へと踏み出していけるのである。そのことが、成長だとメイヤロフはいうのである。

さらに、次の一文に「未知への跳躍」とあるが、どこからどこへの跳躍なのだろうか。メイヤロフのケア論の基底が親子としていることからすれば、子どもが成長して社会に出ることを指すと考えられる。続く一文が「勇気のいること」というフレーズを含むことから、これは、私的領域である「家」から公的領域である「世界」へ踏み出すことを意図しているのではないか。つまり、人間が私的領域を出て、公的領域に顕れるためには「勇気」が必要だというのである。ここで信頼と勇気とまかせることとの関係が明らかになる。先に信頼とは、まかせることであると述べた。まかせられた相手は危険を承知で未知の世界に飛び込んで行く。まかせる方もまかせられる方もどちらも勇気がなくてはできない。その勇気に力を与えるのが信頼なのである。

では、信頼の欠如は何を引き起こすのだろうか。メイヤロフは過剰なケアを引き起こすという。「信頼の欠如が露呈されると、私たちは相手よりも優位に立とうとしたり、ある鋳型に無理やりに当てはめようとしたり、成果について保証を要求したり、さらには“ケア”しすぎる結果となってしまふ」¹⁰つまり、相手が信頼できないために、その人が自分のやり方で何かをしたり、自分の仕方でも成長しようとするのを黙ってみていられない、まかせられないのである。

これを親子関係に置き換えれば、過保護といえる。この過保護は、「成長」の主体を相手に置くのではなく、自分自身に置いている。このことについてメイヤロフは「子どもの成長しようという欲求よりも、親自身の欲求に強く応答」¹¹していると指摘する。また、過保護にはしる親は、子どもの

自立の必要性を見逃しており、自分自身に対して責任をもつべき存在ともみていない。そのような状況では子どもの自立の兆しは脅威として受け止められ、子どもが自分のやり方でしようとするのを黙って見ていられないのである。

では、どのような人が過剰なケアをせずに、相手を信頼できるのだろうか。メイヤロフは、自分自身が成長するのを信じている人だけが、相手の成長を確信し信頼できるとする。つまり自分の能力を信頼できなければ相手の能力も信頼できず、その結果相手にまかせることができなくなるのである。ここでいう能力についてメイヤロフは狭義に解し「自分の判断力と誤りから学ぶ」ことができる能力であるとする。これらの判断力の基礎となるのが知識である。知識がなければその人の要求を正確に理解することができず、適切な応答をすることもできない。我々は知識を言語を通して明確な知識として知ることもあれば、暗黙の知識として知ることもある。また「こうである」と知ることもあれば、「それをどうするか」を知ることもある。さらに直接的に知ることもあれば、間接的に知ることもある。このように言語からだけではなく、様々な方法で知識を得ることができるのである。ケアはこれらすべてを含むものであり、全体的に知ることによって、他者の成長をたすげることができるのである。

このような知識に支えられた能力によって信頼が担保されるのである。

(2) 正直 (Honesty)

次にケアの二つめの概念「正直」についてみていく。メイヤロフは正直について「正直 (Honesty) はケアにおいて積極的な要素として存在するのであって、何かをしないということ、つまり嘘をつかないとか、他人を故意にだまさないとかというようなものではない。」¹²という。単に表面的な正直さではなく、「自分自身に正直」であることをいうのである。それはケアするなかで、相手を正確にみようと努力することにおける正直さでもある。

相手を正確にみるとは、相手の要求を正確に受け止めることである。その要求は成長に応じて変化していくため、それにつれてケアの形も変化していく必要がある。初めのころのケアの方法がうまくいったからといって、ずっとその方法でうまくいくとは限らない。ケアする人は機械的にケアするのでなく、変わりゆくその要求に応えなければならない。あるがままの相手を見つめ、あるがままの自分を見つめ、自分の行っているケアが相手の成長のたすけになっているか、相手の妨げになっていないかを常に確認しなければならない。その結果、ケアに誤りが発見されたならば、正さなければならない。ケアはその訂正を迫るのである。

メイヤロフは「いかに多くの世話をしたかを絶えず示さなければならない親は、自分の子どもをケアすることにおいては、妨げとなっている」¹³という。それは、親がまわりの人が自分をどう見ているかばかり気にして、肝心の子どもを見ていないため、十分なケアができていないということである。ケアは自分自身も他者も、ありのままの自分を隠さずに互いに正直でなければならない。そうでなければ、相手の要求を感じ取ることはできず、ケアすることはできないのである。

(3) 謙遜 (Humility)

ケアに含まれる三つめの概念として、謙遜 (Humility) について取り上げる。メイヤロフはケアすることについて、「成長」を念頭において定義した。つまり、相手の成長に対応していかななければならないため、ケアする人は常に学ぶことが求められる。次々に学ぶことが現れるため、ケアする人は謙虚である。この学ぶことには、学問や書物からだけではなく、ケアされている人から学ぶことも含まれる。親は子どもから、教師は生徒から、芸術家は芸術作品から学ぶ。つまり、どのような事柄からでも学べるのであり、ある事柄からは学ぶに足りないと感じられるものはないのである。「もはや学ぶものはないという態度は、ケアとは相容れない」のである。どんなに経験が

豊富な人であっても、機械的に相手をケアすることはできない。なぜならケアの状況は「過去の反復」ではないからである。常に問題は、新たな状況を含み、そのことを「完全に知っている」ということは、あり得ないからである。だからケアする人は、謙虚であらねばならない。

さらにメイヤロフは謙遜について「私の特別なケアが決して特権を与えられていないのだ、と自覚する」ことであるという。確かにケアは個別的なものであるから、ケアにかかわるのは、「この私」であるが、目的は相手の成長である。誰のすることに価値があるかではなく、他者の成長に価値を置くものである。重要なのは、私がケアする対象をもつことができたということであり、ケアしているのは私であるという事実ではないのである。

謙遜を広義に捉えると、傲慢さを克服する意味をもつという。ケアされる相手を、単に克服すべき課題とみる傲慢さをあらためさせるということである。また、相手の能力以上に自分の能力があると考えた傲慢さや、何かを成し遂げたとき「いかに多くを依存しているかについて盲目」になっている傲慢さを克服するといった意味でもある。さらに「謙遜はうぬぼれに打ち克つ」ことも意味する。気取ったり、秘密にしたりせず、自分をさらけ出すことができるようになることである。

このように謙遜することで、自分の限界や能力が、本当の意味で理解できるようになる。それは悲嘆することでもうぬぼれることでもない。その能力を活用することで「誇り」をもつことができるようになるのである。ここでメイヤロフは、二つの例を引いている。「母親が我が子を育てあげるとき、どのように手助けしたかを認識することの誇り、あるいは哲学者が重要な考えを展開させていったときの完璧性における誇り」¹⁴である。そこには傲慢さはみられない。相手と私を切り離すことなく、自分に対しても相手に対しても、率直に対峙しているからである。誇りはうぬぼれとは異なる。なぜなら、誇りは自分のしたことと、自

分自身が相手やまわりの協力に、いかに依存しているかを、率直に認識することを含むからである。このように、謙遜はケアすることの広義の表明ともいえる。

ここまでケアの三つの概念「信頼」「正直」「謙遜」についてみてきたが、そのどれもがケアに全人格的な統一性を与えるものであり、不可欠な要素といえる。

4. ケアの特質

(1) ケアを通しての自己実現

ここからはケアの特質について考えてみたい。先にケアを「その人が成長すること、自己実現することをたすけること」と定義したが、ケアにおいて第一義的には他者の成長が重要となる。ではこのときの自己はどのような状態にあるのだろうか。前述したように自己を中心にケアをすると、それはケアの妨げとなる。相手に専心したときのみ、ケアは「実質を帯びる」のである。メイヤロフはこのことを「無私 (Selflessness)」と表現している。「無私」とは、「パニックになって自分を見失うこと」ではなく、他者に迎合することでもない。無私は「純粋に関心をもったものにひかれること」を指す。言葉を変えれば本当の自分に近づくことともいえる。この無私の状態は、自己と他者の「豊かな感受性」と自分特有の力を十分に活用できることをいう。

他者をケアすること、すなわち、その成長をたすけることにおいて、私は自分を実現するのである。子育てを例にとれば、親は子どもをケアすることによって成長するのである。ケアの概念である「信頼」「正直」「謙遜」に潜む力を引き出して、私自身が成長するのである。このことは、他者の成長のために私が必要であるばかりでなく、私の成長のためにも、ケアの対象を必要としているということである。ここにケアのもつ、相互性を見ることができる。メイヤロフは、他者の成長のためばかりでなく、「わたしがわたしらしくあるためにも」他者が必要であるという。この「他者を

必要とする」とは、他者を手段として使うことではない。教師にとって生徒が、哲学者にとって「概念の萌芽」が必要なと同じく、あくまで他者をケアすることに目的がある。私自身の欲求を満足させるための手段として他者を使っているわけではない。このことについてメイヤロフは「自分自身を実現するために相手の成長をたすけようと試みるのではなく、相手の成長をたすけること、そのことによってこそ私は自分自身を実現するのである」¹⁵と述べている。これは、私が相手を所有したいと欲したり、その存在がもつ権利としてそれを経験することができなくなるような寄生関係とは全く異なるものである。

このような関係性をメイヤロフは「差異の中の同一性 (Identity-in-Difference)」と呼んでいる。この同一性は自己としての「全人格的統一性を喪失」してしまうような関係とは異なる。相手を「自分とは別個の対象」としてとらえると同時に「一体をなしている」ととらえるような関係なのである。その例として、メイヤロフは父親と子どもを取りあげている。「自分の子どもを、自分が欲するような存在であって欲しいと願ったり、あるいは、自己主張のために自分の子どもを利用することをまず第一に考え、そうした観点で子どもをとらえるような父親は、子どもをケアしていることにはならない。それは、その父親が子どもの要求にこたえていないからである」¹⁶ともすれば、親は自分の子どもに対して、別の対象としての意識が希薄になり、一体としてとらえがちである。しかし、それはケアしていることにはならないのである。

このようにケアは、私が他者を接収してしまうような寄生関係とは異なるのである。ではどのような関係といえるのか。メイヤロフは「共生」関係と、見ていたのではないか。

たとえば、アリとアリマキ、ヤドカリとイソギンチャクのような、「2種類以上の動植物が互いに利益を受けながら共同して生存する」関係に、ケアの関係を見ているのではないだろうか。つま

り、私の犠牲のうえにケアが成り立っているのではなく、共に生かす方向をケアは目指しているのである。

換言すれば、ケアの地平の先には、共生の地平が広がっているといえる。共生について井上は「現代的意味での共生は、自他が融合する『共同体』への回帰願望ではなく、他者たる存在との対立緊張を引き受けつつ、そこから豊かな関係性を創出しようとする営為である」とし「共生は異なるものの共生であり、差異への権利と対等者としての承認要求を統合する企てであって、被差別者の『同化』とは根本的に異なる」とする¹⁷。このようにケアと共生は同義といえ、私と他者は互いに回収されることなく、緊張関係にありながらも、認め合い尊重する関係にあるのである。

このような他者性と差異性の視点から人間の唯一性を述べたのがアレントである。「人間は、他者性をもっているという点で、存在する一切のものと共通しており、差異性をもっているという点で、生あるものすべてと共通しているが、この他者性と差異性は、人間においては、唯一性となる。したがって、人間の複数性とは、唯一存在の逆説的な複数性である」¹⁸つまり、ある存在と他のものを区別するためには、他者性が必要となるため、その点において、人間は共通である。他方、その個体の多様性と差異は、そのものにおいて唯一のものである。したがって、人間は他者性もちつつ差異性をもつという二重の性格をもっているのである。アレントは人間の活動の前提として、この「複数性」を置いたのである。このことからして、「わたし」と「あなた」は、決してどちらかがどちらかに回収される存在ではない。ここにアリとアリマキの共生関係とアレントの人間における「複数性」は共に他者の尊重の上に立ち、メイヤロフの求める「わたしがあなたを所有する」関係に陥らないことと、共通の地平にあると考えられるのである。これらの共通性において、ケアの関係に、自己犠牲の入る余地はないといえる。

このことについてメイヤロフは、「自分自身に

対するケアは「ケアすること」という属 (genus) の中の種 (species) の一つである」と述べ、「他者をケアするということは、自己をケアすること」であり、「もし私が自分のケアもできないのであれば、他者のケアもできない」¹⁹とし、自己へのケアを認めている。つまり自己犠牲の可能性を退けているのである。

(2) 成果より過程

では他者をケアすることにおいて成果は求められるのであろうか。メイヤロフはケアにおいては「成果よりも過程が第一義的に重要」であるという。それはなぜだろうか。私たちがコントロールできるのは現在だけである。そこから行動を起こさなければならない。しかも現在は過去と未来から切り離すことはできない。なぜなら現在は、過去の「示唆と洞察」に支えられていると同時に「未来への期待」も含むものだからである。この結びつきの過程を重視することによって、現在における関心や欲求を考察するとき、過去の何と関連するのか、あるいは未来への可能性においては、現時点の何が重要であるかを明確にすることができる。そういった意味において、成果より過程が重要であるといったのである。つまり、成果とは、「過程が行きついたところの結果」といえる。なぜなら過程はそのときそのときの結果によって生成されるものだからである。

では、過程だけを重視すればケアはそれでよいのだろうか。目的は必要ないのだろうか。メイヤロフは過程を重視することは、目的を否定するものではないという。つまり目的は、ケアに方向性を与え意義づけるために必要だというのである。例えば芸術家が、イメージとして描いている仕事の完成像が、どれほど現実の仕事に寄与していることだろう。ただ、重要なのはあくまで現在、それ自体である。目的を重視するあまり「彼方にあるものに対する手段」としてしか現在が扱われず、そのために、現在が未来に従属することになれば、ケアはもはや不可能だからである。例えば、親が子どもの成長を願うあまりに焦りすぎると、現在

の子どもの真の姿を見失い、ケアすることが不可能になるのである。

成果は結局のところ過程の行きつく先である。つまり未来を吟味するには、現在私がどのようなケアをしているかを見ればよいのである。

5. ケアの本質としての専心

このように成果より過程を重視するケアであるが、そこでは、他者への「専心 (devotion)」が求められる。ケアの本質としての専心とはどのようなものだろうか。メイヤロフは、専心は「ケアにとって本質的」であるとしており、「専心が失われれば、ケアすることは失われてしまう」²⁰とまでいう。

なぜ、それほどまで専心を重視するのだろうか。それはケアが抽象的概念ではなく、具体的事象を通して特定の他者との関係において行われるためであり、「他の誰でもないこの他者」に対するケアが、固有の性格を帯びるのは、専心を通してだけだからである。もう一つの理由として、ケアの限界性があげられる。ケアを行うのが人間である以上、配慮されるべきものに対するケアには限界がある。能力の限界を超えたケアは、形骸化する。一般化され、何もしないのと同じになる。そこに専心があることによって、ケアはその人固有のものとなり得るのである。

メイヤロフはこの「専心」について、「専心は、他者のために私がしりごみしたり、曖昧なあり方を示したりすることの反対のあり方で、“そこに”その人のために私がいる」²¹ということによって示されるという。さらに「専心」は「一貫性」を伴うものである。ケアにおける一貫性は、何者かに押し付けられ強制的にさせられているのではなく、「不利な状況でも退かない」ことや「困難をすすんで克服」することに見られる一貫性をいう。

このことについてメイヤロフは、病気の子どものために、深夜医師を迎えにいく父親を例にあげている。「病気の子どものために、深夜医師を迎えにいく父親は、これを重荷とは感じとっていな

い。彼はただ、その子どもをケアしているだけなのである」²²ここで彼が言いたかったのは、専心の帰結の具体的な姿ではないだろうか。父親は、仕事で疲れきって家に帰ってきたところかもしれない、明日の朝も早く出かけなければならないかもしれない。おまけに父親自身も持病があり、ここ数日体調がよくないかもしれない。しかし、子どもは熱で苦しんでいる。今晚、医者に診せなければ、さらに病状が悪化するかもしれない。このような状況では、医者に診せることは親の義務であろう。しかし、メイヤロフは、義務だから診せるのではないと言いたかったのではなからうか。「私がしたい」だからしたのだと。そして、それがケアの本質である、専心の顕れであると。

6. 場の中にいることを可能にするケア

ここまで、ケアの定義に含まれる概念に即してみてきたが、ここでは、ケアを通じて統合される我々の生の本質という、さらに大きな文脈で考えてみたい。ケアにかかわると、これまで重要であると思われていたことが、「その重要性に変化を生じ、ケアに関した事柄が新たな重要性」を帯びるようになってくる。つまり、ケアを第一義的なものとすることによって、それ以外のものが第二義的なものになってくるのである。

例えば、仕事上、私が他の人よりも優位な立場にあることなど、以前重要に思えたものが、たいした意味を持たなくなるとメイヤロフはいう。「私のするケアが十分包括的なもの」であるならば、生活のあらゆる領域の深い部分にケアはかかわり、秩序を提示するのである。

このように、ケアを中心に据えることで、自己と外界との調和が行われるようになる。つまり、ケアを通してある価値観と行動の統合が起きるのである。しかしそれは、また「心を入れかえる」とか「過去を清算する」というものではなく、むしろこれまでであった自分の姿が拡大され、さらに「大きな生を享受」することを意味する。その自己と外界との調和のとれた状態が、我々が「場の

中にいる」ことを可能にするのである。

では「場の中にいる」とはどういうことなのだろうか。それは実体化されたものでもなく、物でもなく、固定した状態を指すのでもない。また、一般社会に認められることでもない。それどころか、逆に「社会からはみ出していることを指す」場合すらある。しかし、それでもよいのである。そこに「かかわっているわたしたち」によって、場は常に新しくなり、「そのつど再認識される」のである。ここでいう「かかわっているわたしたち」とは、私と「補充関係にある対象 (appropriate others)」すなわちケアされる人と私のことである。もし私がケアされる人に対して無関心であったならば、それは自分自身への無関心さにもつながり、結果として場を失うことになる。

それぞれの「わたし」にとって「場の中にいる」ことは、安定的な状態といえる。ケアがあらゆるものと関連し「その位置づけが総合的な意味を持つとき、彼の生涯には基本的な安定性が生まれる」のである。この「安定性」をメイヤロフは「基本的確実性 (Basic Certainty)」と呼ぶ。基本的確実性とは「岩にしがみついている」状態ではなく、「世界に根をおろした状態」のことをいう。それは、自分の場所をもとめさずらっているのではなく「自分の落ち着き場所」にいうのである。この場合の安定性とは、静止した状態ではなく、動的な状態である。なぜなら、ケアは成長を伴うため、常に同じ場はないからである。

メイヤロフは「基本的確実性」の要素として「帰属感」をあげている。自分と補充関係にある対象から必要とされていることや、その対象が自分にゆだねられているということから帰属感は生じるのである。

この帰属感に担保された基本的確実性、すなわち「安定性」は、「場の中にいる」ことで可能となるのである。その「場」において、他の人をケアすることや他の人の役に立つことを通して、自

分自身の生きる意味を見出すのである。そのとき「この人は心を安んじて生きている」といえるのである。それは他者を支配したり、他者と比較したりしているからではなく、ケアしケアされているからなのである。

おわりに

ケアするとは、本来的に、その存在が固有にもっている権利を認めることであり、その成長しようとする努力を尊重することである。それを子育てに置き換えると、子どもの存在をありのまま認め、成長しようとしているのを、親がたすけることを意味する。親は、子どもの成長を信頼するとともに、自分自身の成長も、信頼することができなければならない。なぜなら、自分自身を信頼することができない人は、他者に対しても、信頼することができないからである。つまりケアは、他者へのケアだけを指すのではなく、自分自身を含めてのケアなのである。

本稿ではメイヤロフのケアの概念を分析することで、我々の生きる意味や他者とのかかわりについて論じてきた。ケアをすることは、自己の生きる意味を発見し、創造していく道筋であった。もちろん、そうすることが、常に喜びを与えてくれるわけではない。困難も悲しみもある。子育てを考えれば、そのことはよく理解できる。心配、不安の連続である。しかし、この子どもが、私を必要としているという帰属感は、私を根底から支え、場の中にいることを可能にし、安定性をもたらす。メイヤロフは、誰からも必要とされない様子を、「あたかも風に吹かれる木の葉のように生きている」と表現している。つまり我々は、表面的な意味でも、深い意味でも、一人で生きていくことはできないのである。ケアしケアされる関係性を必要とする存在なのである。

現代社会におけるケアの氾濫は、このようなケアへの希求の表象ではないだろうか。私が私らしくあることを可能にするケア、他者への信頼に基礎を置くケア、それ以外にも謙遜、勇気、正直、

差異の中の同一性等の概念を見てきたが、ケアの意義を知る人は、この豊かなケアの概念をもとに、自己と外界とを、調和的に捉えることができるようになる。そのことで、さまざまな価値に序列が生じるが、それは外から強制されたものではなく、内からの発露である。ここに、ケアの照射するものとして、人間の生の意味を見出すのである。

今後はケアの概念をさらに深め、家庭教育におけるさまざまな課題に、ケアがどのように寄与できるかについて、考察していきたい。

注

- 1 Milton Mayeroff, *On Caring*, A Division of Harper Collins Publishers 1990, p.1
- 2 朝倉輝一『道德教育とケアの倫理』沖縄大学人文学部紀要第11号 2009 p.32
- 3 ヒュギーヌス／松田治・青山照男訳『ギリシャ神話集』講談社学術文庫 2008 p.277
- 4 ハイデガー／桑木務訳『存在と時間』(中) 岩波文庫 2000 pp.137-138
- 5 平山正実・朝倉輝一『ケアの生命倫理』日本評論社 2004 pp.110-111
- 6 森村修『ケアの倫理』大修館書店 2000 p.85
- 7 Ibid. *On Caring*, p.27
- 8 Ibid. *On Caring*, p.27
- 9 ハンナ・アレント／志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫 1999 p.288 アレントは、公的領域に自分自身が加わることを「第二の誕生」としていることから、生命が実際に誕生することは第一の誕生と見ているものと考えられる。
- 10 Ibid. *On Caring*, p.28
- 11 Ibid. *On Caring*, p.28
- 12 Ibid. *On Caring*, p.25
- 13 Ibid. *On Caring*, p.26
- 14 Ibid. *On Caring*, p.31
- 15 Ibid. *On Caring*, p.40
- 16 ミルトン・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳

『ケアの本質 付録 I (*On Caring*, The International Philosophical Quarterly, Sept. 1965)』ゆみる出版 2004 p.187 (傍線メイヤロフ)

- 17 井上達夫「共生」(『岩波哲学・思想事典』1998所収)
- 18 前掲書9 ハンナ・アレント／志水速雄訳『人間の条件』p.287
- 19 Ibid. *On Caring*, pp.60-61
- 20 Ibid. *On Caring*, p.10
- 21 Ibid. *On Caring*, p.11
- 22 Ibid. *On Caring*, p.11

【参考文献】

- Milton Mayeroff, *On Caring*, A Division of Harper Collins Publishers 1990
- ミルトン・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳『ケアの本質 付録 I (*On Caring*, The International Philosophical Quarterly, Sept. 1965)』ゆみる出版 2004
- 朝倉輝一『道德教育とケアの倫理』沖縄大学人文学部紀要第11号 2009
- 井上達夫「共生」『岩波哲学・思想事典』1998
- ハイデガー／桑木務訳『存在と時間』(中) 岩波文庫 2000
- ハンナ・アレント／志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫 1999
- ヒュギーヌス／松田治・青山照男訳『ギリシャ神話集』講談社学術文庫 2008
- 平山正実・朝倉輝一『ケアの生命倫理』日本評論社 2004
- 森村修『ケアの倫理』大修館書店 2000

規範意識を育成するための家庭教育の在り方に関する一考察 —規範意識の育成に関する諸論の比較をとおして—

百瀬光 一¹⁾

A Study on the Role of Home Education in Developing Norm Consciousness —Comparing the Theories of Developing Norm Consciousness—

This study aims to reveal the role of home education in developing norm consciousness. It analyzed how people develop norm consciousness and studied the role of home education to develop one, while comparing the studies about norm consciousness by Kyoko Iwatate, Kouichi Haneda and Seiji Takeda. According to their studies, it became clear that the following two points are the keys in home education to cultivate norm consciousness: ①To cultivate sentiments and attitudes towards norms, ②To learn the rules given by parents (discipline). Furthermore, based on these points, we made two proposals for the basic attitude and practice in home education to cultivate norm consciousness. First, about the basic attitude in home education, it's important in discipline to maintain a good balance between praising children for their good attitudes and scolding them for their poor attitudes by words without physical punishments. It's also essential to be fair and consistent in discipline. Second, about practice in home education, we pointed out it's important for each family to make its own "family rules" that the children should follow and to have the children understand the meaning and importance of those rules according to their developments.

はじめに

改正された学校教育法(2007年6月27日)の第21条では、義務教育の目標として、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(下線部：筆者)という内容が規定された。また、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(2008年1月17日)では、発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続の重要性が指摘され、子どもたちに基本的な生活習慣を確立させながら、社会生活を送るうえで人間としてもつべき最低限の

規範意識を発達の段階に応じた指導や体験をとおして、確実に身につけさせることが指摘された。さらに、今回改訂された学習指導要領(2008年3月28日)でも、子どもたちに規範意識を育成することが重要視された。特に幼稚園教育要領では、子どもたちに「規範意識の芽生えを培うこと」が指摘された。

このように、いま、「規範意識」をどのようにとらえ、育成していくかが大きな課題となっている。これは一つに、小1プロブレム、学級崩壊、不登校、中途退学、いじめ、いじめによる子どもの自殺、暴力行為、性非行、未成年者の喫煙・飲酒、恐喝、盗み・万引き、麻薬の使用などの学校内外で起こっているさまざまな問題行動が増加してきたという背景があるからである⁽¹⁾。

ところで、そもそも「規範意識」とは何か。文部科学省・警視庁によれば、規範を「人間が行動

1) 貞静学園短期大学

したりする時に従うべき価値判断の基準」⁽²⁾とし、規範意識を「そのような規範を守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識」⁽³⁾と定義している。さらに、規範意識は家庭教育を土台として、学校教育において、きまりを守ることや他者とのかかわりを大切にする具体的な活動をとおして育まれるとしている⁽⁴⁾。つまり、規範意識とは、守るべき価値判断の基準をもとに自分で判断したり、行動したりしようとする意識のことであり、その育成は、家庭教育が土台になるということである。この家庭教育の重要性については、改正された教育基本法（2006年12月22日）の第10条にも示されている。そこには、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」⁽⁵⁾と規定されている。

そこで本研究は、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究することを目的とする。具体的には、規範意識の育成に関する諸論、特に今回の研究では、岩立京子、羽田紘一、竹田青嗣の三人の論考に着目し、それらを比較しながら、どのようにして人は規範意識を身につけていくかを分析し、そこから、規範意識を育成するうえで重要となる家庭教育の在り方について追究することにした。先述したとおり、現在、規範意識の低下が問題視され、家庭教育の重要性がさげばれている中、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究する本研究は意義があるといえる。

1 規範意識の育成に関する諸論

規範意識の育成に関する先行研究⁽⁶⁾を整理すると、大きく次の三つに分類することができる。すなわち、規範意識を子どもたちに育成する場合、①子どもたちの規範に対する関心・意欲・態度の育成を重要視するもの、②親をはじめとする周囲の大人が子どもたちに行動の見本を示したり、規範を教え込んだりすることを重要視するもの、③①と②を包括する内容を重要視するもの、の三つである。そのなかで、岩立京子、羽田紘一、竹田

青嗣の三人の論考が注目に値する。岩立の論考は①に、羽田の論考は②に、竹田の論考は③に、それぞれ属すると分析することができる。この三人の論考は、どのようにして人は規範意識というものを身につけていくかということについて、具体的に人の発達過程を踏まえながら言及している。このことから、規範意識を身につけていくための学校教育の在り方だけでなく、家庭教育の在り方についても広い視点で分析できる点が他の先行研究よりも優れている。よって、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究する本研究では、この三人の論考を採りあげ、それらを比較検討しながら、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究することにした。

ここでは、三人の規範意識の育成に関する論考について詳述する。

(1) 岩立京子の論考

岩立京子は、社会に存在するさまざまな規則のなかで、広く社会に受け入れられ、それらに沿うことが期待されているものを「規範」として定義する⁽⁷⁾。さらに岩立は、規範には、いつ、どの文化や社会においても、誰にとっても守らねばならない普遍的な規範である「道徳的規範」と、特定の集団内で人々が互いにうまくやっていくために必要となる礼儀作法やマナーなどの規範である「慣習的規範」があり、これらは人とのかかわりや生活をとおして、個人に内化され、規範意識となっていくとしている⁽⁸⁾。

また、岩立は、規範意識には、規範があることやその内容を理解していることだけでなく、規範を大切に思い、そこへ向かおうとする心情や態度、規範に沿うために自分の欲求を調整する力も含まれているとしている⁽⁹⁾。そのことをふまえ、岩立は、「規範意識の構造」を図1のように示す。

岩立によれば、「心情・態度」は、規範に向かおうとする志向性であり、「規範意識の源」になっている。その志向性は、0歳代の後半頃から愛着や信頼の対象である親や養育者との間で芽

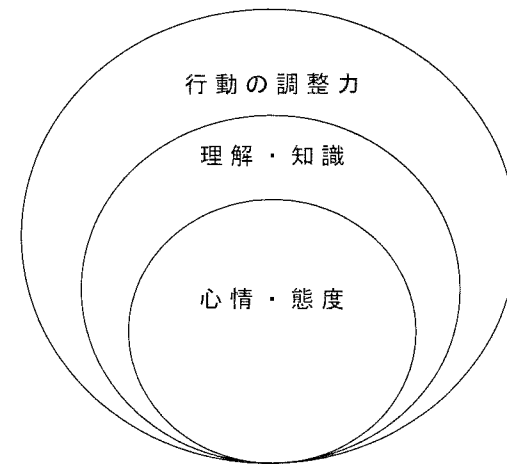


図1、規範意識の構造（岩立、2008）

生えてくる。赤ちゃんは、生後直後からの親や養育者との間で日常繰り返される行動をとおして、生活のなかに秩序や規則性があることを身体で感じていきながら、親や養育者のもつ行動の基準などを自ら取り込み、自分の判断基準にしていく。そのため親や養育者は、赤ちゃんに関心を向けたり、受容したりして信頼関係を築きながら、赤ちゃんにとっての「心の安全基地」となり、さらに判断基準を得る「情報の基地」となっていくことが求められる⁽¹⁰⁾。

「理解・知識」は、規範があるということを理解できない段階から、規範どおりにしなければならぬという柔軟性のない段階、そして仲間同士の尊敬にもとづいて規範は変更できるという柔軟な段階へと変化していく。幼児期は、規範をよく理解できなかったり、何が何でも守らなければならぬといった柔軟性のない段階に止まったりしがちであるが、幼児期の後半ぐらいから児童期にかけては、先述した「道徳的規範」と「慣習的規範」、そして個人的な規則を区別できるようになるとしている⁽¹¹⁾。

「行動の調整力」は、幼児期から児童期にかけて芽生える。特に幼児期は、自己を主張する力は比較的早く発達するが、自分の欲求を抑えたり、規範に沿って自分の行動を抑えたりすることには

難しさがあるので、外から強制的に規範に従わせようとするのではなく、時間をかけて規範に向かう心情や態度を育みながら、なぜ規範が必要なのか、規範を守るとどういうことが起きるのかなどが分かり、それにもとづいて自ら納得して行動できるように援助・指導をしていくことが重要であるとしている⁽¹²⁾。

以上から、岩立は、規範意識の育成においては、信頼する人とのかかわりのなかで規範に向かう心情や態度を育むことを重要視し、そこから、子どもたちが積極的に人・もの・ことからなるまわりの環境とかかわることをとおして、規範を理解し、徐々にそれらの規範にもとづいて、自分の欲求や行動を調整できるように導いていくことが重要であるとしている。

(2) 羽田紘一の論考

羽田紘一は、規範意識を「日常生活の行動において、制限と禁止のあることを十分にわきまえて、その範囲内で望ましい行動をし、自由に振る舞うこと」⁽¹³⁾と定義する。また、「望ましい行動ができる」ということは、人から言われてやるという「他律的な行動」ではなく、自らできるという意味での「自律的な行動」でなくてはならないとしている。このことから、羽田は、「制限」、「禁止」、「自律」の三つが規範意識を育成するうえで重要であると主張する⁽¹⁴⁾。

羽田によれば、「制限」とは、「時と場と人の制限」のことであり、誰と時と場を共有しているかを察知し、自分はどのように振る舞うべきかを判断し、行動することが重要であるとしている。また、「時と場と人の制限」をわきまえた立ち居振る舞いは、昔ながらの言葉でいえば「行儀・作法」であり、現代風にいえば「マナー」であるとしている⁽¹⁵⁾。「禁止」については、人としての生活には理屈抜きに「してはならないこと」があり、次の四点を「禁止の原則」として指摘する。すなわち、①自他の尊厳を損なう行為をしてはならない、②自他の生命・身体を損なう行為をしてはな

らない、③器物を破壊する行為をしてはならない、④社会通念に反する行為をしてはならない、の四点である⁽¹⁶⁾。「自律」については、発達心理学から見ると幼児期の3歳前後からその芽が現れ、具体的には排泄のコントロール、感情の調節、他者への配慮が伸び、自我の芽生えとともに顕現するとしている。しかし、羽田は、年齢相当以上の自律を子どもにうながすことについては否定的である⁽¹⁷⁾。

また、羽田は、制限や禁止を中核とする「規範意識」の育成に関する重要事項として次の二点を指摘する。すなわち、①乳幼児期からの親による育児行為、②周囲の大人からのモデリングによる習得、の二点である。①については、人間の子どもはネオテニー（幼児成型）として、あらゆる可能性をもって生まれてくるということから環境が重要であり、規範意識の育成においても、親や養育者が繰り返し行う育児行為としての「人的環境」が重要になるとしている⁽¹⁸⁾。②については、乳幼児は周囲の行為の良否・適否は分からないので、親をはじめとする周囲の大人が行動することを繰り返し見ながら学び取ることによって、適応の手段を身につけていくとしている。さらに、子ども自身が行動したことに対して、親をはじめとする周囲の大人からの適切な指導・援助が加わることで、より確実に適応の手段が習得されるとしている。羽田は、これらの行為は、「しつけ」に通じるものであり、言葉から入るのではなく、規範として意識される前に「型」や「形」から入り、さらに年齢とともに発達していくと述べている⁽¹⁹⁾。ただし羽田は、しつけには、大人の都合にあわせて子どもをしつけてしまう危険性があることも指摘する。そうではなく、羽田は、子どもが所属する地域社会において、よりよく暮らすための生活の技術を親から子に伝授していくことが、本来のしつけのもつ意義であるとしている⁽²⁰⁾。このように、羽田が示した①乳幼児期からの親による育児行為と②周囲の大人からのモデリングによる習得は、互いに重なり合っている。

以上から、羽田は、規範意識の育成においては、乳幼児期からの親や養育者の育児行為などの人的環境（子どもにとってのモデリングとなる親をはじめとする周囲の大人の振る舞い）、別な言葉で言い換えるならば、「型」や「形」から入る「しつけ」を重要視している。

（3）竹田青嗣の論考

竹田青嗣は、現象学的な視点に立ち、「規範」という言葉ではなく、「ルール」という言葉もちいながら独自の論を展開する。竹田によれば、ルールとは「良し・悪し、美・醜あるいは好き・嫌い、ほんとう・ほんとうでない」という価値判断の基準であり、自我とは自己ルールの束になったものであるとしている⁽²¹⁾。ここで竹田が述べている「自己ルール」は、本論で取りあげる「規範意識」を含むものと解釈することができる。

竹田は、この自己ルールは、①親からの一方的なルールの獲得、②友人関係における親から与えられたルールの確かめ直し・ルールそのものの了解、③自分なりの新しいルール（自己ルール）の作成という過程を経て形成していくとしている。子どもからすれば、親から与えられたルールしか自己のモデルになるものはないので、親から与えられたルールをモデルにしながら自分なりにルールを組み換え、自己ルールを形成していく。ここでは、しばしば親のルールへの盲従となったり、逆に反動形成が起こったりもするが、これを踏み台にして、家族ではない他人との間、つまり友人関係のなかで試行錯誤しながら、自分なりの新しいルール（自己ルール）を形成していくのである⁽²²⁾。

また、竹田によれば、子どもたちの友人関係による試行錯誤は関係調停の力をつけるとともに、親から一方的に与えられていたルールの在り方を確かめ直しながら、ルールそれ自体を了解していくとしている⁽²³⁾。この友人関係による試行錯誤に関して、竹田は具体的に次のように説明する。

子どもたちは自分の仲間たちと一緒にあって、初めて親の強力なルールを破るきっかけを得る。

それは、いたずらをするということが発端となる。いたずらすることによって「ルールを破るとどうなるか」ということ、つまりルールの意味を試す。この試行錯誤をおして、少しずつ子どもたちはルールの意味を理解していく。それは一人ではできず、友だちの世界があって初めて親のルールを試し、ルールの意味を理解することが可能となる。このとき、友人関係のなかで作成したルールが重要な意味をもつ。親のルールは親から一方的に与えられるが、自分たちのルールは自分たちで一からつくらなければならず、親から与えられるルールと自分たちの内側でつくったルールとでは本質が異なる。この違いが片方で片方のルールの意味を試したり、確かめたりすることを可能とする。こうして初めて子どもたちは、自分なりの「良し・悪し、美・醜あるいは好き・嫌い、ほんとう・ほんとうでない」などのルールを編んでいくことを可能にしていくのである⁽²⁴⁾。

さらに竹田は、このように自己ルールが人間関係のなかでだんだんと形成されていくことによって自我が定まっていくとしている⁽²⁵⁾。この自己ルールが自分のなかでしっかり定まらないうちに、自我もはっきりと形成されなくなる。自我がはっきりと形成されていないケースとして、竹田は次の二点を指摘している。すなわち、①自己内ルールが分裂しているケース、②自己内ルールが不確立のケース、である。①は、父親からくるルールと母親からくるルールの二つが著しく違っている場合や、親が与えるルールが建前と本音に分裂している場合、親が与えるルールと社会的なルールが全然違っている場合などに起こるとしている。②は、ルールそのものの意味をはっきりと自分のなかでつかむことがないまま、いつの間にかまわりのルールを受け入れてきた場合などに起こるとしている⁽²⁶⁾。

以上から、竹田は、自己ルール（規範意識）の形成においては、最初の親からの一方的なルールが与えられる段階と、次の友人関係における親からのルールの確かめ直し・ルールそのものの了解

する段階の二つの過程を重要視している。

2 岩立京子、羽田紘一、竹田青嗣の論考から示唆されたこと

ここでは、先述した岩立、羽田、竹田の三人の論考から、規範意識を育成するための家庭教育において示唆されたことを考察する。

岩立は、規範意識の構造を、①「心情・態度」、②「理解・知識」、③「行動の調整力」の三つとしてとらえ、そこから規範意識を育成するには、規範があることやその内容を理解することだけでなく、規範を大切に思い、そこへ向かおうとする心情や態度、規範に沿うために自分の欲求を調整する力も必要であるとしている。具体的には、信頼する人とかかわりのなかで、規範に向かう心情や態度を育むことを重要視し、そこから、子どもたちが積極的に人・もの・ことからなるまわりの環境とかかわるなかで、規範を理解し、徐々にそれらの規範にもとづいて、自分の欲求や行動を調整できるようにしていくことが重要であるとしている。このような規範に向かおうとする「心情・態度」の育成を重要視する岩立の論考は、主に幼児教育を進める教師や保育士を想定して主張しているといえる。しかし、この規範に向かう心情・態度の育成は、家庭教育を行う親においても重要となる。なぜなら、両者が同一歩調で規範意識の育成を進めていくことは幼稚園・保育所と家庭との実質的な連携にもなり、幼児教育において重要視されている「規範意識の芽生えを培うこと」を確かなものにしていくうえで有効となるからである。

羽田は、規範意識を育成するうえで、①「制限」、②「禁止」、③「自律」の三つが重要であるとしている。そのなかの「制限」、「禁止」という二つのキーワードからも分かるように、規範に向かう「心情・態度」の育成を重要視している岩立の論考とは対照的である。羽田は、規範意識の育成においては、乳幼児期からの親や養育者の育児行為などの人的環境（子どもにとってのモデリン

グとなる親をはじめとする周囲の大人の振る舞い)、別な言葉で言い換えるならば、「型」や「形」から入る「しつけ」を重要視している。家庭教育においては、規範に向かう心情や態度の育成だけでなく、親からの「しつけ」も子どもが成長していく過程においては、当然のことながら必要となる。なぜなら、羽田が述べているように、「しつけ」とは、子どもが属する社会(地域)において、よりよく生活することができるためのルール(生活技術や知恵、処遇術など)を親から子に伝授するためのものであり、もし、このような家庭教育における親の「しつけ」が欠落した場合、子どもたちは集団生活や社会生活を営んでいく場面で支障をきたすことになるからである。

竹田は、規範意識は、①親からの一方的なルールの獲得、②友人関係における親から与えられたルールの確かめ直し・ルールそのものの了解、③自分なりの新しいルールの作成、という過程を経て身につけていくとしている。この過程は、対照的な岩立の論考と羽田の論考の二つを包括している。具体的には、竹田が示した①親からの一方的なルールの獲得という段階は、羽田が示した「型」や「形」から入る「しつけ」に相当する。また、竹田が示した②友人関係における親から与えられたルールの確かめ直し・ルールそのものの了解と、③自分なりの新しいルールの作成という二つの段階は、岩立が示した、規範意識を育成するうえで必要となる規範へ向かおうとする「心情・態度」、規範への「理解・知識」、規範に沿うための「行動の調整力」を身につけていくうえで重要な過程となる。岩立は、信頼する人とかかわりのなかで、規範に向かう心情や態度を養うことを重視しているが、この「信頼する人」は、親や養育者だけではない。竹田が重視している友人も含まれる。その友人関係のなかでルールを確かめ直すなどの試行錯誤をとおして、規範へ向かおうとする「心情・態度」、規範への「理解・知識」、規範に沿うための「行動の調整力」が身につけていくのである。この竹田が主張する規範意識の形成の過程を

家庭教育の観点から分析するならば、①親からの一方的なルールの獲得の段階が重要となる。先述した羽田の言葉に置き換えるなら「しつけ」である。

以上、三人の論考から、規範意識を育成するための家庭教育において示唆されたことは、①規範に向かう心情・態度の育成と、②親から一方的に与えられるルールの獲得、別の言葉で置き換えるならば「しつけ」の二つが重要になると考察することができる。

3 規範意識を育成するための家庭教育の在り方

岩立、羽田、竹田の論考から、規範意識を育成するための家庭教育において示唆されたことは、①規範に向かう心情・態度の育成と、②親から一方的に与えられるルールの獲得(しつけ)の二つが重要であることが明らかとなった。ここでは、三人の論考から示唆された二つのことをふまえながら、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について、その基本姿勢及び内容の二点から筆者の提言を述べる。

(1) 規範意識を育成するための家庭教育の基本姿勢

竹田の親から一方的に与えられるルールの獲得、羽田の言葉でいうなら「しつけ」は、家庭教育では、昔から重視されてきたものである。特に言葉が理解できない乳幼児のしつけは、さまざまな方法をもちいて、「良いこと・悪いこと」などの区別をつけさせること(善悪のルールなどを理解させること)であるといえる。また、伝統的なしつけのなかには、その方法として体罰を含むものもある。近年その体罰に関しては、虐待であると問題視されている。先述したとおり、しつけは、子どもにとっては親からの一方的なルールの獲得であるため、厳しさをともなうこともある。そのため、体罰もときには加わることもあり、ともすれば虐待へ発展する可能性もある。最近、頻発して起こっている親による子どもへの虐待に関する事

件では、逮捕された親が「しつけの一環として行った」として、自分の容疑を否認するケースがニュースなどで報じられている。しかし、いかなる理由であろうと、虐待は決して許される行為ではない。子どもの立場は、親の立場に比べれば非常に弱い。よって、親が子どもに行うしつけは、慎重にかつ適切に行うことが求められる。

しつけのなかには、当然のことながら体罰をともしない方法もある。きちんとできたらほめ、できなかったら言葉できちっと叱るというメリハリのある方法である。これに関して、二川一成は、自身の実践研究をもとに、メリハリのある指導の有効性について報告している⁽²⁷⁾。このことから、できたらほめ、できなかったら叱るというメリハリのあるしつけは、子どもたちの規範に対する意欲を喚起させ、岩立が重要視した「規範に向かう心情や態度の育成」につながっていくといえる。よって筆者は、体罰をともしない、できたらほめ、できなかったら叱るというメリハリのあるしつけを提唱する。

また、体罰はともなわなくても、親が威圧的な態度でしつけを行ったり、子どもの思いや言い分をまったく無視してしつけを行ったりした場合も、子どもは表面的には親が与えたルールに従うであろうが、決して子どもたちの心には規範意識は育たない。このような場合、子どもの心には、「規範意識」ではなく、「恐怖心」、あるいは「反抗心」しか残るものはない。よって、親が行うしつけの方法が、道徳的に正しくなかったり、矛盾したりしていると、竹田が指摘しているように、当事者である子どもにとっては、自己ルールが分裂したり、自己ルールが不確定になったりして、自我の形成に悪影響を及ぼすことになる。このことから、親が子どもにしつけを行う場合、しつけの方法は、公正かつ一貫性をもったものでなければならないこともあわせて指摘したい。

(2) 規範意識を育成するための家庭教育の内容

幼稚園、保育所、小学校等では、集団生活をし

ていくうえで必要なルールや、基礎的な対人関係の在り方、社会のルールやその大切さなどを学んでいく。幼稚園、保育所、小学校等と家庭との連携がさげばれている今日、筆者は、それぞれの家庭においても「家庭のルール」をつくり、それを親がしつけとして子どもに守らせていくなかで、家庭生活を営んでいくうえで必要となるルールや家族関係の在り方などを学ばせていくことが重要であると考え。このことから、筆者は、「家庭のルール」を各家庭でつくることを提唱したい。この点に関して、中央教育審議会答申『『新しい時代を拓く心を育てるために』一次世代を育てる心を失う危機ー(1998年6月30日)の「第2章 もう一度家庭を見直そう」にある「v) 家庭で守るべきルールをつくろう」が参考になる。そこには、家庭でつくるルールとして、例えば、就寝の時間、門限、テレビを見てよい時間、あいさつなどの「生活上のルール」や、「他人に迷惑をかけない」、「うそをつかない」などといった「道徳上のルール」などが具体的に紹介されている。また、「家庭のルール」をつくる際に、どこに重点を置くかは、各家庭ごとに相違があるので、家族でよく話し合って相談し、それぞれの家庭にふさわしい「家庭のルール」をつくっていくことが重要であるとしている。

このなかの「家庭のルール」をつくる際に家族で相談する場面では、父親と母親とでルールに対する考えの相違が生まれる可能性が当然のことながら出てくる。そこでは、父親と母親とによる一貫性のあるしつけを行うためにも、それぞれの考えを調整し合いながら、両者の考えを統一していくことが求められる。このとき、父親と母親が自分の考えを調整し合いながら、両者の考えを統一していく過程を、家族の話し合いのなかで子どもたちに見せていくことも重要である。子どもたちは、この過程を見ることをとおして、自分の欲求や考えを調整していくことの大切さや、言葉による自分の欲求や考えを調整する方法を学ぶことができるからである。また、家族でつくった「家庭

のルール」を子どもたちにしつけとして守らせていく際には、先述したように、父親が行うしつけと母親が行うしつけに一貫性をもたせながら、さらに子どもたちの成長にあわせて、ルールの意味やその大切さを子どもたちに理解させていくことも忘れてはならない。

おわりに

以上本研究では、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究した。具体的には、規範意識の育成に関する岩立京子、羽田紘一、竹田青嗣の三人の論考を比較しながら、どのようにして人は規範意識を身につけていくかを分析し、規範意識を育成するための家庭教育の在り方について追究した。岩立、羽田、竹田の論考から、規範意識を育成するための家庭教育において、①規範に向かう心情・態度の育成と、②親から一方的に与えられるルールの獲得（しつけ）の二つが重要であることが明らかとなった。

さらにここから、規範意識を育成するための家庭教育について、その基本姿勢と内容の二点から提言を行った。一つめの規範意識を育成するための家庭教育の基本姿勢については、しつけを行う場合、体罰をともなわない、できたらほめ、できなかったら叱るという言葉によるメリハリが重要であることと、公正かつ一貫性をもたせることが重要であることを指摘した。二つめの規範意識を育成するための家庭教育の内容については、各家庭でも「家庭のルール」をつくり、それを守らせながら、子どもの成長にあわせて、ルールの意味やその大切さを理解させていくことが重要であることを指摘した。

しかし、近年、子育てに不安をもつ家庭が増加し、そのことが問題視されている。このような家庭では、子どもたちに対する規範意識の育成は困難な状況となっている。このことの具体的方策として、学校や児童福祉施設などによる「子育て支援」や、自治体などによる「家庭教育支援」⁽²⁸⁾などが求められている。しかしながら、これらの支

援の具体的な内容や方法については、さまざまな事例研究の積み重ねによる検討が必要である⁽²⁹⁾。今後の課題としたい。

注・引用文献

- (1) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（2008年1月17日）のほか、『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書－規範意識の醸成を目指して－』国立教育政策研究所生徒指導研究センター、2006年、藤沢文「規範意識はなぜ変容するのか？：社会システムの変遷と個体内における変動」『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』国立国会図書館調査及び立法考査局、2009年、pp.221-236、の3件を参照。
- (2) 文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」2006年5月、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/05/06052417/001/002.htm、2010年7月19日検索。
- (3) 同上書（2）。
- (4) 同上書（2）。
- (5) 改正された教育基本法の第10条に新たに家庭教育が位置づけられ、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。
- (6) 「規範意識」が強調された、1998年6月30日の中央教育審議会答申『『新しい時代を拓く心を育てるために』一次世代を育てる心を失う危機－』をふまえ、1998年以降に執筆された論文を中心に先行研究として検討を行った。
- (7) 岩立京子「幼稚園教育 規範意識の芽生えを培う」『初等教育資料』（837）、東洋館出版

- 社、2008年、p.91。
- (8) 同上書（7）、p.91。
- (9) 同上書（7）、p.91。
- (10) 同上書（7）、pp.92-93。
- (11) 同上書（7）、p.93。
- (12) 同上書（7）、pp.92-93。
- (13) 羽田紘一「規範意識を育てる－規範意識の原型は制限と禁止の原則－」『人と教育』（2）、目白大学教育研究所、2008年、p.119。
- (14) 同上書（13）、p.119。
- (15) 同上書（13）、p.119。
- (16) 同上書（13）、p.119。
- (17) 同上書（13）、p.120。
- (18) 同上書（13）、p.120。
- (19) 同上書（13）、p.120。
- (20) 同上書（13）、p.121。
- (21) 竹田青嗣「interview 自我の形成が困難になった現代社会」『プシコ』冬樹社、2000年、p.92。
- (22) 同上書（21）、p.94。
- (23) 同上書（21）、p.94。
- (24) 同上書（21）、p.94。
- (25) 同上書（21）、p.93。
- (26) 同上書（21）、p.93。
- (27) 二川一成「カッター研修に関する教育的効果の検証」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』（7）、2007年、p.96では、カッター研修において、研修生に対して、約束を守れていない場合は厳しく指導し、頑張っていることに対しては高く評価するなどのメリハリのある指導を心がけたことにより、多くの研修生に自己評価が高まった姿や、協調性が身についた姿が確認されたことが報告されている。この報告からも、メリハリのある指導は、教育的効果があると指摘することができる。
- (28) 教育振興基本計画（2008年7月1日閣議決定）においては、特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」を位置づけ

ている。そこでは、家庭教育支援の具体的方策として次のことが述べられている。すなわち、「子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。」である。

- (29) 例えば佐藤晴雄は、各種の支援事業で、「かしこい親になろう」、「子育てを楽しく」などのテーマを掲げながら、事業のねらいを全面に出しすぎる啓発型の支援事業は、参加者の学習会や相談会への参加意欲を低下させるなど、かえってマイナスの効果しか示さないことを指摘している。このことから支援事業の内容や方法の検討が求められる。佐藤晴雄「子どもの『しつけ』機能の再吟味－家庭教育力向上の検討視点として－」『日本教材文化研究財団研究紀要』2005年、p.53に詳しい。

参考文献

- (1) 竹田青嗣『現象学入門』NHK出版、1989年。
- (2) 竹田青嗣『はじめての現象学』海鳥社、1993年。
- (3) 吉田武男編『道徳教育とその指導法』NSK出版、2001年。
- (4) 吉田武男編『道徳教育の指導法の課題と改善：心理主義からの脱却』NSK出版、2008年。

子ども虐待に関する意識 —鹿児島県の大学生と高校生調査から—

横山佳奈¹⁾・齋藤美保子²⁾

Child Abuse Awareness:
An Awareness Survey Carried Out Among University
and High School Students in Kagoshima Prefecture.

There are different types of “abuse” stipulated in the Child Abuse Prevention Law. However, it is not clear exactly where “abuse” itself begins, and in recent years, “neglect” has increasingly become a social issue. This research provided an awareness survey of abuse among high school and university students (as the central players) in terms of receiving abuse, and was designed to determine its characteristics and offer analysis. The results show that both groups were aware of the increases in child abuse, and responded that the person giving the abuse was the *actual mother*. Of the five case studies, both groups considered “physical violence”, “vocal violence”, and “locking outside” as “abuse”. However, “eating alone / contents of meals” and “checking emails” were either not seen as abuse or were “I don’t know”.

1 はじめに

児童虐待相談数は年々増加し、今年厚生労働省発表による相談件数は5万件以上となっている。必ずしも虐待が行われているわけではないが、相談件数にともなって虐待数も増加しているとみなすのが順当であろう。

日本では、昭和8年に初めて児童虐待法が制定されている。その当時の児童虐待の背景には、社会的貧困と前近代的家父長的家制度に基づいて、「子どもは自分のもの」という思想があり¹⁾、子どもの身売りや過酷な労働など、多くの子どもがその犠牲になっていた。しかし、時代の流れと共に、社会はもちろん家族形態も大きく変化しており、虐待のタイプも、殴る蹴るなどの身体的暴力によるものだけではなく、ネグレクトや心理的虐待、性的虐待と様々なものが見られるようになって

た。その変化に合わせて児童虐待に関する法律も幾度となく改正が加えられている。これらの法律や児童相談所の取り組みにより、世間の児童虐待への関心は高まりつつあるが、未だその減少には到っていないのが現状である。

こうした現状の背景には、現代社会特有の複雑な家庭事情や、児童虐待の発見・対処の遅れなどがあると思われ、それらが改善しない限り、我が国の児童虐待はまだまだ増加し続けると考えられる。これ以上の虐待の増加を防ぎ、早期発見・対策を促進するためには、虐待についての知識・関心を高めさせる必要がある。また、社会的支援と社会的解決を即座にする必要に迫られていると思われる。

このように、昭和22年民法改正がされたものの、「子どもは親の所有物」という考え方が昭和初期まで存在していた頃に比べると、所有物だから何をしていても良いという考えは薄らいでいるとはいえ、改正民法と憲法による親権の行使という形で、「しつけ」が容認され、この名のもとに虐待

1) 鹿児島郡三島村立竹島小学校

2) 鹿児島大学教育学部

は続いている。一時「交通死」が1万件を越え、社会問題化したことがあるが、自殺者が3万件、冒頭で述べたように児童虐待相談件数5万件というのは、交通死で問題視された量より多く、質的にみても異常な社会としか言いようがない。虐待に関することを見てみると、虐待を受けた子は、その後あるいは成長期において、「アタッチメント障がい」や些細なことで「キレル」こともあるという²⁾。このような現状に対して、今回改訂された高等学校学習指導要領の専門学科開設教科のうち「家庭」科目の中で「第5 子どもの発達と保育」³⁾では、「子どもの虐待とその予防などにも触れること」と明記され、事態の緊急でかつ深刻な状況であることを伺うこともできる。

そこで本研究は、このような子どもの状況をもとに、未来を担う若者が安心して家庭生活を構築できるような考察を進めたいと考えている。そのプログラム提案一具体的には、家庭科教育での授業開発や家庭教育での指針提案など一を行うことを目的に意識調査を行い、課題を明確にすることを調査目的とする。

児童虐待防止法によれば、虐待について次のように類型されている。①児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことである。そこから児童虐待を定義し、実際に虐待を生み出す根拠や誰がどのように行っているか、その防止について論ずることが多い。

川崎二三彦氏の調査は、児童相談所で実際に業務を行っている立場から、しつけと虐待というだけでなく「体罰」というカードを2者間に入れ、すなわち、しつけ・体罰・虐待という三側面から、虐待の定義や類型を述べ、児童相談所などの充実が虐待防止に繋がると主張している⁴⁾。

村田泰子氏は、1990年代の児童虐待が社会問題

化するにあたって、「ネグレクト」という概念の誕生、そもそも虐待およびネグレクトの定義自体があいまいであることを前提に、圧倒的にネグレクトが「母親」によるものであることから、ジェンダー視点から虐待・ネグレクトを分析した上で次のような提言をしている⁵⁾。「虐待やネグレクトの発生を、狭い二者関係（虐待する側と虐待される側）に還元してとらえようとする虐待の心理主義的アプローチに固有の限界と、現在、虐待やネグレクトの『予防』や『早期発見』を名目に広範囲に行われている支援的実践のイデオロギー的な負荷の大きさ」⁶⁾について論及している。

西澤哲氏は、カウンセリングの立場から、虐待を受けた子どもの心理的影響を述べているが、虐待とネグレクトについてアメリカでの事例の多くから考察を試みている⁷⁾。特にトラウマからの脱却をするのには、心理的ケアを生活環境全体と主にケアする人々との関係性からということが述べられている⁸⁾。

このように様々なアプローチがなされ、提言されているにもかかわらず、やはり実際は具体的にどこまでが虐待かという点では、必ずしも明確とはいえず、広く社会に浸透できない現実がある。その理由は、身体的・心理的な暴力を「虐待」とみなすのが殆どで、すなわち、暴力でなければ虐待ではない、という文脈であるからである。これに対して、ネグレクトは虐待ではあるが、日本では「養育（育児）放棄」「怠慢」に当たり、このごろは虐待と区別をしつつ、虐待の概念が広がっているというのが最近の研究の到達点である。しかし、子ども虐待（児童虐待）は、当事者の考えを聞くことができず、思春期・青年前期における子ども虐待の実態について研究が殆どされていない。思春期・青年前期の子ども虐待は、むしろ身体的・精神的暴力というより、現段階で生活的に自立しているからという理由から、「ネグレクト」の方がより現実には色濃いと推察できる。これから本稿は、虐待やネグレクトを受けたであろう当事者として高校生と大学生の意識調査を行い、

主要な特徴の考察を行うことに大変意義があると考えているわけである。また、高校生や大学生は間近に結婚や子どもを産み、育てる時期という年齢すなわちこれから家庭生活と子育てをする年齢でもある。このような観点から「親準備性」⁹⁾の段階で、子ども虐待について学ぶことは大変重要であると考えている。

なお、本稿は虐待が大学生など年齢が広範囲に及んでいることを鑑みて「子ども虐待」という用語を使用する。次に調査方法とその結果の概要について記す。

II 調査の概要

1. 調査目的

- ①虐待を受ける側としての当事者である高校生と大学生の虐待に関する意識と実態を明らかにする。
- ②高校生と大学生の意識の差、特徴を明らかにする。
- ③その意識と実際の経験との関連やジェンダー

視点（男女の意識の違い）で分析を行う。

2. 調査項目内容

基本的属性、結婚及び子どもの有無希望、親の親密度、虐待に関する認識、虐待の経験などである。

3. 調査方法、調査対象と調査期間

(1) 調査対象

- ①鹿児島県内のA公立高等学校2年生 111名
(女子73名男子38名)
- ②鹿児島に通うB大学生 160名
(女子88名男子72名)

(2) 調査期間

A高等学校：2009年10月

B大学：2010年2月～2011年4月

(1)(2)ならびに調査方法を表1に示した。

調査方法は、高校現場の教員にチェックをしていただき、スクールカウンセラーにも相談した。全体として、集団質問紙法を行った。また本稿は、

表1 調査方法

対象	高校生	大学生		
科目及び 受講内容	家庭総合	①家政概論 (後期)	②家政概論 (前期)	③人間と生活 (前期)
実施時期	2009年10月	2010年 2 月	2011年 4 月	2011年 4 月
サンプル数	111人	78人	44人	38人
		160人		
	271人			
調査方法	集団質問紙法（学校を通して質問紙を配布し、回収）			

表2 調査対象者の基本属性

項目		対象（人）	高校生（N=111）	大学生（N=160）
きょうだい数（平均）			2.38	2.6
生誕順位	一番目		33 (29.7%)	80 (50%)
	二番目		44 (39.6%)	48 (30%)
結婚希望	結婚したい		103 (92.8%)	148 (92.5%) (既婚1)
	どちらでもない		3 (2.7%)	0
	結婚したくない		5 (4.5%)	12 (7.5%)
子ども	有	子どもは欲しい	105 (94.6%)	149 (1有) (93.1%)
	無	欲しくない	5 (4.5%)	11 (6.9%)
	有	子どもが好き	97 (87.4%)	150 (93.8%)
	無	子どもが嫌い	14 (12.6%)	10 (6.3%)

高校生グループを単に「高校生」、大学生グループを「大学生」と表記する。

4. 調査対象者の基本属性

表2に示したように、きょうだいの数は全国平均1.66(2005年)から見ても多い県である。鹿児島県は第4位である。大学生は「一番目」いわゆる「長女・長男」が多かった。ちょうど調査対象の高校生の姉・兄が大学生に当たる年齢と思われる。高校生及び大学生は「結婚希望」が強く、「結婚したくない」層は大学生の方が多かった。子どもが「好き・嫌い」の間には、大学生の方が高校生より「子どもが好き」が多かった。

5. 分析視点

調査の概要から、きょうだいの数が多く、鹿児島県の特徴と思われ、鹿児島での調査のみという制約もあり、したがって、基本的には、大学生と高校生両方の合計について主に分析を行う。特徴的なことに対しては、特に高校生と大学生を分けて分析・考察を行う。また、ジェンダー差からの分析を行う。

本稿は、まず現状認識からはじめ、各々の事例回答の分析を行っていく。

III 結果と考察

1. 子ども虐待の増加についての認識

「子ども虐待」が増加しているかという質問項目に「とても思う」「少し思う」「あまり思わない」「まったく思わない」という4項目の中から

回答してもらった結果、高校生は「とても思う」が28人(25.2%)、「少し思う」が58人(52.3%)「あまり思わない」が22人(19.8%)、「まったく思わない」が2人(1.8%)であった(NA=1)。

それに対して、大学生は「とても思う」が69人(43.1%)、「少し思う」が70人(43.8%)、「あまり思わない」が18人(11.3%)、「まったく思わない」が2人(1.3%)であった(NA=1)。

以上の結果から、子ども虐待の増加認識に関しては、大学生の方が認識度は高い傾向である。しかし、「あまり思わない」「まったく思わない」も高校生と大学生はさほど差異がなかった。つまり、子ども虐待について関心がない場合、その生徒・学生の年齢や知識は関連性がない、といってい

2. 虐待をする人について(複数回答)と虐待理由(複数回答N=333)

次に、虐待をする人について「実母」「実父」「きょうだい」「義母」「義父」の中から複数回答をしてもらった結果、高校生・大学生とも「実母」「実父」「義父」「義母」「きょうだい」の順であった。全体としては、「実母」が121人(36.3%)、「実父」が92人(27.6%)、「義父」が69人(20.7%)、「義母」が43人(12.9%)、「きょうだい」が8人(2.4%)であった(図1)。

これにかんしては、現実には虐待をする人とはほぼ同じであり、生徒・学生側は虐待にかんするニュースなどの情報を受け入れているものと思われる。また、連日の子ども虐待ニュース報道が多

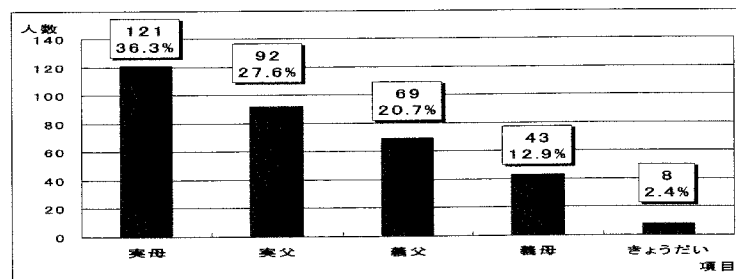


図1 虐待をすると思う人(複数回答N=333)

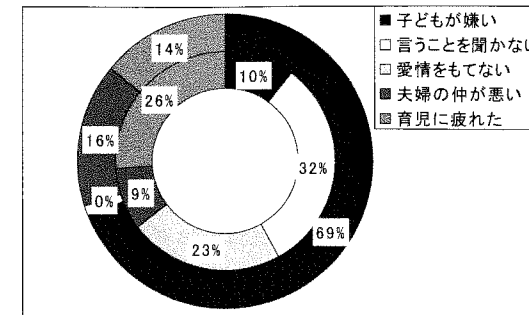


図2 虐待の理由
(内側高校生n=207と外側大学生n=206合計N=413)

く、世間に浸透していると思われる。

虐待理由について、「子どもが嫌い」「育児疲れ」「子どもが言うことを聞かない」「子どもに愛情をもてない」「夫婦の仲が悪い」の中から複数回答を求めた結果、高校生と大学生の認識には差があった。高校生は「子どもが言うことを聞かない」が66人(31.9%)、「育児疲れ」が54人(26.1%)、「子どもに愛情をもてない」が47人(22.7%)、「子どもが嫌い」が21人(10.1%)、「夫婦の仲が悪い」が19人(9.2%)の順であった。大学生は「子どもが嫌い」が142人(68.9%)で、約7割弱という高さであった。次に「夫婦の仲が悪い」が33人(16%)、「育児疲れ」が29人(14.1%)、「子どもが言うことを聞かない」が2人(1%)で「愛情をもてない」はいなかった(図2)。これらからすると、高校生の方が「子どもが言うことを聞かない」「育児疲れ」など大学生より現実的な理由を示していた。

子ども虐待増加の認識と誰が虐待を行うか、という質問への回答から、大学生は頭で理解しているが、子ども虐待理由のリアリティには高校生のほうが現実的であると思われる。

3. しつけ・体罰、虐待・ネグレクト

虐待とネグレクトに関する意識を探る前に、ここで、ネグレクトのことをもう少し説明を加える。

ネグレクトは直接的な身体的・精神的な暴力とは異なるが、世話や配慮を怠る怠慢であり、継続

すると結果的に死にいたる「暴力」となることをさす、と定義する。ネグレクトには、2つある。消極的ネグレクト—親の経済的な問題、精神的障がいなどの原因から子どもの世話を見られないなどの理由を指しているネグレクトがある。一方、積極的ネグレクトは養育や世話に対する知識や経済的な問題などの理由がない場合である。過去の事例は、死亡した例として「病気になるでも受診させない」「暑い日差しの中に駐車場の車内の放置」「冬季ベランダに放置」などがある。これらは、刑法第217条・第218条・第219条の委棄などによって処罰の対象である。そのほか、「十分な食事を与えない」「入浴させない」などがある。このような死亡や子どもの身体に傷をつけるにはいたらないが、長期的な場合などはネグレクトである。

また、欧米と日本の考えなどは異なる場合があるが、いまやネグレクトと認知された例に「クルマの中での放置」がある。日本では子どもをクルマの中に入れ、買い物をすませることがあるが、アメリカは、完全にネグレクトである。これは、日本で死亡例があったため、ネグレクトとして刑法になった経緯がある。まとめるとネグレクトは虐待である。このように、虐待という概念は「暴力」という精神的・身体的な虐待の枠組みから、さらに広がったと捉えることである。

以上から、虐待・ネグレクトとの関係性を見てきた。もう一つ問題を複雑にしているのが、しつけ及び体罰を行う親との関係である。親は「しつけ」「体罰」としてこれらを行うことが多い。それは以下の民法規定を誤認しているものと思われる。すなわち、民法第822条「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」と、民法第820条である。監護・教育の権利義務として、民法第820条は、「親権を行うものは、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されているが、これを「しつけ」と誤認し、これらの誤認がむしろ「虐待・ネ

グレクト」を覆い隠すものとして作用している。「行き過ぎた指導」「愛の鞭」なども同じ類である。なぜなら、子どもにとっての最大の利益にはならないからである。この考えは児童福祉法からきているが、特に子どもの権利条約批准後、ますますこの考えは輝きを放ってきている。

2010年、子どもの権利条約第3回総括所見が出されたが、日本への勧告として、家庭・施設を含めた全面的な体罰禁止の立法化が上げられており、早急に政府は行う必要がある。また、子どもの権利条約の内容について、さらに一般市民に知らせる必要があるだろう。

かつて、教員が「体罰」だといって、児童・生徒を罰したことがあった。もし子どもが悪いことをしたら、「体罰」でもって「悪さ」や子どもが侵してしまったことの重大さがわかるのであろうか。わかることはない。むしろ、そのような体罰があったら「教員」の方が「罰」せられる昨今である。それは、学校教育法第11条において、教師の懲戒権が規定されており、「体罰」はこの懲戒権の乱用ということになるからである。一方、国民にも「人権」という考え方が浸透し、根付いてきたからである。問題は「私的」「親」ということから他者が介入できないということがあることが子ども虐待の問題の深刻さがある。よって、本研究は「しつけ」「体罰」という親や保護者からの側面ではなく、子どもにとって何が虐待なのかという点を提起したい。

4. 虐待の具体的場面を想定した意識

虐待の具体的な場面としては実際の子ども虐待及びネグレクトであった事件から、具体例を基に以下の事例を作成した。事例(一)・(三)が従来から問題になっている「虐待」であり、事例(二)・(四)・(五)がネグレクトにあたいする。

この事例に対し、「虐待である」「虐待でない」「わからない」の選択肢を設け、回答してもらった。以下、各々についての結果を示す。

表3 五つの事例

事例(一)：いけないことをしてしまった子どもに対し、しつくだといって暴力をふるい、病院にいくほどの怪我を負わせた(身体的虐待)	
事例(二)：親の仕事が忙しく、夜はほとんど一人でインスタント食品を食べることが多い(安全・安心についてのネグレクト)	
事例(三)：子どもに対して「バカ」や「死ね」などの言葉を言うことがくせになっている(心理的・精神的虐待)	
事例(四)：しつくだと言って子どもを家の外に出して、夜遅くなるまで中に入れない(安全・安心についてのネグレクト)	
事例(五)：子どもの携帯を勝手に見て、メールの内容などを確認する(心理的・精神的ネグレクト)	
* 今後は、高度情報社会におけるプライバシーに関する社会問題(人権侵害)と考えられる	

1) 大学生と高校生の意識の違い

(1) 身体的虐待

この身体的虐待に関しては、大学生と高校生の間の意識には差がなかった。高校生・大学生とも事例(一)を「虐待と思う」のは、90%以上であった。また、両グループとも「わからない」と回答したものが各々5%いた。「虐待でない」と回答した高校生は1人(0.4%)、大学生は5人(1.8%)であった。この理由は「しつけ」だから仕方がない、程度の問題—死亡にいたらないから虐待ではないと判断したのではないかと推察できる。

(2) 安心・安全のネグレクト—孤食と食事内容

高校生は「虐待ではない」が71人(64%)と多く、ついで「わからない」が33人(29.7%)、「虐待である」が7人(6.3%)であった。

大学生は「わからない」が61人(38.1%)、「虐待ではない」が55人(34.4%)、「虐待である」が44人(27.5%)であった。「虐待」とする割合は大学生の方が高校生よりも多かった(図3)。

この事例に対しては高校生・大学生とも「わからない」「虐待でない」という傾向がある。実際、中・高校生の3割が夕食を「一人で食べる」という孤食の時代、それが「当然」のような社会的風

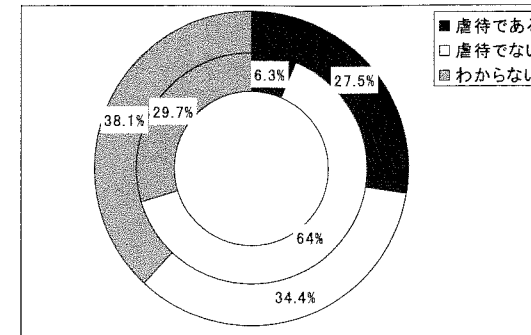


図3 孤食と食事内容(内側高校生 外側大学生)

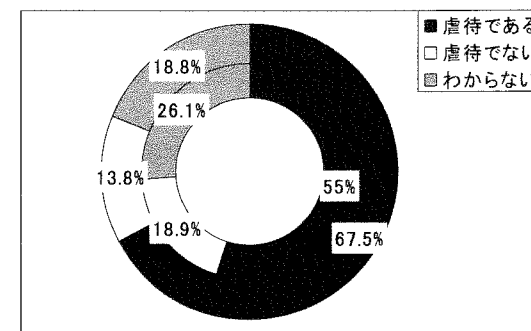


図5 野外放置(内側高校生 外側大学生)

潮であることは確かである。しかし、それでよいのだろうか。また、インスタントラーメンを継続することによる栄養的な偏りについても大変重要視したいところである。

(3) 心理的・精神的虐待—言葉の暴力

次に「バカ」「死ね」などの言葉の暴力についてみる。高校生は「虐待である」が77人(69.4%)、次に「わからない」が25人(22.5%)で、「虐待でない」が9人(8.1%)であった。それに対し大学生は「虐待である」が135人(84.4%)にも及ぶ。「わからない」が17人(10.6%)、「虐待でない」が8人(5%)であった(図4)。

大学生の場合は、高等教育を受けていることからして、人権に関することの非道性について認識しているものの、高校生の場合、日常的にそのように言われているのではないかと危惧される。

(4) 安心・安全のネグレクト—野外放置

高校生・大学生ともに「虐待である」が他の項

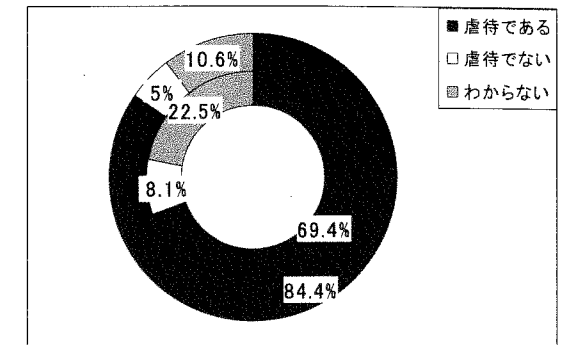


図4 言葉の暴力(内側高校生 外側大学生)

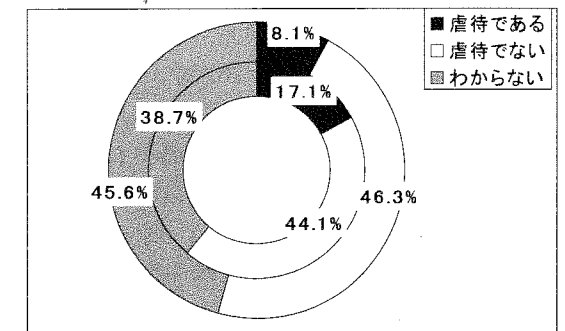


図6 メールチェック(内側高校生 外側大学生)

目よりやや低く「高校生」が61人(55%)、大学生が108人(67.5%)であった。大学生の方が虐待だと思う割合が高かった。「虐待でない」と思う高校生が18.9%、大学生が13.8%であった(図5)。高校生の「わからない」が26.1%、大学生が18.9%であった。この野外放置については、高校生はわからないが約3割に近いので、今後家庭や地域、学校と連携して、野外放置予防や野外放置の早期発見と保護に努める必要がある。

(5) 心理的・精神的ネグレクト—メールチェック

高校生や大学生のケータイ普及率はもはや100%といわれ、しかも「ケータイ命」という言葉も多くいわれている。犯罪や不審者などの防衛などから子どもにケータイを所持させる親・保護者は少なくない。しかし、反対に親・保護者や恋人などからのメールチェックは日常的に行われている。今回、現代的な問題としてケータイのメールチェックを質問項目に取り入れたのもこのよう

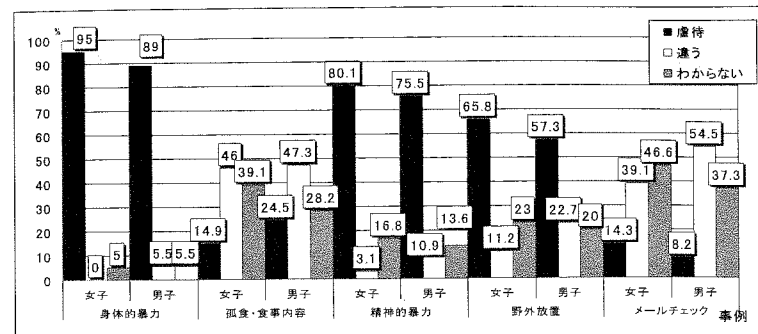


図7 各事例に対する意識 (男女別)

な背景があるからである。

大学生は「虐待」が13人 (8.1%)、「虐待でない」が74人 (46.3%)、「わからない」が73人 (45.6%)であった。高校生は「虐待」が19人 (17.1%)、「虐待でない」が49人 (44.1%)、「わからない」が43人 (38.7%)であった (図6)。

この項目に関しては、高校生の「虐待」意識が大学生の倍も高いのが特徴であった。それは高校生の場合、ケータイが生活や自己の一部となっているからである。大学生の場合は、高校生より時間や金銭面での自己管理が達成しているのではないと思われる。

2) ジェンダー視点からの分析

実際の子ども虐待は、母親の虐待が多い。つまり女性からの虐待に対して、高校生・大学生にとってどのように映っているのだろうか。この節では、男女の意識の違いについて分析を行ってみる。男女別に各々割合を明示した (図7: 女子161名、男子110名)。

図7から、特徴を3つ述べたい。第一は、女子が男子を上回る事例として虐待と認識している事例に「身体的暴力」「精神的暴力」「野外放置」が上げられる。これらから考察すると、特に女子にとって間接・直接「暴力」は大変容認しがたい事と思われる。逆に男子は女子より「暴力」に関して寛容であるといえよう。暴力＝元気などと、誤った認識をしている場合も少なくない。このこ

とから、今後家庭や学校などで徹底して「暴力」についての教育 (禁止および非道なことの理解) をしていく必要がある¹⁰⁾。

第二に、男子が女子を上回る事例に「孤食・食事内容」「メール・チェック」が挙げられる。これらは、「虐待ではない」と少なからず思う事例である。暴力だけでなく、ネグレクトに関してもどちらかという女子より男子がネグレクトを容認する傾向が伺えられることである。

第三に、これらネグレクトの事例は虐待かどうか「わからない」という意識が男女とも高率であることから、プライバシーに関する教育、人権教育や親子のコミュニケーションのあり方を社会全体で再検討されるべきものではないだろうか。

例えば実際に、親が子どものケータイを開けてメールチェックを行うことがある。この行為は親の役割である、という言葉で済まされていないだろうか。思春期であれば、親であっても触れられたくないことも多いはずである。しかし、問題があった時、これを黙って見逃すのではなく、親子のコミュニケーションの充実をどのようにするかを熟慮すべきである。親にとっての心配は、子どもへの不当な性情報と使用である。これに関しては、ケータイ購入時から、「フィルタリング」¹¹⁾を行うべきである。また、デートDVなど恋人からの「メール・チェック」も今日はテレビなどでその防止をCMでようやく見られるようになった¹²⁾。

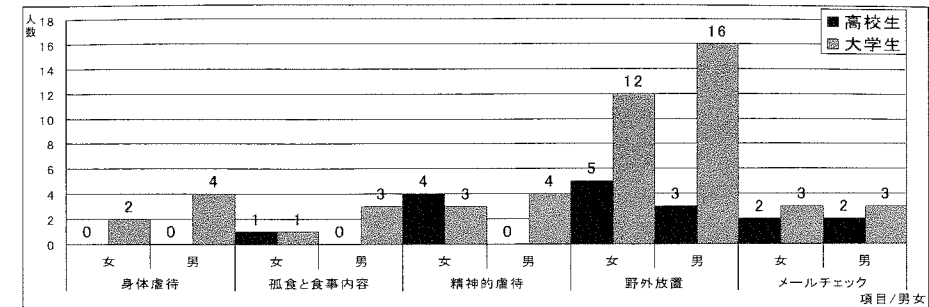


図8 男女別虐待・ネグレクト経験

また、お金を与えるだけで食事を買って済ませるなど、多くの問題がある。著者たちは教育現場で子どもとかかわりあう中で、毎日しかも朝・昼・夜もコンビニやファーストフードでの弁当・パンで食事をすませる子どもを見てきている。食育や家庭科の充実はさることながら、家庭での教育を土台としたい。

5. 虐待・ネグレクト経験と意識

1) 虐待・ネグレクト経験と虐待・ネグレクト意識
次に、「事例 (一) から (五) の中で自分が今までに経験したこと (虐待を受けた) はありますか」という質問項目に対して、高校生は15人、大学生は30人、虐待・ネグレクトを受けていた。以下は1人つき、複数の逆・ネグレクトを受けていた結果を示す。

高校生の事例 (一) はなかった。高校生は事例 (二) が1名、事例 (三) が4名、事例 (四) が8名、事例 (五) が4名で、合計17名であった。大学生の事例 (一) は6名、事例 (二) が4名、事例 (三) が7名、事例 (四) が28名、事例 (五) が6名で合計51名であった (図8)。

この結果、大学生の方が高校生よりも「虐待・ネグレクト」を受けている傾向が伺われる。高校生より数年長く生きており、経験知があることだけでなく、「大学」に入学させたい、との親の願いで厳しくなったかもしれない。特に大学生の「野外放置」経験に関しては、多いと言わざるを得ない。また男女区別なく、虐待・ネグレクト

がある傾向である。

これら、事例 (一) ～ (五) の経験と、それぞれの事例に対する意識とをクロス集計を行った。

高校生の場合、事例 (二) を経験した1名は、事例 (二) に対して「虐待であるか分からない」と答えていた。事例 (三) を経験した4名は、事例 (三) に対して「虐待ではない」と答えていたのが2名、「虐待である」が1名、「分からない」が1名であった。事例 (四) を経験した8名は、事例 (四) に対して「虐待ではない」と答えていたのが5名、「分からない」と答えていたのが3名であった。事例 (五) を経験した4名は、事例 (五) に対して「虐待ではない」と答えていたのが1名、「分からない」と答えていたのが3名であった (表4)。

大学生も同様に、虐待・ネグレクト経験があるにもかかわらず、意識としては「虐待」「ちがう」「わからない」など意識が多様であった (表5)。ただ、5事例のうち、4事例を受けていた女子、5事例とも経験していた男子は、全ての事例に対して「虐待」としていた。このように虐待・ネグレクトを受けているのが多いと、その意識は「虐待」になるのではないだろうか。

表4・5から、自分が今までに経験してきたことを虐待であると認めるということはなく、虐待であったのかどうか疑問に思っていたり、虐待ではないと自分に言い聞かせているのではないだろうかと推察できる。

以上から、虐待・ネグレクト経験と虐待意識と

表4 高校生の虐待・ネグレクト経験と虐待意識（人：N=15）

事例	経験（人）	虐待である	虐待でない	わからない
身体的虐待	女子（0）	0	0	0
	男子（0）	0	0	0
孤食・食事内容	女子（1）	0	0	1
	男子（0）	0	0	0
精神的虐待	女子（4）	1	2	1
	男子（0）	0	0	0
野外放置	女子（5）	0	2	3
	男子（3）	0	3	0
メールチェック	女子（2）	0	0	2
	男子（2）	0	1	1

表5 大学生の虐待・ネグレクト経験と虐待意識（人：N=30）

事例	経験（人）	虐待である	虐待でない	わからない
身体的虐待	女子（2）	1	0	1
	男子（4）	2	2	0
孤食・食事内容	女子（1）	0	0	1
	男子（3）	1	1	1
精神的虐待	女子（3）	2	0	1
	男子（4）	2	2	0
野外放置	女子（12）	5	3	4
	男子（16）	6	6	4
メールチェック	女子（3）	1	1	1
	男子（3）	1	1	1

表6 子どもが愛されていると思う意識（人：N=269）NA= 2

意識	愛されている	どちらかという と愛されている	どちらかという と愛されていない	全く愛されていない
校種				
高校生	46	57	8 { 女子 5 男子 3 }	0
大学生	105	52	1 (女子)	0

表7 虐待・ネグレクト経験と「愛されていない」と思う意識・他（N=9）

校種別	番号	性別	事例経験	事例に対する意識	愛されていない と思う理由 （自由記述）	子どもが好き	子どもが欲しい	結婚したい	両親の仲が良い*
高校生	1	女	無	わからない	なんとなく	○	○	○	△
	2	女	③		無回答	○	○	○	×
	3	女	無		なんとなく	○	○	○	△
	4	女	無		ほっとかれる	○	○	○	×
	5	女	④	ちがう	全部反対される	○	○	○	○
	6	男	⑤	ちがう	話そうとして くれない	○	○	○	○
	7	男	無	無回答	話さない	○	○	○	×
	8	男	無		無回答	○	○	○	×
大学生	1	女	無		なんとなく	○	○	○	○

*○仲が良い △どちらかというと仲が悪い ×とても仲が悪い

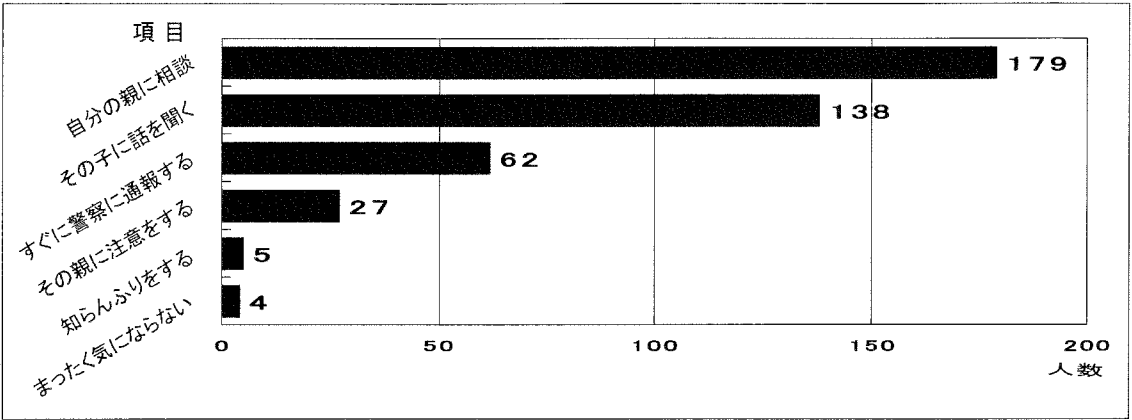


図9 もし、虐待を見つけたら（複数回答N=415）

の相関性はないものの、セクシャルハラスメントと同様、本人の虐待に関する意識がむしろ大変重要であることがわかった。そうであれば今後、前にも述べたように人権教育が家庭や学校あるいは社会で教育と予防をしていく必要がある。

2) 虐待・ネグレクト体験と親からの愛情意識

親（保護者）から「愛されているか」という設問に回答してもらった結果、以下の表のようになった（表6）。親から愛されているかどうかの実感と虐待の関係を考察するために伺ったものである。

この結果から、大多数の高校生と大学生は親か

ら「愛されている」結果となった。しかし、中には「どちらかというと愛されていない」が高校生8人、大学生1人いた。この9人に関して、虐待・ネグレクトの経験とその意識をまとめた表が表7である。

この結果から、親（保護者）から愛されているかどうかの意識については、虐待・ネグレクト経験の有無には関係性がないように思われる。しかし、自由記述でみると、「愛されている・いない」理由のうち、「ほっとかれる」「話そうとしてくれない」「全部反対される」「話さない」などの散見はネグレクトにあたるのではないだろうか。また、「なんとなく」という子どもからの実感は親子で

の会話が不足しているかもしれない。特に虐待・ネグレクト経験がある番号「2」「5」「6」の高校生は、その事例の意識は「虐待ではない」「わからない」と答えていることから、前の分析と同じように、虐待であると認めることはなく、また虐待ではないと自分に言い聞かせていると思われる。

「子どもが好き」「子どもは欲しい」「結婚したい」との関連性については、まったくないといってよい。しかし、自分が愛されているかどうかと、「両親の仲」についてみてみると、9人中4人が

「とても仲が悪く」2人が「どちらかというと仲が悪い」という結果から、少なくとも両親の仲の良さについては何らかの影響があると思われる。

6. 虐待・ネグレクトの発見について

「もし、虐待を見つけたら」として、「身の回りの親に相談」「すぐに警察に通報する」「その子に話を聞く」「その親に注意する」「知らんぷりする」「全く気にならない」のうちから、複数回答を求めた。高校生・大学生ともまずは「自分の親」が179人（43%）、次に「その子に話を聞く」

が138人(33%)、「すぐに警察に通報する」が大学生の方が若干多いものの27人(16%)であった。中には「知らん振りする」「まったく気にならない」が前者5人と後者4人で各々1%ずつだった(図9)。

7. まとめ

本調査により、次のことが明らかとなった。

- ①「虐待の増加」が進行しているという概念的、観念的に把握している率については高校生・大学生ともに増加していると認識していた。
- ②虐待をする人は、高校生・大学生とも「実母」「実父」「義父」「義母」「きょうだい」の順であった。
- ③虐待をする理由は、高校生は現実的で「子どもが言うことを聞かない」が多く、大学生は「子どもが嫌い」を多くあげていた。
- ④五つの事例をあげ、そのうち身体的虐待や精神的虐待は高校生・大学生ともに「虐待」と認識していた。しかし、「孤食・食事内容」「野外放置」「メールチェック」は、「虐待でない」「わからない」が多かった。
- ⑤虐待・ネグレクトにおける男女による意識の差として、ジェンダー傾向が散見する。すなわち、「身体的虐待」「精神的虐待」のように直・間接による暴力については女性より男性が容認している傾向がある。
- ⑥虐待・ネグレクトを受けた経験がある高校生・大学生がおり、その生徒・学生の虐待・ネグレクトの意識と親(保護者)から愛されているという意識との相関性は見られなかった。虐待・ネグレクトを受けた経験があるからといって、「虐待」であるとは認めず、又は「わからない」という回答があった。しかし、自分が愛されているかどうかの意識は、虐待・ネグレクトを受けた経験よりも両親の仲が良いかどうかの影響にかかっているものと思われる。つまり、虐待・ネグレクトを受けても、両親の仲が良ければ、自分が愛され

ているという意識がある。

- ⑦虐待を見つけたら、まず自分の親に相談するが多く、その子にも事情を聞くという姿勢であった。

以上、5つの事例調査と虐待・ネグレクト経験から、「虐待・ネグレクト」という概念を高校生・大学生とも「模索」している段階と行うことができる。また、まとめ⑥⑦の結果から、親への信頼や親の仲が良いかどうかの影響はあるものと思われる。

今後の課題として、他県での調査と事例研究を行う必要があるだろう。

本研究は、「男尊女卑」が根強い県として、また、子どもの数が大変多い県としての背景を持つ。したがって、ジェンダーやきょうだいとの関係の調査も必要である。

さらに、「暴力」でなければ虐待ではないのか、ネグレクトとの違いを詳細に調査する必要があると思われる。特に本研究の目的である家庭科教育での授業開発では、この点を明確に押さえない。また、家庭教育と家庭科教育、共通して言えることは、討論やコミュニケーションを充実させることが「虐待・ネグレクトとは何か」を主体的に判断することに繋がるものと思われる。

IV 結果から全体的な考察

(1) 子ども虐待の相談数が増加、実際も虐待が増加していることの生徒・学生の認識はあると思われる。しかし、その背景に、なぜ命が疎んじられているのかを個人的・家族の問題とせず、社会的視野で考えさせることが必要である。例えば、母親(実母・継母を問わず)の虐待が多いのには、「男性は仕事、女性は家事・育児」というジェンダー意識がまだまだ、根強いからである。さらに、地域での母親の「孤立化」があげられ、相談相手もない現状である。かつては祖父母の同居があり、祖父母が子育ての経験と知識から、相談相手もできた時代から、周囲に相談相手もない状況へと地域社会の変容があげられる。そこに、社会

から家庭支援を一層深めることが課題である。

子育てや家事労働時間の男性参加は世界的にも低く、家庭が協力体制になっていないことが、母親がいらだち、子どもへの虐待へと心理的に追い込まれる現状がある。

家庭の経済的貧困化があげられ、非正規雇用者が全体の1/3を占め、リストラ・倒産などの増加と競争の影響から、これらのはけ口を弱いものに向けていく社会的背景がある。

(2) 虐待の理由が「子どもが嫌い」「子どもが言うことをきかない」などから、子どもという大人とは異なった「生命体」そのものの理解不足があげられる。言葉を通して相手に伝えることのままならぬ、特に乳幼児は「泣く」ことが仕事であっても、機械化された生活様式はそれを受け止めることの大変困難さを伴う。時間におわれ、精神的余裕もない現代社会は、ゆったりと子育てを楽しむことができない。

小・中・高校、大学の児童・生徒・学生を持つ保護者の場合も同様で塾・お稽古事に行かせることが、他人との競争に打ち勝ち、勝つことが、幸福であり、そのようにすすめることが家庭教育だと錯覚している。

特にネグレクトがここにすきいる状況である。このような認識を改め、家族・家庭の教育機能をケアやコミュニケーションを通じて復権させる必要がある。

また、これから親になっていく生徒・大学生の場合は、人間らしく育つということの倫理観を自ら育てあげることが大切である。「いやなこと」を「いや」と言う意見表明は、相手との関係を築く上で否定的なことではなく、より関係性を結ぶ上で重要である。

大人・社会から支援を必要とする場合には、どのようにすべきか、権利主体として、意見表明や行動することが必要である。社会はそのため、経済的保障と相談窓口の充実、正規雇用、などあらゆる支援をすすめたい。

また、現実の親世代は、動植物の飼育・栽培へ

の経験が少なく、「命」の大切さをこれらの活動を通して教えられることなく、早くから受験や競争の中で大人となり、狭い住居環境で育った世代である。子どもだけでなく、動植物、隣人、仲間など人や命、ものとのかかわりが希薄な世代に子ども理解とどのように自分を育てあげていくか、社会教育との連携も必要である。

(3) それには、子どもの養育義務と人権の尊重を基盤とした社会づくりと法制度の充実が挙げられる。子どもの権利条約を受け、「家族」だけを限定すべきでなく、大人からの体罰の全面的禁止を織り込んだ法律と支援のあり方が緊急の課題である。

家庭という私的な領域には限度があり、そのために子どもが主権者として位置づけるのには、学校教育としての取り組みは欠かせない。そこで、学校教育として「家庭科」の取り組みと、家庭プログラムを提案したい。

V 学校教育における授業プランと家庭プログラム

(1) 学校教育での「子ども虐待防止」に関する授業開発

1) テーマ・題材:一家庭科として「子どもの権利条約を学ぶ」—高校・大学編(中学も可)

学校教育の中において、家庭科は、命の教育(保育)と様々な事象(もの・こと—衣食住、環境、経済)と家庭生活・家族のことを学ぶ教科である。家庭教育は私的な価値観があり、なかなか他人が踏み込むことのできない世界だが、公教育—家庭科や保健体育(性教育)などで人権を柱とした教育を進める必要がある。

そこで、「子ども虐待」を題材に、家庭科における授業開発の提案を行う。

2) 対象領域:保育、家族・家庭生活領域

3) 授業設計の視点

この数年「子ども虐待」相談件数が増加している。人として生まれ育つために、子どもの命が奪

われ、この問題の解決に向けて家庭科ではどんな実践が考えられるだろうか。子ども虐待そのものだと、解決が困難と予測される。ここでは、むしろ、権利主体の子どもを「～してはいけません」から「～してもよい」という、子ども達を前向きに育て、セルフエステームに繋げる教育が必要である。そのため「子どもの権利条約」を学ぶこととする。方法は、調べ学習・発表（プレゼンテーション）とし、グループ活動を学習形態とする。

4) 授業構成

- ①私たちの今一世代の子どもの現状
 - ・現代っ子の幸・不幸⇒新聞記事・雑誌・メディアなどで調べ、グループでコミュニケーション・発表をする。（そこに子ども虐待を取り上げるグループがあるかも知れない⇒あくまで押し付けない。問題・課題の発見をさせる）
- ②権利主体とは何だろうか⇒虐待とネグレクト、子どもだからしょうがないか、悪いことをしたからしょうがないのだろうか（問題・課題をどのように捉えるか）
- ③子どもの権利条約を学ぶ一歴史と内容（解決の方法）
- ④主要な項目ごとにグループで調査・発表、コミュニケーション（発信・意見表明・連帯・共同）

5) 授業目標

- ・子ども自身がどのように子どもを捉えているかー現状認識
- ・現実の科学的認識ーなぜそうなっているのか・背景・理由を考える。
- ・問題解決一方法として「子どもの権利条約」を学ぶ
- ・具体的な行動・目標を考えるー発信・表現・コミュニケーション

6) 期待される効果

- ①セルフエスティームと人とのつながりがわかる
- ②人として生まれ、育つために共同・協力の役割が重要であることの認識が培われる。
- ③社会的・政治的な自立が育成できる。

(2) 家庭教育のプログラム提案

- ①人と生命を尊ぶ教育ー日常生活におけるケア（世話・教育）
- ②自立・自律の教育ー生活習慣を確立し、生活的自立・精神的自立・経済的自立・性的自立・社会的自立（家族や社会の一員として）・政治的自立の確立の育成を目指す。
- ③コミュニケーションの充実
- ④倫理・価値観の交流（押し付けでないもの）⇒疑似きょうだい体験など
- ⑤健康・安心・安全のケアと配慮
- ⑥父親の育児参加支援、特に企業への取り組み支援の確立など、主権者としての（21世紀型市民）教育が求められる。

VI これからの虐待・ネグレクトに関する提言

以上の調査と日本では虐待・ネグレクトの原因を親・保護者に責任があると思われるが、親・保護者も支援を求めているという観点から、緊急に述べておく必要が4点ほどある。

- (1) 家庭・学校・社会というそれぞれの教育において、大人からの虐待に抗するものとして、「人権教育」を位置づける必要がある。
- (2) 虐待・ネグレクト予防として、地域の人々、行政などあらゆる機関・場所での予防と子どもへの支援・ケア
- (3) 虐待・ネグレクトをする原因の究明と解決について、家庭教育では親とのコミュニケーションを中心に構築する必要がある。親・保護者への支援
- (4) 学校教育では、虐待とネグレクトの違い、命の大切さを教えたい。

おわりに

子どもたちの未来は私たちの未来でもある。子どもが不幸な社会は私たち大人たちも不幸である。子どもへの虐待は大人たち自身への自虐的な行為である。子どもの虐待をなくし、あらゆる暴力を否定する社会づくりの運動として、NPO法人「オレンジリボン運動」¹³⁾がある。これらの運動と連携していくことが重要である。

引用文献

- 1) 湯沢雅彦・宮本みち子 『新版データで読む家族問題ー人身売買』NHKブックス 2008 p.244
- 2) 西澤哲 『子ども虐待』 講談社現代新書 2010 pp.162-182
- 3) 文部科学省 『高等学校学習指導要領』 東山書房 2009（平成21年） p.276
- 4) 川崎二三彦 『児童虐待ー現場からの提言』 岩波書店 2006 pp.22-61
- 5) 上野加代子編著 『児童虐待のポリティクス』 明石書店 2006
村田泰子 第4章 ネグレクトとジェンダーー女親のシティズンシップという観点からの批判的考察 pp.167-205
- 6) 上野加代子編著 『児童虐待のポリティクス』 明石書店 2006 p.196
- 7) 西澤哲 『子ども虐待』 講談社現代新書 2010
- 8) 西澤哲 『子ども虐待』 講談社現代新書 2010 p.214
- 9) 伊藤葉子 『中・高校生の親準備性と保育体験学習』 風間書房 2006
- 10) 森田ゆり 『子どもと暴力』 岩波現代文庫 2011 pp.40-43
- 11) 東京都調査 『フィルタリングに関する調査』 2010 pp.14-19
- 12) 鹿児島でのデートDV防止CM
デートDV防止のためのCM「愛しているか

ら・・・といて」と三人の時間差で若者が言い、「愛しているから何をしても良い」→「それってデートDVです」「デートDVについて考えよう」という内容である。提供:鹿児島市男女共同参画デートDV防止CM放映期間:2011年7月末から10月末まで

- 13) NPO法人児童虐待防止全国ネットワークは『オレンジリボン憲章』を提唱している。
 - ①私たちは、子どもの命と心を守ります。
 - ②私たちは、家族の子育てを支援します。
 - ③私たちは、地域の連携を広げます。
 - ④私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

参考文献

『教育と医学』（「特集1 子ども虐待に学校は何かできるか」） 慶応義塾大学出版会 2011 No.696
『教育』（「特集I 子ども虐待」） 教育科学研究会編集 国土社 2011 No.789

「家庭教育研究」寄稿規定

「家庭教育研究」紀要委員会

1. 寄稿者は、本学会の会員とする。ただし、本学会が特に必要と認めた場合には、会員以外にも寄稿を依頼することができる。
2. 寄稿内容は、家庭教育を対象とした研究領域に関わるものとし、他学会誌、研究誌等に未発表のものとする。
3. 寄稿論文は、依頼論文と投稿論文に分けられ、掲載の採否は紀要委員会で行う。
4. 依頼論文とは、本学会の依頼により作成された論文を指す。
5. 投稿論文とは、本学会の会員によって作成された論文であり、その内容から原著論文、研究ノート、実践報告に分けられる。この場合の区分は紀要委員会が行う。
6. 論文は一篇につきA 4版20枚以内(32字×25行)で横書きとし、図表及び写真もその分量の中に含む。写真や特殊な図柄等を挿入する場合は紀要委員会の承諾を経るものとし、それに掛かる費用のすべてを寄稿者は負担しなければならない。ただし、依頼論文はその限りではない。
7. 図表及び写真は、一枚ずつ台紙に貼り、必ず番号とタイトルを記入して本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書きで明記する。これによって提出されたものを正原稿とする。
8. 正原稿の他に、図表や写真に関連する本文の中にいれた原稿を提出しなければならない。これを副原稿とする。
9. 引用文献、参考資料は、原則として本文の最後に一括し、雑誌の場合には、著者名・題目・雑誌名・巻号・西暦年号・頁の順に、単行本の場合には、著者名・書名・発行所・西暦年

号・頁の順に記載する。

10. 寄稿論文には、欧文による題目、著者名を添付する。また、投稿論文のうち、原著論文、研究ノートに該当する論文は、欧文抄録(200語程度)ならびに欧文抄録の和訳を添付する。なお、本文が日本語以外の原稿の場合は、邦文による同様な様式を整えて添付する。
11. 寄稿論文はワープロ原稿とし、打ち出した原稿3部(正原稿1、副原稿2)と共に、フロッピーを添えて寄稿する。なお、本誌に投稿した原稿は返却しない。
12. 掲載論文の別刷りを希望する場合は、必要部数と送付先を正原稿の表題ページに朱書きで明記する。但し、これに掛かる費用のすべては寄稿者が負担する。
13. 本誌への寄稿は、本学会紀要委員会事務局宛に行うものとする。

付則

1. この規定は、平成8年3月2日から適用する。
2. この規定は、平成17年4月1日から適用する。

24年度「日本家庭教育学会高橋賞」の公募について

24年度「日本家庭教育学会高橋賞」を下記の通り公募いたしますので、該当者を推薦される方（自薦でも他薦でも結構です）はお申し出ください。「日本家庭教育学会高橋賞応募用紙」をお送りいたします。

記

1. 応募期間 平成24年2月15日～平成24年4月30日
2. 応募方法 所定の応募用紙にて応募する。（応募用紙は事務局にあります）
3. 応募資格 「日本家庭教育学会高橋賞」規定第6条による。（第6条は次の通り）
（「第6条 応募資格を次のように定める。
（1） 本学会の学会員であることを原則とする。
（2） 常任理事会がとくに認めた場合には、学会員以外でも応募を認める場合がある。」）
4. 学会賞の目的 「日本家庭教育学会高橋賞」規定第2条による。（第2条は次の通り）
（「第2条 本賞は、家庭教育に関する理論的・実践的研究において顕著な成果を上げ、家庭教育に寄与・貢献した団体または個人を顕彰することを目的とする。」）

本賞の運営等はすべて「日本家庭教育学会高橋賞」規定によりますので、詳しくは同規定を参照してください。

なお、お問い合わせ等は下記の本学会事務局までご連絡ください。

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42
八洲学園大学内
嚴 錫仁（日本家庭教育学会事務局）
eomseogin@gmail.com

紀要委員会

福 田 博 子（委員長）

石 井 雅 之 菊 本 智 之

江 田 英里香 佐 藤 貢 悦

小 川 健 次 下 田 好 行

生 越 詔 二 平 良 直

嚴 錫 仁 蛭 田 道 春

家庭教育研究 第17号

平成24年3月25日 印刷

平成24年3月31日 発行

発行所 日本家庭教育学会

発行者 望 月 嵩

〒220-0021 神奈川県横浜市西区桜木町7-42

八洲学園大学 生涯学習学部 嚴 錫仁研究室内

T E L 045-313-5454

印刷所 コスモプリント株式会社

〒361-0077 埼玉県行田市忍2-9-15

T E L 048-554-7111

F A X 048-554-7628